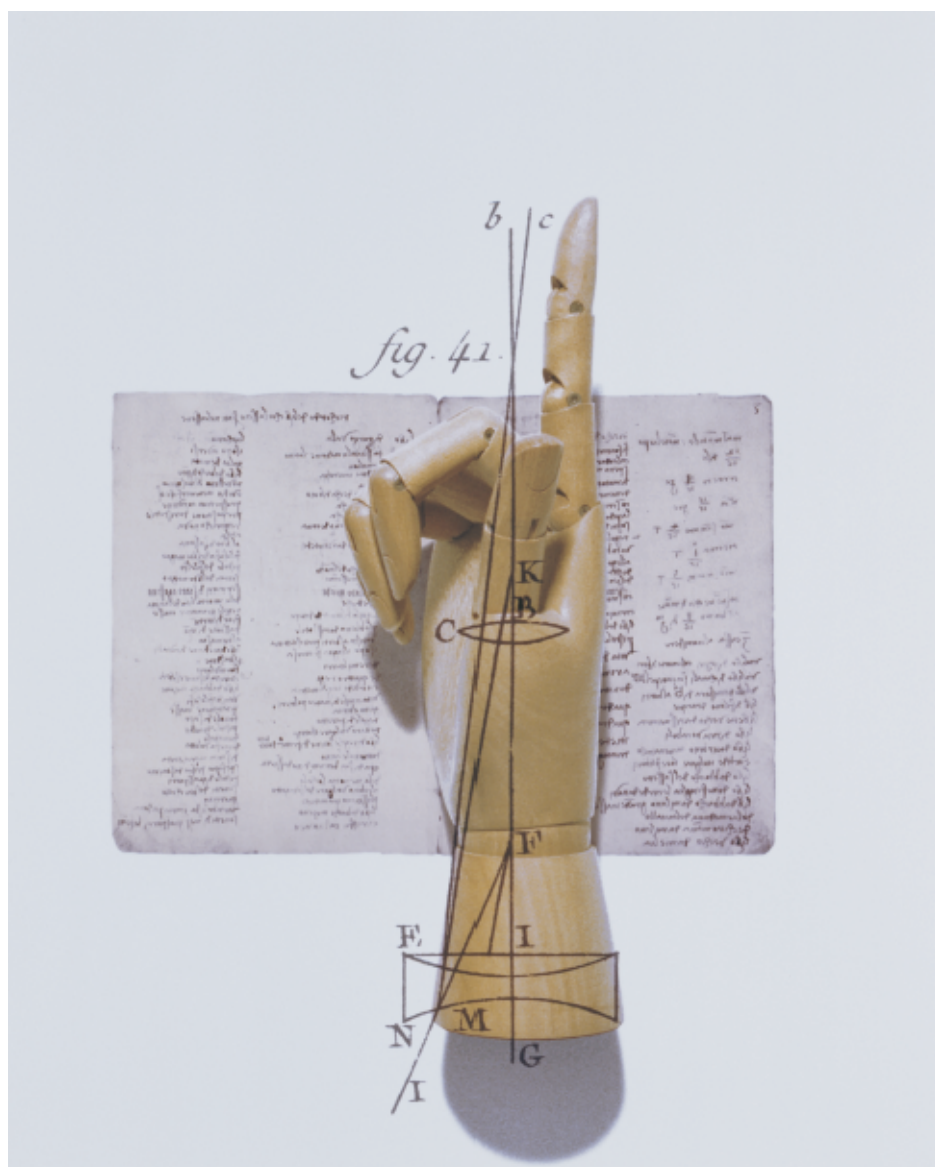


# 生活 第9号 安全

## ジャーナル



### ■特集

## 『リコール社告』の課題

安心を未来につなぐナイトです。

**nite** National Institute of Technology and Evaluation  
独立行政法人 製品評価技術基盤機構

09  
2010.5

●表紙について●

紙片はマドリッド国立図書館に残されている「マドリッド手稿」と呼ばれるもので、多くの分野に天才的な才能を発揮したレオナルド・ダ・ヴィンチが残した手書きのメモです。その図譜に「指」を組み込みました。

# 生活安全ジャーナル

C O N T E N T S

## 特集 「リコール社告」の課題

特集に向けて	3
NITE データベースにみる～リコール社告	4
法制度としてのリコールと自主的取り組みとしてのリコール 一橋大学大学院法学研究科教授 松本 恒雄	8
JIS S 0104 消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法について 主婦連合会事務局長 佐野 真理子	13

## NITE安全の視点

事故動向等について（平成 20 年度）	20
社告・リコール情報（平成 21 年 6 月～平成 22 年 1 月）	26
プラスチックの破損による製品事故事例について 製品評価技術基盤機構北陸支所製品安全技術課 下川 知樹	44

## 安全研究

リコール社告の役割と機能、そして品質リスクマネジメント 中央大学工学部 経営システム工学科教授 宮村 鐵夫	48
「消費者教育の体系シート（安全）」に対する学習内容と 製品安全に関する教科書の記載分析 茨城大学 教育学部教授 山本 紀久子	55

## コラム

製品安全だより～消費者とのリコール社告を通じた対話 帝塚山大学法政策学部教授 タン ミッシェル	18
数字で見る事故情報	47

事故情報収集制度とNITE	61
編集後記	62

特集

# 『リコール社告』 の課題

かつては、製品に欠陥があったための「お詫び広告」として受け止められがちだった「リコール社告」。数々の社会的問題となった製品事故等の事後的対応から社会的にも重要性を認知され、今では「リコール社告」は、製品を安全に使用するための「注意喚起」の手段としても有効に活用されてきているようです。ただ、「リコール社告」を情報としていかに多くのひとに伝えることができるかなど、課題は多くありそうです。

今号の特集では、『リコール社告』の課題」をテーマにして、「リコール社告」の現状を考えてみたいと思います。NITEが収集した「社告・リコール」の分析をはじめ、法律上のリコール制度の説明や社告リコールの規格化などについて、それぞれ執筆していただきました。

また、「PL研究」の項でも、リコール社告の役割と機能や、品質リスクマネジメントなどについて、その考えかたなどを執筆していただきました。

# 『リコール社告』の課題」の特集に向けて

生活安全ジャーナル編集事務局

かつて、リコール社告は事業者や社会にとって製品の欠陥による「お詫び広告」として、企業イメージのマイナスだったようです。しかし、今では迅速・的確なリコール社告の提供は、消費者の事業者への好感度の上昇につながるほど社会にその意味と意義が理解されてきたように思われます。

NITEは、平成元年からリコール社告の収集を始めましたが、事故情報収集件数とともに年々リコール社告件数は多くなっています。

事故情報の収集件数については、特に製造物責任法が制定された平成7年、24時間風呂による幼児の事故が発生した平成12年、そして平成18年度は大幅な増加となりましたが、こ

の年には消費生活用製品安全法の改正につながったガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故や幼児のシュレッダーによる指切断事故など、身近な製品による事故が社会問題として大きく取り上げられました。また、平成19年には改正消費生活用製品安全法が施行されるなど、法の整備とともに社会問題として製品への安全意識は高まってきており、それが事故情報件数の増加に顕著にあらわれているものと推測されます。

リコール社告については、事業者の対応の遅れ等で被害を拡大させることが消費者の信頼をいかに失うか——そうしたケースがみられたことから、企業のリコール社告への意識は着実に変わってきているようです。現在では、製品を安全に使用するための情報提供の手段としてもリコール社告は有効に使われつつあります。

ただ、現状としてはリコール社告対象製品からの事故も後を絶ちません。NITEに寄せられたリコール社告対象製品にかかわる事故情報をもみてもリコール社告後にも事故は発生しています。事業者が複数回にわたってリコール社告を行っても、すべての製品に回収などの措置をとるのは非常に難しいようです。いかに積極的にリコール社告などの対策を講じて、情報をすべての使用者に届けるのは困難で、特に高齢者など「情報弱者」とされる層に情報を伝えることができるかが大きな課題となりそうです。

今号では、『リコール社告』の課題」を組むにあたって、リコール社告の有効な活用や課題などを考えていきたいと思います。

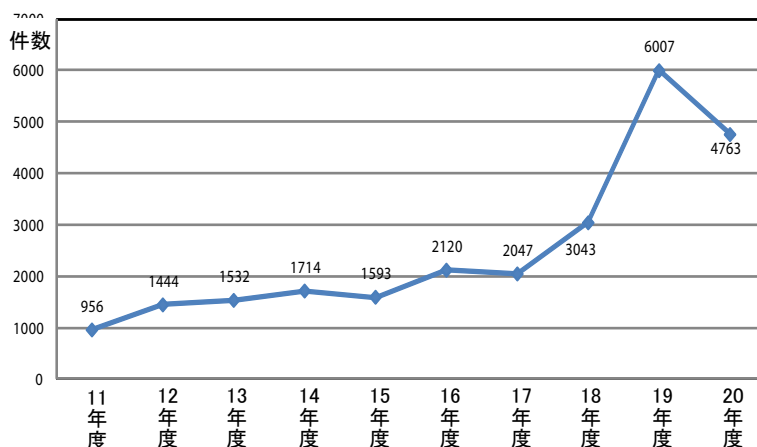


図1 年度別事故情報収集件数の推移  
(平成11年度～平成20年度) ※重複件数等除く

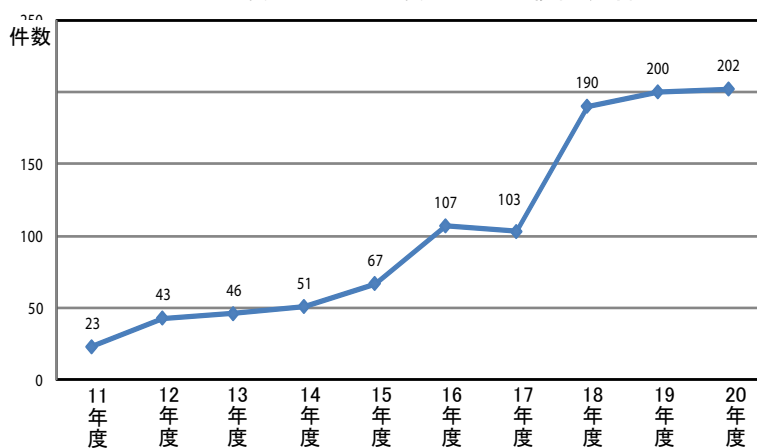


図2 年度別リコール社告情報収集件数の推移  
(平成11年度～平成20年度)

# NITE データベースにみるリコール社告

生活安全ジャーナル編集事務局

NITE は、平成元年からリコール社告の収集を始め、ホームページで公開しています。リコール社告は事故等の発生後、事業者が事故による被害の大きさと事故の発生確率やリスクアセスメントの観点から、社会に許容されるものかどうかを判断し、最終的に社告に至ったとみることができるものであり、非常に重要な情報です。そこで、リコール社告のデータベースを検証してみます。

## 1. 情報収集状況

NITEがリコール社告の収集をスタートした平成元年から平成22年2月18日までに収集した件数は1,274件です。ここでは、平成11年度から平成20年度の10年間に収集したリコール社告1,032件（3ページ、図2参照）について分析しますが、この間のリコール社告は全1,274件中1,032件、平成元年から平成9年の間では235件であり、図2が示すように年々のリコール社告件数の増加は顕著です。

リコール社告は、平成12年に発生した食品メーカーの食中毒事件や自動車メーカーの事故隠し騒動以降、事故情報の報告件数とともに増加しました。ただ、当時はまだ「リコール＝製品不良」という概念も強く、NITEへ事故報告はするものの、事故原因が製品に起因するかどうかは明確になるまでリコール社告の公表には踏み切らない事業者も多くみられました。しかし、近年ではリコール社告を広義にとらえ、注意喚起を促す内容のものも増えてきています。平成18年度から平成20度については年間ほぼ200件で推移していることから、リコー

ル社告が「製品安全の確保」につながるという認識に至りつつあると推測されます。

## 2. 製品別リコール社告収集件数

「製品別リコール社告収集件数」を表1に示します。「家庭用電気製品」と「燃焼器具」は、NITEの事故情報収集制度において多くの事故件数を占めますが、これを「製品別リコール社告収集件数」で見ると平成20年度では「燃焼器具」7件に対して「家庭用電気製品」は101件と大きな差があります。平成18年度、平成19年度でも同様の傾向にあり、これは「燃焼器具」の事故原因の多くが製品に起因しない「誤使用や不注意によるもの」、一方「家庭用電気製品」の事故原因は「設計・製造および表示に問題があったもの」という製品に起因する理由であることが多いこと、さらに「家庭用電気製品」は製品数そのものの多さ及び使用頻度の高さなどが考えられます。

「リコール社告の被害別件数」を表2に示します。「発煙・発火」を注意するものが最も多くなっています。表3の「リコール社告の措置

### ◆リコール社告の定義

JIS S 0104 「製品の欠陥など\*によってリコールを新聞、雑誌、店内ポスター、ホームページなどの媒体を通じて消費者に知らせるために出す緊急の知らせ。」

※欠陥など… ・ 欠陥であることが分かっている場合

- ・ 欠陥かどうかはその時点では判定できないが、危害が発生している又は危害が発生する可能性がある場合
- ・ 安全にかかわる法規などへの違反がある場合

表1 製品別リコール社告収集件数\*

製品区分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家庭用電気製品	87 件	45.8%	96 件	48.0%	101 件	50.2%
台所・食卓用品	7 件	3.7%	7 件	3.5%	11 件	5.5%
燃焼器具	25 件	13.1%	24 件	12.0%	7 件	3.5%
家具・住宅用品	19 件	10.0%	17 件	8.5%	12 件	6.0%
乗物・乗物用品	6 件	3.2%	11 件	5.5%	13 件	6.5%
身のまわり品	21 件	11.0%	18 件	9.0%	26 件	12.9%
保健衛生用品	1 件	0.5%	9 件	4.5%	2 件	9.9%
レジャー用品	14 件	7.4%	9 件	4.5%	3 件	1.5%
乳幼児用品	3 件	1.6%	5 件	2.5%	9 件	4.5%
繊維製品	7 件	3.7%	4 件	2.0%	12 件	6.0%
その他	0 件	0.0%	0 件	0.0%	5 件	2.5%
合計	190 件	100.0%	200 件	100.0%	201 件	100.0%

\*件数は平成 21 年 3 月 31 日現在で再社告・リコール件数を含みます

別件数」では、「回収・交換」の対応が最も多くなっています。

なお、「経年劣化」に伴うリコール社告も少なくありません。「扇風機」や「テレビ」などで事故が発生しているため、注意を呼びかけるものです。

### 3. 年度別リコール社告が多かった 10 品目

「年度別、リコール社告が多かった 10 品目」を表4、参考までに「年度別、事故報告が多かった 10 品目」を表5に示します。平成 11 年度から平成 20 年度で最も多いのは「ハロゲンヒーター」の 37 件で、平成 13 年に最初の事業者によるリコール社告が行われました。なお、平成元年から平成 22 年2月 18 日までの間に 39 件となっているのは、平成 20 年度以降にリコー

表2 リコール社告の被害別件数

被害（おそれを含む）	合計
死亡	7
死亡、中毒	11
中毒	7
火災	35
火災、焼損	1
火災、発煙・発火	12
火災、発煙・発火、焼損	9
焼損	30
発煙・発火	362
発煙・発火、焼損	19
(空白)	781
総計	1,274

ル社告が2件出されたためです。「ハロゲンヒーター」については平成 13 年以降、多くの事業者からリコール社告が出ており、20 年度までで 706 件の事故情報が報告されています。

なお、「ハロゲンヒーター」については、事業者が倒産するなど対応が不可能な例もあり、これらについて NITE は

「事故情報特記ニュース (No. 75、76、78、80、86、87)」を発行して、『使用中止』などの注意喚起を行いました。

平成元年から収集したリコール社告全 1,274 件中、品目別で最も多いのは「靴」の 40 件でした。社告内容としては「強度不足でヒールが破損」などが原因ですが、対処方法として「回収」、「返金」、「製品交換」などの措置が多くをみられました。「ハロゲンヒーター」に次いで多かった「いす」の事故原因は「接続部の破損」、「衣類」では、「針や金属片の混入」などがそれぞれありました。

なお、リコール社告が多い品目と事故報告が

表3 リコール社告の措置別件数

措置	合計
回収・交換	667
回収・交換、改修・修理	27
回収・交換、改修・修理、注意喚起	1
回収・交換、改修・修理、注意喚起、点検	2
回収・交換、改修・修理、点検	45
回収・交換、注意喚起	18
回収・交換、点検	104
改修・修理	41
改修・修理、注意喚起	1
改修・修理、注意喚起、点検	1
改修・修理、点検	200
注意喚起	49
注意喚起、点検	11
点検	55
(空白)	52
総計	1,274

多い品目の相関関係は認められませんでした。

●長期間にわたって事故が発生した事例

【直流電源装置】

長期間にわたって複数回のリコール社告を行っても、事故が発生し続けたという例も少なくありません。例えば「直流電源装置」での事故報告は、「シェーバーを充電中に発煙・発火した」というものでした。平成11年12月から平成12年4月までの間に製造され、危険性が判明した平成12年6月に最初のリコール社告を行って以来、複数回にわたってリコールを行いました。また、NITEでも平成14年10月

15日に「事故情報特記ニュースNo.51」を発行し、消費者に注意喚起を行いました。しかし、事故は依然続出し、NITEにも合計768件の事故情報が寄せられることとなりました。贈答に利用するなど製品としての特性等もあると推測されますが、リコール社告の徹底した周知の難しさがみられた例といえそうです。

●倒産した輸入事業者に代わって販売事業者が回収にあたった事例

【ハロゲンヒーター】

輸入されたハロゲンヒーターで事故が発生し

表4 年度別、リコール社告が多かった10品目

平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成11年～20年度		平成元年～ <sup>(注)</sup>	
浴室用乾燥暖房機	15	薄型テレビ	7	靴	8	ハロゲンヒーター	37	靴	40
ハロゲンヒーター	10	靴	7	ハロゲンヒーター	8	靴	35	ハロゲンヒーター	39
バッテリー	10	ハロゲンヒーター	7	衣類	8	自転車	29	いす	34
ガス給湯器	8	電池パック	6	自転車	6	衣類	30	衣類	34
照明器具	7	ガスふろがま	5	照明器具	6	いす	29	自転車	32
ゆたんぼ	6	電気こんろ	5	バッテリー	5	玩具	27	ガス給湯器	31
衣類	6	食器洗い乾燥機	5	パソコン周辺機器	5	バッテリー	24	玩具	30
靴	5	IH調理器	5	靴	4	照明器具	23	ブラウン管型テレビ	27
玩具	5	ガス給湯器	4	電気冷蔵庫	4	自動車用品	21	照明器具	27
いす	5	ポータブルCD・DVD	4	いす	4	ガス給湯器	17	自動車用品	26
合計	77	合計	55	合計	58	合計	272	合計	320
その他	113	その他	145	その他	144	その他	760	その他	954
総計	190	総計	200	総計	202	総計	1,032	総計	1,274

※平成21年度第3回動向委まで終了のもの及び重大製品事故20年度終了まで  
(注)平成22年度2月18日まで

表5 年度別、事故報告が多かった10品目

平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成11年～20年度	
ガスこんろ	371	デスクマット	975	ガスこんろ	161	ガスこんろ	1,923
石油ストーブ	190	ガスこんろ	438	ノートパソコン	138	石油ストーブ	1,566
四輪自動車	121	石油ストーブ	202	カイロ	98	デスクマット	1,072
配線器具	96	電気乾燥機	197	石油給湯器	97	直流電源装置	997
石油給湯器	93	ハロゲンヒーター	124	直流電源装置	95	四輪自動車	905
ゆたんぼ	88	ガスふろがま	115	ハロゲンヒーター	87	ハロゲンヒーター	706
電気ストーブ	86	電気ストーブ	111	デスクマット	84	配線器具	609
ハロゲンヒーター	81	配線器具	102	電気スタンド	63	電気ストーブ	530
ガスふろがま	74	エアコン	102	電気温風機	61	ブラウン管型テレビ	463
エアコン	71	電気こんろ	87	ガスふろがま・ベ ビーカー・配線器具	各 59	エアコン	424
合計	1,271	合計	2,453	合計	943	合計	9,195
その他	1,745	その他	3,535	その他	2,385	その他	14,535
総計	3,016	総計	5,988	総計	3,328	総計	23,730

※平成21年度第3回動向委まで終了のもの及び重大製品事故20年度終了まで



ましたが、対応すべき輸入事業者は廃業状態で消費者対応ができない状況にありました。そこで、この状況をうけた販売事業者（3社）が、自主的に回収を行い、NITEでも「事故情報特記ニュースNo. 76」を発行し、消費者に情報を提供しました。

#### 4. NITEのリコール社告への取り組み

NITEは、平成元年からリコール社告の収集を行っており、ホームページ上で1,288件（平成22年3月15日現在）のリコール社告を検索することができます。

また、平成21年7月22日から、「リコールなど注意を呼びかけています」と題したちらしを作成し、ホームページに掲載しています（<http://www.nite.go.jp/jiko/chirashi/chirashi.html>）。月に1回のペースで作成していますが、内容は最新事故情報のほか、リコール社告が行われているのにも関わらず事故が繰り返し起こっているものなどをまとめています。A4サイズで印刷して使用することができ、カラー・白黒のいずれでも対応できるよう作成しています。

そのほか、多くの事業者からリコール社告などの対応がとられている「ハロゲンヒーター」のリコール情報をまとめたちらしも作成しており、こちらもダウンロードして印刷することができます。ハロゲンヒーターについては、26事業者（平成21年11月26日現在）から回収等の措置が行われていますが、依然事故が発生している状況をうけて、ちらしを作成して情報提供するものです。自治体などでも印刷して利用していただいています。例としては、家電製品の販売事業者が地域の顧客らに配布したところ、約60台のリコール該当製品がみつかったという報告もあります。

#### 5. まとめ

NITEでは消費生活用製品の事故情報とリ

コール社告を収集し、公表していますが事故の報告件数とリコール社告は、ともに増加傾向にあります。これは、事業者の「製品安全」への意識の高まり及び積極的な情報開示によるものだと思われます。

リコール社告を公表すると事故報告件数は減るという傾向になることが本来は望ましいと思われれます。しかし、実際には各事業者がリコール社告を実施すると、それを知った消費者から多くの情報が事業者等に寄せられ、その情報がNITEへ報告されるため、NITEの受付時の情報においては、リコール社告の公表前後に事故情報が増える傾向となります。

ただ、リコール社告についての課題は依然残されているようです。まずは情報の伝達方法で、すべての使用者に届けることは非常に難しいものです。高齢者など情報の届きにくい層への有効な情報提供の方法、また海外に持ち出された場合の対応をいかに行うかです。リコール社告には大きな費用を要することも、壁となるようです。回収等の措置にかかる費用のほか、新聞社告等の掲載など多くのツールを使って広く情報を提供すればするほど、費用的な負担は大きくなります。結果、中小事業者など体力がない場合、倒産して対応が不可能になるなどのケースもみられます。また、経年劣化の事故にどう対応などするかなども、考えなければならぬ大きな課題です。



NITEとしては、今後とも事故情報及びリコール社告を広く社会に提供することにより、事故の未然・再発防止につながることを期待するとともに各事業者への安全なものづくりに向けて情報提供を徹底していきたいと考えています。

# 法制度としてのリコールと 自主的取り組みとしてのリコール

一橋大学大学院法学研究科  
教授  
松本 恒雄



最近、自動車のリコールが国内外で大きな話題となっていますが、一般製品、自動車、医薬品、食品など対象ごとに、リコールのルールや扱いが異なっています。国民生活審議会では分野横断的なリコールの検討を行ってきましたが、消費者庁・消費者委員会が設置された今こそ、消費者の安全・安心の確保のために、このような検討を一層推進すべきでしょう。本稿では、法律上のリコール制度と自主的リコールについて考えます。

## ■ 自動車のリコール

本年2月9日、T社は、ハイブリッド車4車種についてリコールを行うことを国土交通省に届け出ました。対象は、国内で22万3000台、海外販売分も含めると43万7000台にのぼることです。

自動車の場合、道路運送車両法63条の2第1項によると、国土交通大臣は、自動車の「構造、装置又は性能が保安基準に適合していないおそれがあると認める同一の型式の一定の範囲の自動車について、その原因が設計又は製作の過程にあると認めるときは、当該自動車を製作し、又は輸入した自動車製作者等に対し、当該基準不適合自動車を保安基準に適合させるために必要な改善措置を講ずべきことを勧告することができる」とされています。そして、同条4項は、国土交通大臣は、自動車製作者等が勧告に従わないときは、その旨を公表でき、同条5項は、公表されてもなお正当な理由もないのに改善措置をとらなかったときは、改善措置をとるべきことを命ずることができるとしています。

すなわち、自動車の場合、「改善措置」と呼ばれる法的な意味でのリコールの対象となるのは、保安基準（安全確保及び環境保全上の技術基準）に不適合な場合で、かつその原因が設計または製作の過程にあると認める場合のみです。そして、リコール命令を出すためには、メーカー等が勧告に従わないだけでは不十分で、勧告に従わない旨が公表されてもなお勧告に従わないことが必要とされています。

それでは、自動車の安全にかかわる問題が保安基準の不適合とは別の事由で生じている場合はどうなるのでしょうか。国土交通省自動車交通局長の依命通達「リコールの届出等に関する取扱要領について」によると、自動車のリコールは次の3つに分けられています。

①リコール＝上記の道路運送車両法に基づく保安基準に適合させるための改善措置であり、国土交通大臣への届出が必要。届出義務違反（リコール隠し）には罰則。通達により、改善措置の実施状況の報告義務あり。

②改善対策＝保安基準不適合ではないが、安全上または公害防止上放置できなくなるおそれがあるか、または放置できないと判断される

状態（不具合状態）にあり、かつその原因が設計または製作の過程にあると認める場合に、国土交通省局長に届け出て行う。法律上の実施義務なし。実施状況の報告義務もなし。

③サービス・キャンペーン＝①にも②にも該当しない場合に、国土交通省課長に通知して行うもの。

ただし、保安基準には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができるといった包括的基準も含まれているので、リコールの範囲が見かけより広がる可能性があります。また、保安基準違反のおそれがあるにとどまる段階でもリコールの勧告や命令がなされる可能性もあります。

なお、ユーザーから国土交通省に提供された不具合情報をインターネット上で公開する自動車不具合情報ホットラインが2001年から始まっています。メーカーや輸入業者には不具合情報を報告する義務は法律上はありませんが、2009年からは、同ホットラインで、通達に基づきメーカーや輸入業者から四半期ごとに報告される自動車の不具合に基づく事故・火災情報も公開されるようになっていきます。

## ■ 消費生活用製品のリコール

消費生活用製品の場合、それが特定製品であれば、消費生活用製品安全法32条によって、「届出事業者がその届出に係る型式の特定製品で技術基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売したこと」を事由として、「一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは」、製品回収等の必要な措置を命じることができることとされています。同様の規定が、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関

する法律にもあります。ここまでは、自動車の場合とほぼ同じです。ただし、リコール命令を出す前に、勧告をしなければならないという要件はありません。

ところが、消費生活用製品安全法39条は、さらに、次のような包括的規定をおいています。すなわち、「主務大臣は、消費生活用製品の欠陥により、重大製品事故が生じた場合その他一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、第32条の規定又は政令で定める他の法律の規定に基づき必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合を除き、必要な限度において、その製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、その製造又は輸入に係る当該消費生活用製品の回収を図ることその他当該消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる」。ここでは、製品の欠陥が原因であればよく、技術基準不適合はリコールの要件とされていません。

電気用品、ガス用品、LPガス用品を除く消費生活用品には、安全に関する技術基準が定められている特定製品と定められていない製品がありますが、消費生活用製品安全法39条に基づく危害防止命令は、特定製品以外の製品に欠陥があった場合及び特定製品、電気用品、ガス用品、LPガス用品で技術基準不適合以外の事由で欠陥が生じた場合の2つの場合をカバーするものとなっているのです。言い換えれば、自動車の場合の上記②に該当する場合も、法律上のリコールの対象とされているということです。ただし、「欠陥のおそれ」では十分ではありません。

実際、M社製の石油ファンヒーターやP社製

のガス瞬間湯沸かし器のケースでは、技術基準不適合については触れることなしに、当時の消費生活用製品安全法 82 条の緊急命令（現在の 39 条の危害防止命令に相当）によって「製品の回収又は点検及び改修」と「使用者に対する注意喚起」が命じられています。

また、消費生活用製品安全法 35 条によって、製造業者・輸入業者には、その製造または輸入した製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、消費者庁に報告する義務が課されています。そして、同様の重大事故の発生・拡大の防止のために必要があると認めるときは、その内容が消費者庁から公表されます。重大事故に該当しない事故については、関係事業者や地方公共団体からNITEに任意に通知がなされており、原因調査の結果が公表されています。

## 有害物質を含有する 家庭用品のリコール

消費生活用製品であっても、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の適用を受ける場合、すなわち、有害物質の含有量、溶出量、発散量に関して厚生労働大臣によって定められた基準に適合していない家庭用品が製造・販売されたことにより、人の健康被害を生ずるおそれがあると認める場合や、家庭用品による人の健康被害が生じ、その被害の態様等からみて当該家庭用品に被害と関連を有すると認められる人の健康被害を生ずるおそれがある物質が含まれている疑いがある場合は、厚生労働大臣・都道府県知事が回収その他の必要な措置をとることを命ずることができるとされています（同法 6 条）。

同様の扱いは、乳幼児用玩具が食品衛生法の適用を受ける場合にもなされています。

## 医薬品のリコール

医薬品の場合、薬事法 77 条の 4 によって、まずもって、医薬品・医療機器の製造販売業者には、その製造販売した医薬品・医療機器の使用によって保健衛生上の危害が発生し、または拡大するおそれがあることを知ったときは、これを防止するために廃棄、回収、販売の停止、情報の提供その他必要な措置を講じなければならないとの法的義務が課されています。ただし、罰則はありませんので、消費生活用製品安全法 38 条が、製造・輸入事業者の責務として「危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置をとるよう努めなければならない」と定めているのと、実質的な差はありません。

また、薬事法 70 条によって、厚生労働大臣・都道府県知事は、製造販売の承認を取り消された医薬品・医療機器、または不良な原料・材料について、廃棄、回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置をとるべきことを命ずることができるとされています。リコールを行う事業者には、自主的な場合でも命令による場合でも、報告義務があります。

医薬品は、その性質上、製造販売の承認前の治験では予見できなかった副作用が生ずることを完全には防止できないので、安全性情報を中心に市販後6カ月の間当該医薬品を扱う全医療施設を対象とした調査をする義務ほかの市販後調査義務が省令によって定められています。

## 食品のリコール

食品の場合、食品衛生法 3 条 3 項により、食品等事業者（これには、農・水産業者から、

加工業者、調理業者、運搬業者、販売業者まで幅広く含まれます)には、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため、食品衛生上の危害の原因となった販売食品等の廃棄その他の必要な措置を適確かつ迅速に講ずるよう努めなければならないとの努力義務が課されています。

また、同法 54 条によって、厚生労働大臣・都道府県知事は、不衛生な食品等が販売された場合、病肉等が販売された場合、許可されていない添加物を含む食品が販売された場合、製造・保存方法や成分について定められた基準・規格に違反する食品・添加物が製造・販売された場合、残留農薬基準に違反する食品が製造・販売された場合には、営業者（農・水産業者を除く食品等事業者）または厚生労働省・都道府県の職員に食品を廃棄させ、または営業者に食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができません。

## ■ 自主的リコール

以上見てきたように、リコールに関する法的ルールは対象ごとに異なっています。国民生活審議会では、従来、分野横断的なリコールの検討を行ってきましたが、昨年 9 月に消費者庁・消費者委員会が設置された今こそ、消費者の安全・安心の確保のために、このような検討を一層推進すべきでしょう。消費生活用製品のリコール社告の記載項目についての JIS が 2008 年に制定されていますが、これは、他の製品・食品についてもあてはまるどころが多いと考えられます。

たとえ法制度がいかに異なっても、消費者に安全な製品を供給し、予期しなかった危険が供給した製品に含まれていること、あるいはそのおそれが明らかになった場合に、その

旨及び被害の発生の予防のための適切な方法を効果的に消費者に伝達し、被害の発生や拡大の防止のために必要があるときはリコールを行うべきことが、事業者の責務であり、社会的責任であることは否定できません。

この点で、国際標準化機構（ISO）における議論が参考になります。ISOでは、営利組織のみならず非営利組織も含めた組織の社会的責任に関する国際規格の策定作業を鋭意進めており、本年 2 月には国際規格原案（DIS）が承認され、本年秋にも ISO26000 として発行されることがほぼ確実な状態になってきました。

ISO26000 では、社会的責任の中核課題として、組織統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題、コミュニティ参画及び開発の 7 つが挙げられており、それぞれに詳細な項目が付されています。これらのうち、消費者課題の中の「消費者の安全衛生の保護」という項目で、リコールの問題が取り扱われています。

すなわち、そこでは、「安全に関する法的要求事項が整備されているかどうかにかかわらず、製品及びサービスは安全であるべきである。安全の確保には、危害又は危険を避けるための潜在的リスクの予測が含まれる。すべてのリスクを予測または排除することは不可能なため、製品回収及びリコールのためのメカニズムを、安全保護策に盛り込むべきである」とされています。ここでいう「安全に関する法的要求事項」とは、自動車であれば「保安基準」であり、消費生活用製品であれば「技術基準」、食品であれば食品衛生法上の「基準・規格」がこれにあたります。

そして、具体的行動として、「販売開始後、製品に予見できない危険要因が現れた場合、製品に重大な欠陥があった場合、又は製品に誤解を招くような情報若しくは誤った情報が記載されている場合には、流通網に残っている全

製品を回収し、製品を購入した消費者に情報が届くよう、適切な手段またはメディアを通じて製品をリコールする。トレーサビリティを確保するための方策を講じることが適切かつ有用と考えられる」と述べられています。とりわけ、高齢化が進み、都会において孤立して生きる人が増える中で、製品を購入した消費者にどのようにしてリコールに関する情報が届くようにするかが、たいへん重要な課題になってきています。

## JIS S 0104 消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法について

主婦連合会  
事務局長

佐野 真理子



リコール社告の規格化、その意義の一つはコミュニケーションの深化ではないでしょうか。「JIS S 0104」は、主婦連合会が原案作成から関与し、モデル案を提示し、多くの方々と意見を交わしながら、その協力のもと、発行されました。その時々ごとに試されたのがコミュニケーションです。「規格は消費者のためにある」という原則は、規格策定に関与して初めて実感できます。その観点から普及と定着への課題を考えてみました。

### 新たなステージで定着を リコール社告 JIS

消費者行政は新たなステージへと登りました。それを象徴する消費者庁と消費者委員会の発足から半年が経ちます。

二つの機関が最も重視する取り組みの一つが「事故関連情報の一元化」です。主婦連合会は「一元化」へ向け、2000年以降、様々な調査活動を踏まえ、いくつかの政策提言を発表してきました。それをまとめたのが05年の「主婦連合会の総合的事故防止策の提言」です。

その提言の中の一つに「食品を含むすべての消費生活用製品に関するリコール社告の規格化」が含まれています。

回収を含むリコール情報は消費者へ届けるべき安全性情報の最たるものでしょう。当時は、そのリコール社告が各社・業界ごとにばらばらで、整合性がなく、文字も内容も分別しづらい、消費者に正確に伝わっていないという実態がありました。

その状況に改善が見られたのが08年6月に

発行された「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」(JIS S 0104)です。主婦連合会がモデル案を提示し、規格の策定段階から関与しました。それだけに普及と定着を図っていきたくと思います。

ただ、私たちはリコール社告の規格化だけでは事故は防止できないことも訴えています。あくまでも「総合的事故防止策の一環」としての規格化であり、その他にも、食品を含む全ての商品に関する事故情報の報告義務化も必要です。また、情報の受け手たる消費者とのコミュニケーション推進を保証する「情報の社会的共有化」についても、制度としての構築が重要になります。

このような総合的な観点から、リコール情報を含む事故関連情報を収集・管理・分析・発信する強い権限をもった第三者的な専門機関の設置が求められます。リコール社告JISはその総合的事故防止策の導入へ向けた一歩であり、活用を働きかけつつ、制度として充実・定着させていく必要性を感じます。

## 普及・活用こそ事態改善の一歩 安全性情報の伝達ツール

リコール社告 JIS は、製品の安全性情報を消費者にわかりやすく、目立つように、迅速に周知することを目的にしています。ともすればマイナスイメージで捉えられがちなりコール情報を、消費者にとって「必要不可欠な情報」と積極的に位置付け、正面から取り上げています。また、主婦連合会という消費者団体が規格の「原案作成者」に名を連ね、COPOLCO（コポルコ）が提唱する「規格策定への消費者参加」を実現した日本ではまれな規格である点も特徴です。

検討段階では（財）日本規格協会や（独）製品評価技術基盤機構、（財）製品安全協会などの関連機関と何度も話し合い、協力しながら策定へとつなげました。「モデル案」を提示する際は、幅広い意見を反映させるためにいくつかの業界からヒアリングの協力も得ました。集中的な審議を経て、やっとできたものだけに、消費生活用製品だけでなく、食品を含む商品横断的な活用と積極的な普及を働きかけていきたいと思えます。

このような規格化は以前から消費者団体の要求項目の一つでした。

主婦連合会が製品の安全性問題とリコール

社告との関連を調査結果をもとに本格的に提案したのは 05 年の FF 式石油温風機事故を契機とします。06 年の瞬間湯沸器一酸化炭素中毒事故や、エレベーター事故、こんにやくゼリー窒息事故など、悲惨な重大事故発生のたびに、総合的事故防止策の一環としてリコール社告の規格化を政府に提案しました。要求項目の一つだった「事故情報の報告義務化」は、07 年 5 月、改正消費生活用安全法の施行による「重大事故の報告・公表制度」として実現しています。リコール社告 JIS 化とともに、運動の大きな成果ではないかと自負しています。

ただ、確かに制度的には事故防止策は進展したようにも思えます。しかし、主婦連が提唱している「総合的事故防止策」の実現にはなお時間がかかり、依然として商品・業界・行政ごとのタテ割り対応が続いています。食品の事故には未だに報告義務はありませんし、リコール社告 JIS も直接の対象は消費生活用製品のリコールです。この JIS を参考に、幅広く活用して欲しいと願っても、食品分野の社告にはあまり改善が見られません。

## あいまい表現を排除 読みやすく、わかりやすく

課題が残っているとはいえ、リコール社告 JIS

JIS 規格を取り入れたリコール社告の例

リコール社告 ○△電器社製薄型テレビ(回収)

発火のおそれ  
○△□(商品名・形式)  
弊社液晶テレビ○△□で発火・火災事故が発生しています。電源盤の部分不適合が原因です(と思われる)。回収して部品の交換を行ないますので、お客様は直ちに電源プラグを抜いてご使用を中止し、左記に連絡してください。弊社の社員証を携帯した担当者が回収にお伺いします。



型式(正面左端上部)  
(ABC00-D12)

- ・販売場所と期間 全国のスーパー、家電販売店などで平成××年○月××
- 平成×△年□月に販売
- ・連絡先 東京都○○区○○町○○丁目○○番地 ○△電器株式会社
- 「液晶テレビ回収受付センター」
- 0120-000-0000
- (携帯電話でもかけられます)
- FAX 0120-000-111
- ・受付時間 毎日午前10時から午後六時
- ・回収対象数 一万台
- ・これは二回目のリコール社告です。
- ・これまでの回収数 五〇〇〇台
- (回収率五〇%)
- ・インターネット
- http://www.00000.co.jp
- 平成10年11月10日
- △電器株式会社



は消費者への安全性情報を分かりやすく提供する点で大きな意義を持ちます。

その意義は、事業者が製品の回収や点検・修理（改修）、交換、引き取り、あるいは、注意喚起情報などを消費者に知らせるためにマスコミ紙やポスター、ホームページなどに掲載する社告について、記載すべき項目やその方法を標準化して示した点です。これまでは小さな文字を使った、読みにくく、理解しにくい内容だったものを、抜本的に改善させる内容となっています。

この規格では「リコール社告の一般原則」のもと具体的な「リコール社告の記載内容」、その記載例（モデル社告）を提示しています。また規格を活用する際の参考資料として個別項目ごとの「解説」も付けています。消費者に知らせるべき安全性情報を、誤解なく、適切に提供するように求めています。

例えば、リコール社告の「一般原則」では、消費者が理解しやすいよう、イラスト表記を活用することを提案しています。知らせるべき内容も簡潔で明りょう、正確で矛盾がない表現にすることを示し、「海外では認められていますが万が一に備えて回収します」などの表現は「消費者の判断を迷わすので避けること」としています。

「記載内容」でも同様です。社告のタイトルは「リコール社告」と明確にし、副題に「回収」「交換」「点検・修理」など、一般社告と区別できるように分かりやすい表現を用いることを要求しています。タイトル文字を反転させたり、枠で囲んだりして「できるだけ認知されやすいよう表記する」ことも求めています。消費者がとるべき対応策も明らかにし、2回目以降のリコール社告の場合は、これまでの回収率を記載するなど、重要性が消費者に伝わりやすい表記方法も提案しています。もう少し具体的に見てみましょう。

## 重要事項を記載 消費者目線を重視 平易・簡便な内容に

リコール社告 JIS では「リコール」について次のように定義しています。

- ・ 事故防止に必要な使用上の注意などの情報提供を含む消費者への注意喚起
- ・ 製品の回収、交換、点検、修理または引き取り
- ・ 流通および販売段階からの回収

これらを告げる社告を「リコール社告」とし、「リコールを新聞、雑誌、店内ポスター、ホームページなどの媒体を通じて消費者に知らせるために出す緊急のお知らせ」と位置付けています。また、「JIS」の規格とはいえ、アレルギー成分表示の欠落や原産地表示の誤表示に関連した食品のリコール社告などにも準用できるよう、適用範囲を幅広く設定していることも特徴です。製品・商品の区別なくリコール社告がマスコミ紙に掲載される現状では適切な措置でしょう。身近な商品には消費者にとって管轄官庁や法的規制の違いなどはもともとないからです。

それだけに事業者は、リコール社告が標準化されたことを契機に、事故の未然・拡大防止へ向けた重大な手法の一つであると捉え、積極的な適用を検討すべきだと思います。そのような姿勢が社会的評価の向上や消費者の信頼を醸成することにもつながります。製品横断的な規格として準用すべきことを改めて訴えていきたいものです。

主婦連合会では JIS に盛り込むべき内容として 10 項目を挙げました。消費者が知りたい情報、消費者に知らせるべき情報です。大きくは、

- ①社名・製品名（シリーズ商品の場合は商品の名称・愛称）・型式
- ②どのような事故が発生したのか、どのような事故が発生する恐れがあるのか（危険性）
- ③原因は何か

④回収・部品交換・点検などの場合は消費者への即時使用中止要請（すぐに使用を中止して下さい）

⑤製品の販売数、販売時期、特定できるものは販売店類（百貨店で販売、ホームセンターで販売、当社直営店で販売等）

⑥消費者がとるべき対応策——どこに連絡するのか、返送方法、保存方法

⑦事業者の対応策——回収・返金方法、点検・部品交換の方法、相談受付体制

⑧事業者の担当部署連絡先、受付時間、商品返送先、ホームページアドレス

⑨回収社告が2回目以上の場合これまでの回収率

⑩商品のイラスト・写真を使って問題箇所を示した図

これら10項目（タイトルの改善を含めて11項目）は、リコール社告JISでは9項目に整理され、規格として盛り込まれることとなりました（別掲参照）。

## 高齢者・障害者にも配慮 ホームページ社告にも準用

このように、リコール社告JISは分かりやすさを重視し、効果ある情報伝達手段としての社告の記載方法を提示しています。

タイトルを一般の宣伝広告と区別するために「リコール社告」とする他に、必ず会社名・製品名などを記載し、その際「回収」「部品交換」「無償点検・修理」など、社告の意図を明記し、それらタイトル・副タイトルを太い文字で表記し、消費者に認知してもらうことを重視する、従来のような「謹告」「お知らせ」「お願い」「お客様各位」など、重要性がすぐに判断できないタイトルは使わない、さらに、対象製品に「発火の恐れ」などの危険性がある場合はその旨を記載し、実際に事故が発生している場合はその

事実を付記し、アピール度を高めるようにする…。

正確な情報を迅速に、いかに分かりやすく伝えるか、その方策が盛り込まれています。

ホームページアドレスの明記も重要です。消費者はより詳しい情報を入手しようと当該企業のホームページにアクセスするためです。この場合は適正な情報が理解しやすく提供されることに加え、アクセスが簡単であることが前提となります。

その点をリコール社告JISでは、必ずトップページから直接アクセスできるようにすること、製品の実耐用年数が完全に過ぎ、対象製品のほとんどが交換・廃棄されたと思われるまでホームページでのリコール情報は消去すべきではないこと、などを求めています。紙(誌)面のスペースが限られ、日常的ではない新聞でのリコール社告の短所を補う情報提供ツールとして、ホームページは最大限活用することが望まれます。その際の注意点としてリコール社告JISは次のように説明しています。

「更新が可能で、必要なときにいつでも見れることのできるホームページでもリコール社告を行うべきである。その際、高齢者及び障害のある人々が可能な限り利用できるよう、操作・入力・音・文字・速度・色・形などについて配慮すること」

あらゆる機会・場所・ツールを利用し、事故防止策を図る、そのための情報提供の一環としてのリコール社告。記載項目や作成方法を定めたこのJISには、高齢者・障害者への安全性確保への視点も盛り込まれています。

## 着実な普及促進を 課題乗り越え、周知徹底必要

製品事故の防止は消費者への情報提供がかなめです。消費者にとっても事業者にとっても、

規格の周知徹底とその適用が不十分なら、事故防止の有効打は望めません。「使ってこそ」のJISであり、このJISを契機に、さらなる対策が事業者には求められています。

しかし、リコール社告がJIS化され、多くの回収社告に改善が見られてもなお、幾多の課題が存在します。食品など「対象外」となる回収では旧態以前の社告が横行していること、莫大な広告費用がかかることからリコール社告を掲載せず自社ホームページの公表で済ませている例が多いこと、リコール社告全体を管理する機関がないこと、ポータルサイトも不十分なこと、など制度的整備の必要性も指摘されます。社告掲載費用ではリコール保険制度の整備や、商品の危険度に応じ、社告費用の借入・返還を定めた「リコール推進制度」など、新たな制度導入も検討されるべきだと思います。

さらに、リコール社告の一元的管理も緊急課題です。リコール社告情報をどこで管理するか、この提起は「事故関連情報の一元化」に連なる問題です。リコール情報はすべてのマスコミ紙に掲載されるわけではありません。伝えるチャンネルがなかったり、消費者の目に留まらなかったりして、気づかないまま回収対象品を使用し続けると、回収漏れ製品による事故を招きます。特にリコール情報は、消費者に最優先で伝えられるべき情報であることから、それを特定の機関で管理するという問題は、消費者への適正な情報提供と事故の未然・拡大防止へ向けた重大な検討テーマです。現在多くの機関や自治体でそれぞれリコール情報を集約し発信していますが、今こそ統一的機関による一元化を実現し、「事故関連情報の社会的共有化」をめざすべきではないかと思います。

JISへの取組は消費者への対応や、社内方針など、企業の“誠意さ”を押し量るツールの一つであり、SR（社会的責任）活動を評価する指標ともなり得ます。事故情報が「国民の財

産」であるなら、その財産を国民の間でいかに共有するか、これは重大な政策課題でしょう。主婦連合会では、消費者が危険な商品で被害を受けることは「消費者の安全の権利」に対する重大な侵害と捉えます。リコール社告JISの普及は、この「権利」の重要性を消費者・事業者双方が改めて確認し合う契機になる、と期待しています。

# 製品安全だより

帝塚山大学法政策学部  
教授  
タン ミッシェル

## 消費者とのリコール社告を通じた対話

私は、来日 25 年目になりますが、これまで一度だけリコールの体験があります。それは、2000 年に乳製品が大量にリコールされたときです。当時、私は娘が生まれ、産後にカルシウムが多く含まれている牛乳を毎日飲んでいました。当初、私が飲んでいた牛乳はリコールの対象となっていなかったため、少し不安を抱きながらも飲み続けていました。しかし、間もなく、その商品も対象となったのです。私は大変驚き、すぐに飲むのをやめました。そのときは幸いにも何もありませんでしたが、もっと早く回収してくれればよかったのと感じたことを覚えています。企業に対する不信感は、このように生まれるわけです。



昨今の不祥事では、当該企業に対してはもちろんのこと、業界全体、あるいは関連業界にまで不信感を抱く消費者が多いようです。だって、常に被害者の「予備軍」だと思っただけでは、安心して暮らすことはできないですね。近年、企業を信頼できない消費者が多くなっているのは、その不安の表れかも知れません。

このような消費者の企業に対する不信感をなくすために、企業と消費者間の双方向の対話（ダイアログ）が注目されています。そのダイアログでは、製品安全との関連でいえば、企業が、顧客・消費者から情報を収集したり、また発信したりするだけでなく、相互の理解に基づいた双方向的なコミュニケーションを取り入れた経営を意識することが重要となるでしょう。

企業は、自分たちに都合の良い情報を発信することに偏りがちですが、不都合な情報も含めた幅広い情報を提供することによって相互理解を一層深める場合もあります。この不都合情報には、消費者サイドからの不満、苦情や、企業サイドからの不具合情報、製品回収の情報などがあります。

最近のリコール社告は、回収の事実を伝えるだけでなく、不具合情報を発信する重要な手段として注目されています。新聞、企業の WEB サイト、店頭などでよく見かけるようになりました。

ところが、リコール社告が消費者の間でよく理解されているかというと、必ずしもそうではないようです。まず、言葉の問題があります。私は大学講義で社告を取り上げるときに、最初に学生に対して、「社告を知っている人は？」と聞きます。しかし学生たちの大半は、不思議な顔をしています。さらに驚くのは、かなり詳細な社告の事例があったとしても、返品しないという学生がいるのです。企業が情報を提供し、返品を呼びかけたとしても、消費者が応じなければ、企業は問題の分析に必要なデータを取ることができません。

消費者はリコール社告を見るだけでなく、如何に趣旨を理解させ、行動をとってもらえるようにするかが重要な課題なようです。ぜひ、このテーマについて、企業と消費者との対話がより一層展開されることを願っています。

# NITE 安全の視点

# 事故動向等について

## (平成 20 年度)

平成 20 年度（平成 20 年 4 月～平成 21 年 3 月）に収集された事故情報の収集状況、平成 20 年度に調査が終了し公表した事故情報（平成 21 年 3 月 31 日現在）に関する調査内容、その調査結果を分析するなど事故動向等についてとりまとめました。

### ■ 事故情報収集結果とその動向

#### 1、事故情報の情報源別収集件数

事故情報の「情報源別事故情報収集件数」を表 1、「情報源別製品区分別事故情報収集

表 1 情報源別事故情報収集件数

情報源	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	件数及び割合		件数及び割合		件数及び割合	
製造事業者等	1,234 件	30.2%	3,056 件	41.9%	2,139 件	39.3%
自治体等（消防機関含む）	268 件	6.6%	417 件	5.7%	333 件	6.1%
消費生活センター等	379 件	9.3%	789 件	10.8%	832 件	15.3%
国の機関	重大製品事故情報	—	977 件	13.4%	1,400 件	25.7%
	その他	219 件	5.4%	260 件	3.6%	169 件
消費者	102 件	2.5%	283 件	3.8%	233 件	4.3%
その他	39 件	1.0%	79 件	1.1%	31 件	0.6%
小 計	2,241 件	55.0%	5,861 件	80.3%	5,137 件	94.4%
新聞情報等	1,843 件	45.0%	1,437 件	19.7%	303 件	5.6%
合 計	4,084 件	100.0%	7,298 件	100.0%	5,440 件	100.0%

表 2 情報源別製品区分別事故情報収集件数

製品区分	製造事業者等	自治体等（消防機関）	消費生活センター	国の機関	消費者	その他	新聞等	合 計
家庭用電気製品	1,020	248	443	769	135	11	78	2,704
台所・食卓用品	63	3	59	16	7	1	0	149
燃焼器具	368	56	62	557	18	4	207	1,272
家具・住宅用品	182	1	62	87	20	0	6	358
乗物・乗物用品	64	5	37	54	17	0	2	179
身のまわり品	281	14	78	45	19	9	6	452
保健衛生用品	6	1	17	6	1	2	2	35
レジャー用品	50	3	37	17	8	0	2	117
乳幼児用品	96	2	24	13	6	0	0	141
繊維製品	9	0	13	5	2	4	0	33
合 計	2,139	333	832	1,569	233	31	303	5,440

件数」を表 2 に示します。

平成 20 年度における「情報源別事故情報収集件数」は 5,440 件（重複件数等含む）で、前年度比約 25.5% の減少となっています。

情報源別収集件数は、「製造事業者等」が最も多く収集件数全体の約 39% を占めていますが、前年度比では 30% 減でした。情報源別収集件数では、「消費生活センター等」と「重大製品事故」以外は、すべての情報源で減少しています。「重大製品事故」の増加は、平成 19 年度の重大製品事故情報報告・公表制度

の報告が義務化され、NITE には非重大製品事故の任意報告を行うという企業の意識の定着によるものと推測されます。なお、全体数の 30% 減については、平成 19 年度には 1 製品のリコール品だけで約 1,000 件という事故報告があったこと、さらに重大製品事故情報報告・公表制度

の施行により過去に発生した事故が報告されたことなどによるものと推測されるため、実質的な事故の減少ではないと考えられます。

「消費生活センター等」からの報告件数が年々増加しているのは、新聞やテレビ等で製品事故等が取り上げられる機会が増えたことにより、製品安全についての関心が高くなったことと推測されます。また、NITEも全国9カ所で消費生活センターと情報交換を行う「ブロック会議」を開催するほか、センター等への講師派遣や各種研究会への参加など、連携及び交流を図ってきたことも理由としてあげられるようです。

## 2、事故情報の製品区分別収集件数

収集された事故情報のうち、同一の製品事故に対して複数の情報源から通知されたもの、調査の結果、製品が事故発生に関係していないことが判明したもの及び事故品が経済産業省所管製品以外の製品であるものを除いた事故情報件数は4,763件です。

事故情報の「製品区分別収集件数」を表3に示します。平成20年度における製品区分別収集件数は、「家庭用電気製品」の2,392件

表4 事故情報収集件数が多かった10品目

平成18年度		平成19年度		平成20年度	
品目別	件数	品目別	件数	品目別	件数
ガスこんろ	379	デスクマット	1,003	ガスこんろ	258
電気ストーブ	195	ガスこんろ	428	電気ストーブ	237
石油ストーブ	180	電気ストーブ	326	ノートパソコン	140
四輪自動車	121	石油ストーブ	199	石油給湯器	134
配線器具	97	電気乾燥機	198	石油ストーブ	113
石油給湯器	93	ガスふろがま	127	エアコン	104
ゆたんぼ	88	配線器具	101	カイロ	100
ガスふろがま	76	石油ふろがま	96	ガスふろがま	98
エアコン	72	エアコン	94	直流電源装置	98
電気こんろ	57	電気こんろ	87	デスクマット	84

表3 製品区分別収集件数

製品区分	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	件数及び割合		件数及び割合		件数及び割合	
家庭用電気製品	1,190件	39.1%	2,420(550)件	40.3%	2,392(733)件	50.2%
台所・食卓用品	21件	0.7%	131(4)件	2.2%	134(12)件	2.8%
燃焼器具	1,126件	37.0%	1,408(336)件	23.4%	1,003(418)件	21.1%
家具・住宅用品	155件	5.1%	281(64)件	4.7%	329(81)件	6.9%
乗物・乗物用品	189件	6.2%	154(60)件	2.6%	168(53)件	3.5%
身のまわり品	218件	7.2%	1,253(65)件	20.9%	426(40)件	8.9%
保健衛生用品	29件	1.0%	111(13)件	1.8%	108(17)件	2.3%
レジャー用品	25件	0.8%	119(9)件	2.0%	32(5)件	0.7%
乳幼児用品	70件	2.3%	115(8)件	1.9%	140(14)件	2.9%
繊維製品	20件	0.7%	13(1)件	0.2%	31(5)件	0.7%
その他	0件	0.0%	2(0)件	0.0%	0件	0.0%
合計	3,043件	100.0%	6,007(1,110)件	100.0%	4,763(1,378)件	100.0%

※本表の件数は、調査の結果、重複情報や収集対象外情報であることが判明したものを除いたものです。( )内は重大製品事故

が最も多く全体の約半数を占めています。

前年度比で事故情報収集件数が減少したにもかかわらず、「家具・住宅用品」、「乗物・乗物用品」、「乳幼児用品」、「台所・食卓用品」、「繊維製品」で事故件数が増加しています。「家具・住宅用品」では、介護用ベッドの手すり、「乗物・乗物用品」は自転車、「乳幼児用品」では乳幼児用消毒バッグの事故がそれぞれありました。「身のまわり品」は、約66%の大幅減になりましたが、これは同一製品のリコールであるデスクマットが平成19年の1,003件から84件に減少したことが理由ですが、電子レンジを使用する「カイロ」の事故100件などがあったため、3番目に多い件数となっています。

## 3、品目別事故情報収集件数

平成19年度と平成20年度の2年間の事故情報の収集件数が多かった10品目を表4に示します。平成19年度は抗菌剤が原因でアレルギーを発症した「デスクマット」が最も多くなっていますが、それを除くと「ガスこんろ」、「電気ストーブ」、「石油ストーブ」の事故が数多く発生しており、これは例年にみられる傾向です。

なお、平成20年度は「ノートパソコン」の事故の原因は、「製品に起因するもの」が140件中132件と多数を占めました。「ノートパソコン」の「製品に起因するもの」の事故原因を詳細に分類すると、「品質管理不十分」が132件中113件ありました。

ほか、平成20年度に事故が多くみられた「カイロ」は電子レンジで使用するタイプのもので、事故原因は「規定時間を超えての加熱」ですが、「取扱説明書の注意表示記載が不十分」でもありました。一方、「直流電源装置」98件の事故原因は「製品に起因するもの」が92件、そのうち「設計不良」が84件でした。

#### 4、製品区分別被害状況

年度別の「製品区分別被害状況」を表5に示します。平成20年度で人的被害が最も多く発生したのは、「家庭用電気製品」の312件（表黄色部分合計）で、「燃焼器具」244件（青部分合計）、「家具・住宅用品」の234件（緑部分合計）と続きます。「家庭用電気製品」は2,392件中312件、約13%の割合で「人的被害」

が発生し、「燃焼器具」では24%ですが、ともに「拡大被害」で火災を含んでいます。「家具・住宅用品」の「人的被害」の発生割合は約71%と非常に高く、234件中で「介護ベッド用てすり」が60件、「介護用さく（サイドレール）」が35件ありました。ほか、「乗物・乗物用品」の中では、「電動車いす」による「人的被害」のあった事故が多く発生しています。

## 事故情報調査結果の分析とその動向

### 1、事故原因区別事故情報収集件数

年度別の「事故原因区別被害状況」を表6に示します。

平成18年度から平成20年度の3年間に収集した事故情報（13,813件）のうち、調査の終了した10,131件についてみると、「製品に起因する事故」4,396件と経済産業省が「重大製品事故（製品起因による事故及び事故原因が不明と判断した事故）」とした709件の計5,105件で、調査の終了した事故情報全体の約50%

表5 製品区分別被害状況

製品区分	被害状況			人的被害の発生した事故									人的被害の発生しなかった事故								
	合計	死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損	特に被害なし	死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損	特に被害なし								
家庭用電気製品	2,392	2,420	1,190	28	61	67	57	48	37	227	212	153	735	906	609	1,172	1,127	301	173	66	23
台所・食卓用品	140	115	70	0	0	0	16	10	6	46	50	39	9	16	6	57	32	15	12	7	4
燃焼器具	1,003	1,408	1,126	59	87	69	21	37	46	164	269	249	373	642	556	317	309	146	69	64	60
家具・住宅用品	329	281	155	24	16	10	73	64	21	137	77	40	20	13	41	47	106	41	28	5	2
乗物・乗物用品	168	154	189	7	13	13	44	52	16	59	50	40	4	4	26	44	28	93	10	7	1
身のまわり品	426	1,253	218	1	3	2	37	56	20	171	1,040	88	51	61	66	140	76	35	26	17	7
保健衛生用品	32	119	25	0	2	2	4	5	3	18	82	10	5	14	8	1	9	2	4	7	0
レジャー用品	108	111	29	1	11	7	17	16	4	30	29	12	3	4	2	48	47	3	9	4	1
乳幼児用品	134	131	21	1	1	0	11	5	0	80	42	12	0	25	1	29	21	5	13	37	3
繊維製品	31	13	20	1	1	4	3	2	1	20	7	14	0	0	0	1	0	0	6	3	1
その他	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	4,763	6,007	3,043	122	196	174	283	295	154	952	1,859	657	1,200	1,685	1,315	1,856	1,755	641	350	217	102

(注) 1. 被害状況については、製品の有無を問わずにみた件数である  
2. 重傷とは、全治1か月以上のけがをいう  
3. 拡大被害は、製品以外に他の物的被害に及んだものをいう  
4. 数値は各年度毎に収集した事故情報の調査結果に基づき、製品区分別の被害状況を集計したものである  
各欄の数値は、平成20年度、平成19年度、平成18年度の順に表記（件）



でした。一方、「製品に起因しない事故」は約31%ですが、調査が進むにつれ「誤使用や不注意による事故」の件数が多くなるという傾向から、今後「製品に起因しない事故」の割合は高くなるものと推測されます。

「製品に起因する事故」のうち、「設計、製造又は表示等に問題があったもの」が3,577件で「製品に起因する事故」の約81%を占めています。「製品に起因しない事故」では、「誤使用や不注意による事故」が2,604件で、「製品に起因しない事故」の約83%に達しています。

## 2、製品区分別事故原因

年度別の「製品区分別事故原因」を表7に示します。

事故情報が多く報告された平成19年度及び平成20年度の事故情報で、その傾向をみます。調査が終了した7,333件で最も事故が多かった製品は「家庭用電気製品」の2,989件で全体の約41%です。ただ、「身のまわり品」に分類される「デスクマット」は同一製品のリコール品であり、事故報告が集中した平成19年度の

975件を全体から除いてみると「家庭用電気製品」の事故割合は約47%となります。「家庭用電気製品」は、「設計、製造又は表示等に問題があったもの(A)」の事故原因が最も多く2,989件中1,322件と約72%ありました。

同一製品のリコールが多数を占めた「身のまわり品」を除き、事故情報が多かった「燃焼器具」1,622件については、「誤使用や不注意による事故」が923件と約60%でした。ただ、これについては調査が進むにつれて、「誤使用や不注意によるもの」が事故原因の件数が増加すると推測されることから、その割合は高くなると考えられます。NITEの事故情報のデータベースでは、「家庭用電気製品」の事故原因は「製品に起因するもの」、「燃焼器具」は「製品に起因しないもの」がそれぞれ多いという傾向があります。

年度ごとに「製品に起因する事故及び重大製品事故」が多かった5品目を表8に、また「製品に起因しない事故」の中で「誤使用や不注意による事故」が多かった5品目を表9に示します。

「製品に起因する事故及び重大製品事故」

表6 事故原因別被害状況（左列のA～Hのは表下の 表の見方参照）

事故原因	被害状況			人的被害の発生した事故									人的被害の発生しなかった事故								
	合計			死亡			重症			軽傷			拡大被害			製品破損			被害なし		
A	818	2,218	541	0	0	1	3	17	8	172	1,092	100	37	185	178	587	895	211	19	29	43
B	157	179	183	1	0	0	0	2	33	25	73	68	13	25	55	110	63	25	8	16	2
C	33	132	135	0	0	0	0	1	3	4	9	14	8	43	48	19	76	67	2	3	3
D	42	109	79	1	3	2	2	5	3	12	16	14	17	46	36	9	34	21	1	5	3
E	348	1,200	1,056	17	77	91	27	71	62	102	288	271	125	596	542	67	131	75	10	37	15
F	76	131	87	1	16	9	10	18	3	28	27	20	22	50	38	11	14	10	4	6	7
G	382	799	717	11	39	61	12	21	32	126	189	135	78	262	320	128	200	147	27	88	22
重大製品事故	182	527	-	0	25	-	28	85	-	4	39	-	94	256	-	54	120	-	2	2	-
[小計]調査が終了したもの	2,038	5,295	2,798	31	160	164	82	220	144	473	1,733	622	394	1,463	1,217	985	1,533	556	73	186	95
H	2,725	712	245	91	36	10	201	75	10	479	126	35	806	222	98	871	222	85	277	31	7
合計	4,763	6,007	3,043	122	196	174	283	295	154	952	1,859	657	1,200	1,685	1,315	1,856	1,755	641	350	217	102

各欄内の数値は、平成20年度、平成19年度、平成18年度の順に表記（件）

表の見方 A：設計、製造又は表示等に問題があったもの B：製品及び使い方に問題があったもの C：経年劣化によるもの D：施工、修理または輸送等に問題があったもの

E：誤使用や不注意によるもの F：その他製品に起因しないもの G：原因不明のもの H：調査中

表7 製品区分別事故原因（上行のA～Hのは表下の 表の見方参照）

事故原因 製品区分	A			B			C			D			E			F			G			重大製品 事故			[小計]調査が 終了したもの			H			合計		
家庭用電気製品	490	832	242	27	55	75	25	88	72	18	49	36	88	298	218	30	56	35	128	342	335	126	337	-	932	2,057	1,013	1,460	363	177	2,392	2,420	1,190
台所・食卓用品	13	37	17	0	13	7	0	3	1	0	0	0	10	16	5	0	2	5	44	20	29	6	6	-	73	97	64	67	18	6	140	115	70
燃焼器具	90	97	108	3	3	5	4	32	53	17	46	32	177	746	711	16	31	20	53	188	164	29	90	-	389	1,233	1,091	614	175	35	1,003	1,408	1,126
家具・住宅用品	21	115	98	9	6	5	2	5	2	6	10	1	27	56	26	16	1	3	83	18	15	7	30	-	171	241	150	158	40	5	329	281	155
乗物・乗物用品	22	44	16	0	4	0	0	1	7	1	3	10	21	19	50	3	11	3	13	18	93	3	33	-	63	133	179	105	21	10	168	154	189
身のまわり品	98	1,017	38	118	61	87	0	2	0	0	0	0	14	27	24	5	8	9	41	54	53	6	16	-	282	1,165	211	144	68	7	426	1,253	218
保健衛生用品	2	13	1	0	26	0	0	0	0	0	0	0	3	18	12	1	4	5	1	45	6	1	7	-	8	113	24	24	6	1	32	119	25
レジャー用品	31	48	5	0	4	2	2	1	0	0	0	0	5	9	3	3	15	4	9	16	13	3	5	-	53	98	27	55	13	2	108	111	29
乳幼児用品	46	11	8	0	7	2	0	0	0	0	0	0	3	7	2	1	1	1	10	96	6	1	3	-	61	125	19	73	6	2	134	131	21
繊維製品	5	4	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5	1	2	2	0	2	3	0	0	-	6	11	20	25	2	0	31	13	20
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	2	0	0	0	0	0	2	0
合計	818	2,218	541	157	179	183	33	132	135	42	109	79	348	1,200	1,056	76	131	87	382	799	717	182	527	-	2,038	5,295	2,798	2,725	712	245	4,763	6,007	3,043

各欄の内の数値は、平成20年度、平成19年度、平成18年度の順に表記（件）

表の見方 A：設計、製造又は表示等に問題があったもの B：製品及び使い方に問題があったもの C：経年劣化によるもの D：施工、修理または輸送等に問題があったもの  
E：誤使用や不注意によるもの F：その他製品に起因しないもの G：原因不明のもの H：調査中

が多かった5品目の中の「電気こんろ」の事故の多くは、つまみにカバーがないために飛び出しているスイッチに身体やカバン等が触れて気がつかないうちに通電させてしまい、火災等に至ったというものです。ほか、電子レンジで過剰に加熱されたために焦げた「カイロ」、電子ユニット回路基板のはんだ付け不良による焼損事故が発生した「電気衣類乾燥機」、電磁ポンプ部に使用されているOリングの寸

法違いによる不具合や同部分のOリングの経年劣化により灯油が漏れて焼損事故を起こした「石油給湯器」、長期使用によるコンデンサ等の経年劣化により発煙・発火した「扇風機」がありました。

ほか、平成20年度は基板の短絡やコンデンサの絶縁破壊後による発煙・発火事故が発生した「ノートパソコン」、トランジスターのリード線の絶縁距離が不十分で発煙した「直流電

表8 年度別「製品に起因する事故及び重大製品事故」の多い5品目

平成18年度 (859件)		平成19年度 (3,056件) (2,529件)				平成20年度 (1,285件) (1,103件)			
品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数
ゆたんぼ	85	デスクマット	965	電気こんろ	55	ノートパソコン	120	電気こんろ	27
石油給湯器	66	電気乾燥機	173	エアコン	31	カイロ	95	電子レンジ	17
いす	48	電気ストーブ	138	扇風機	29	直流電源装置	86	石油ふろがま	16
電気ストーブ	47	サンダル	57	石油給湯器	29	石油給湯器	79	扇風機	9
ガスふろがま	45	草刈機	54	石油ふろがま	24	デスクマット	73	電気冷蔵庫	9

表9 年度別「誤使用や不注意による事故」の多い5品目

平成18年度 (1,056件)			平成19年度 (1,200件)			平成20年度 (348件)		
品目名	件数	割合%	品目名	件数	割合%	品目名	件数	割合%
ガスこんろ	337	31.9	ガスこんろ	355	29.6	ガスこんろ	99	28.4
石油ストーブ	140	13.3	石油ストーブ	136	11.3	石油ストーブ	18	5.2
電気ストーブ	73	6.9	電気ストーブ	80	6.7	ガスふろがま	13	3.7
四輪自動車	40	3.8	まきふろがま	27	2.3	ガス栓	11	3.2
石油ふろがま	33	3.1	石油ふろがま	26	2.2	IH調理器	9	2.6

源装置」、ドアの開閉を検知するスイッチの製造不良により発煙・発火事故が発生した「電子レンジ」などの事故がみられました。

「誤使用や不注意による事故」が最も多かったのは3年間を通じて「ガスこんろ」で、事故原因はいわゆる「天ぷら火災」が大半を占めますが、他の事故原因としては「グリルの受け皿を清掃していなかったため、溜まった油脂等に引火」、「グリルに水を入れて使用するタイプのものなのに、水を入れ忘れて出火」、「近くに置いたゴム手袋に引火」など多くの事例がみられます。次いで多い「石油ストーブ」は、「給油の際にカートリッジタンクのふたの締め方が不十分であったために漏れた灯油に引火」、あるいは「ガソリンとの誤給油」などがあります。ストーブ全般では「洗濯物などの可燃物接触」など多くの原因で事故が発生しています。

### 3、再発防止措置

平成20年度中に調査が終了したのは4,263件で、その中で、「製品に起因する事故」は2,229件でした。

「製品区分別再発防止措置等の実施状況」を表10に示します。75%にあたる1,947件で、

製造事業者等による再発防止措置が講じられました。残りの282件の事故は、火災等で製品の製造事業者が特定できなかった、また販売後長期間が経過して市場や家庭における製品の残存数も少なく、かつ同種の事故情報が他には収集されていないなどであり、事故の再発防止が必要と考えられるすべての事故について措置がとられています。

表10 製品区分別再発防止措置等の実施状況

製品区分	再発防止措置の 実施状況			製品の交換、部品の 交換、安全点検 等を行ったもの			製品の製造、販 売又は輸入を中 止したもの			製品の改良、製 造工程の改善、 品質管理の強化 等を行ったもの			表示の改善、取 扱説明書の見直 し等を行ったもの			政府、団体、事業 者等の広報等によ り消費者に注意を 喚起したもの			被害者への措置損 害賠償、製品交換 等、個別的な措置		
	措置 実施件数																				
家庭用電気製品	961	1,102	377	621	778	228	30	81	27	460	589	243	50	109	41	660	866	300	702	887	318
台所・食卓用品	81	78	45	10	23	25	23	33	29	52	49	33	21	23	11	48	23	27	64	56	35
燃焼器具	181	239	168	147	154	124	2	16	6	111	85	101	7	12	15	94	196	129	84	157	130
家具・住宅用品	135	177	117	49	120	94	18	25	58	56	136	100	12	24	12	103	103	66	118	132	85
乗物・乗物用品	53	80	25	43	50	14	10	9	2	33	32	13	8	5	5	35	47	17	37	45	14
身のまわり品	270	1,152	153	102	1,050	111	10	13	12	60	109	57	35	74	85	236	1,114	113	117	1,074	97
保健衛生用品	8	57	3	1	41	1	1	40	1	5	7	2	2	9	1	2	45	1	5	45	2
レジャー用品	57	58	12	41	37	5	9	9	4	32	45	6	5	12	4	28	39	6	36	46	9
乳幼児用品	97	108	18	57	87	8	14	90	7	91	18	10	27	10	5	77	91	8	68	97	13
繊維製品	13	7	14	8	5	8	5	5	1	13	2	11	1	1	3	6	6	10	8	7	9
総計	1,856	3,058	932	1,079	2,345	618	122	321	147	913	1,072	576	168	279	182	1,289	2,530	677	1,239	2,546	712

各欄内の数値は、平成20年度、平成19年度、平成18年度の順に表記（件）  
収集された事故に関して複数の措置が取られたものは、措置ごとに集計した。

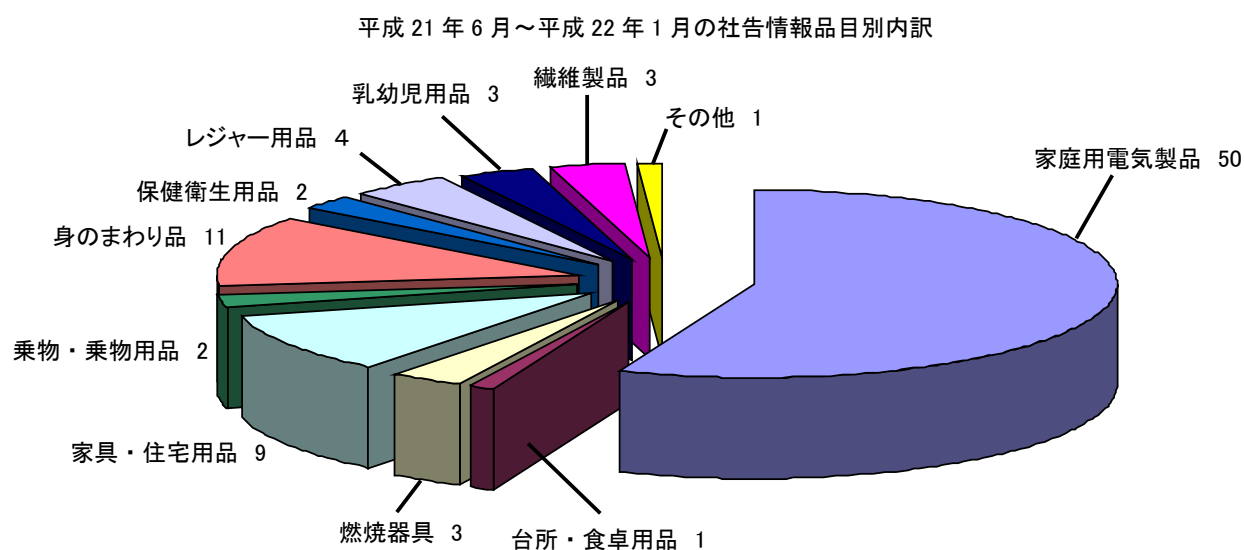
## 社告・リコール情報

社告情報はリスクアセスメントの観点から、事故等が発生後、事業者が事故の被害の大きさと事故の発生確率が社会に許容されるかどうか、検討・判断し、最終的に社告に至ったとみることができるものであり、大変参考になる情報です。NITE が収集している社告情報を関係者が使いやすいように品目別に整理しました。

社告情報は NITE ホームページ (<http://www.jiko.nite.go.jp>) にも掲載しています。

### 平成 21 年 6 月～平成 22 年 1 月

平成 21 年 6 月～平成 22 年 1 月の間に NITE で収集した社告情報は 89 件です。当社告情報は、平成 21 年 6 月～平成 22 年 1 月まで、新聞等に社告を掲載し、製品の回収・交換等を実施しているもの（再社告情報含む）の中から、事故情報収集制度における対象製品で、事故が発生したか事故の起こる可能性の高い製品の社告を収集したものです。



### 平成 21 年 6 月～平成 22 年 1 月の社告回収一覧

#### 【家庭用電気製品】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日(平成)	社告等の内容	対処方法
パソコンのモニター	シャープ(株) 0120-606-190 <a href="http://www.sharp.co.jp/support/announce/pc26m1.html">http://www.sharp.co.jp/support/announce/pc26m1.html</a>	PC-TX26G PC-TX26GS ※モニター背面には「IT-PC26M1」の型名を表記	H16年12月～ H17年5月 13,900台	21年6月8日 <HP>	電源部のフィルムコンデンサの部品不良により、発煙し異臭が発生する可能性が判明。	無償点検・修理（当該コンデンサを対策済み製品と交換）

## 【家庭用電気製品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日(平成)	社告等の内容	対処方法
液晶IT-TV	シャープ(株) 0120-606-190 <a href="http://www.sharp.co.jp/support/announce/pc26m1.html">http://www.sharp.co.jp/support/announce/pc26m1.html</a>	(1) IT-26M1 (2) IL-26M1	(1)H16年11月～H17年10月 7,156台 (2)H16年11月～H17年1月 520台	21年6月8日 <HP>	電源部のフィルムコンデンサの部品不良により、発煙し異臭が発生する可能性が判明。	無償点検・修理（当該コンデンサを対策済み製品と交換）
コーヒー豆の電気式グラインダー	スターバックス コーヒー ジャパン (株) 0120-782-805 <a href="http://www.starbucks.co.jp/announcement_20090617.php">http://www.starbucks.co.jp/announcement_20090617.php</a> <a href="http://www.starbucks.co.jp/">http://www.starbucks.co.jp/</a>	スターバックス バリスタ ブレード グラインダー	・シルバー色： H14年10月～ H21年5月 ・ブラック色： H13年3月～ H17年5月	21年6月17日 <新聞>	スイッチが切れなかったり、また不意にスイッチが入ったりする不具合が確認。（ホームページ、スターバックス各店店頭にて告知）	自主回収（返金）
iPod用 2.1ch木のスピーカー	エレコム (株) 0120-502-501 <a href="http://www.elecom.co.jp/support/news/2009/0617/">http://www.elecom.co.jp/support/news/2009/0617/</a>	ASP-WPS9BRD(ダークブラウン) ASP-WPS9BRL(ライトブラウン)	H20年2月5日～H21年6月5日	21年6月17日 <HP>	当該商品の一部に正規仕様と異なるACアダプタが同梱されていた。	正規品との無償交換
洗濯乾燥機	(株)桜川ポンプ製作所 東京営業所 電話 03-5670-5261 FAX 03-5670-5270 <a href="http://www.sakura-p.net/topic/copama.pdf">http://www.sakura-p.net/topic/copama.pdf</a> インタックSPS(株) 電話 03-6222-0013 FAX 03-5117-2646	COPAMA社製 Euro3000型	H14年6月～ H21年3月	21年7月01日 <HP>	ネットの使用、洗濯機が偏った状況での運転等により発生する高振動のため一部の配線結束部が緩み、結合部が焦げる事故が1件発生。なお、不燃材を使っているため火災に至ることはない。	点検
ソフトコンタクトレンズ用煮沸消毒器	オムロン お客様サービスセンター 0120-30-6606 <a href="http://www.matsusaka.omron.co.jp/info.html">http://www.matsusaka.omron.co.jp/info.html</a> <a href="http://www.bausch.co.jp/company/news/20090710.html">http://www.bausch.co.jp/company/news/20090710.html</a>	ボシュロム アセプトロンMini 医療用具承認番号：62B第970号	H10年10月に販売終了	21年7月10日 <HP>	誤使用により、稀に差込プラグ部の絶縁劣化による発熱等不具合が発生する場合があります。 <アセプトロン Mini お取り扱い上の注意> ・レンズケースをセットする前にアセプトロン Mini 本体周辺及び加熱プレート部分、レンズケースを乾いた布でよく拭き水分を取り除いてください。濡れた状態でのご使用は故障の原因となる場合があります。 ・レンズケースのキャップが緩んでいると消毒中に水漏れする場合があります。アセプトロン Mini 本体にセットする前にしっかりとねじ込まれていることを確認してください。 ・アセプトロン Mini 本体のふたを正しくセットし、ふた側を上にした正しい向きでコンセントに差し込んでください。 ・必ずボシュロムのレンズケースをご使用ください。古いレンズケースや変色したレンズケースは新しいものにお取替えの上、お使いください。 ・電気製品ですので、水につけたり、濡れた手で触れぬよう、またお子様の手の届かないところでご使用ください。 ・本体の加熱プレートがひび割れたまま、もしくは差込プラグ部分に水分、汚れが付着したまま使用され続けると電気的な事故につながる可能性があります。このような場合はすぐに使用をお止めください。	注意喚起

【家庭用電気製品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日(平成)	社告等の内容	対処方法
ドラム式洗濯乾燥機	LGエレクトロニクス ジャパン(株) 0120-830-094 <a href="http://jp.lge.com/support/announce.do?action=read&amp;group_code=SPRT_MENU&amp;list_code=ANNOUNCE_MENU&amp;seq=6295&amp;page=1&amp;target=announce_read.jsp">http://jp.lge.com/ support/announce. do?action=read&amp;grou p_code=SPRT_MENU &amp;list_code=ANNOUN CE_MENU&amp;seq=6295 &amp;page=1&amp;target=ann ounce_read.jsp</a>	LGエレクトロニクス(旧「LG電子」) 製ドラム式洗濯乾燥機 WD-E52SP WD-E52WP	H20年2月～ H21年4月	21年7月22日 <新聞>	使用している配線接続端子 の不具合により、発煙・発 火の恐れがあることが判明。	無償交換
キッチン ディスポー ザ	(株) INAX INAX点検窓口 0120-1794-07 <a href="http://www.inax.co.jp/warnings/090728/">http://www. inax.co.jp/ warnings/090728/</a>	快速くんMK (DPMK) 製造台数 9,009台 ランドミル (DPM) 製造台数 1,422台 (DPM2) 製造台数 3,418台	快速くんMK DPMK H16年6月～ H20年4月(製 造) ランドミル DPM H14年10月～ H16年6月(製 造) DPM2 H15年10月～ H16年6月(製 造)	21年7月28日 <HP>	キッチンシンクにディスポー ザの接続部品を締め付ける ナット部に亀裂が入り、 そこからの漏水がディスポー ザ本体カバー側面を通り基 板に至り、基板上のトランス 部が発熱し、本体カバーの 一部が溶融する事故が1件 発生。	無償点検・ 修理。 (漏水が基 板収納部 に入り込ま ないよう防 水カバーを 取り付け、 基板上のト ランス部を シールする ことで発熱 を防止。作 業時間は1 時間を見込 んでいる。
ドラム式洗 濯乾燥機	(1) 東芝 0120-710-508 2008年8月19日 より受付、2009年 9月1日まで 9:00 ～ 20:00(土・日・ 祝日を含む)、2009 年9月2日以降 9:00～17:00(土・ 日・祝日を除く) <a href="http://www.toshiba.co.jp/tha/about/press/090818.htm">http://www.toshiba. co.jp/tha/about/ press/090818.htm</a> (2) 無印良品 0120-787-508 2009年8月19日 より受付、2009年9 月1日まで 9:00～ 20:00(土・日・祝 日を含む)、2009年 9月2日以降 9:00 ～ 17:00(土・日・ 祝日を除く) <a href="http://ryohin-keikaku.jp/news/2009_0819.html">http://ryohin- keikaku.jp/ news/2009_0819. html</a>	(1) 東芝 ドラム式洗濯乾燥機(販売 台数: 64,575台) 2003年1月～2007年5月 TW-853EX、TW-853V6 TW-S80FA、EWD-BC80A 2001年11月～2003年3月 TW-641H、TW-641RA1 Electrolux by Toshiba [エレクトロラックス by 東芝](販売 台数: 8,475台) EWD-Y70C 2004年6月～2006年5月 ドラム式洗濯乾燥機 EWD-D80A GE ドラム式洗濯乾燥機(販売台数: 4,985台) (GEコンシューマープロダクツジャパ ン(株)) 2003年7月～2005年10月 KWC-9B、KWC-9J (2) 無印良品(株良品計画)ドラム式 洗濯乾燥機(販売台数: 4,950台) 2004年1月～2007年4月 M-WD85A 合計販売台数: 82,985台 (2008年4月に新聞紙上で同様の社 告を行った東芝ドラム式洗濯乾燥機T W-742EXタイプ[TW-742EX、 TW-742MX、TW-742V5]につ いても、併せて無料点検・修理を実 施している。)	H13年11月～ H19年5月	21年8月19日 <新聞>	洗剤ケースから本体内部に垂 れ落ちた液体洗剤がリード 線部に付着し、リード線被 覆の絶縁を劣化させることで 発煙・ 発火したと考えられる火災事 故1件が発生した。	無料点検・ 修理
ルームエア コン	三菱重工(株) ・三菱重工サービス フロントセンター ・フリーダイヤル 0120-975-365 ・受付時間: 365日 9:00～18:00 <a href="http://www.mhi-air.co.jp/contents/13-news/important_news0004.html">http://www. mhi-air.co.jp/ contents/13-news/ important_news0004. html</a>	・冷暖房兼用エアコン 室外機型式 SRC189JH (室内機型式 SRK189JH-J、 STF183JH-J) 室外機型式 SRC1801JH (室内機型式 SRK1801JH) ・冷房専用エアコン 室外機型式 SRCK164J (室内機型式 SRK164J) 室外機型式 SRCK181J (室内機型式 SRK181J) 室外機型式 SRCK182J (室内機型式 SRK182J) 室外機型式 SRCK183J (室内機型式 SRK183J)	S51年～S56 年	21年8月21日 <HP>	2008年6月に運転コンデン サの経年劣化による室外機 の焼損事故が発生した。 当該期間に製造した圧縮機 用運転コンデンサに安全弁 の付いていないルームエア コン室外機には発煙・発火 のおそれがある。	注意喚起 (使用中の 中止)

## 【家庭用電気製品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日(平成)	社告等の内容	対処方法
ドラム式洗濯乾燥機	東芝アプライアンス(株)東芝テクノネットワーク(株) 0120-813-252 2009年9月5日9時より受付開始、9月11日まで(土・日・祝日含む)9:00～20:00、9月12日以降(土・日・祝日除く)9:00～17:00 <a href="http://www.toshiba.co.jp/tha/about/press/090904.htm">http://www.toshiba.co.jp/tha/about/press/090904.htm</a>	TW-130VB	H17年2月～ H18年1月	21年9月5日 <新聞>	電気系統修理の中の一部に作業不備があり、ごく稀に発煙・発火等にいたる可能性が考えられる。	再度の点検・修理
モノクロページプリンター	セイコーエプソン(株)エプソン販売(株)エプソンページプリンター特別対応窓口 0120-92-6350 月曜日～金曜日 09:00～17:30 土曜・日曜・祝日 10:00～17:00(指定休日を除く) <a href="http://www.epson.jp/support/misc/lp_monochrome/">http://www.epson.jp/support/misc/lp_monochrome/</a>	LP-7500 EK8Z 数字の並び LP-7700 D5UZ 数字の並び LP-8100 CZJZ 数字の並び LP-8700 CZHZ 数字の並び LP-8700PS3 CZKZ 数字の並び	LP-7500 H14年5月～ H17年3月 LP-7700 H14年1月～ H17年3月 LP-8100 H13年1月～ H16年9月 LP-8700 H13年1月～ H16年12月 LP-8700PS3 H13年2月～ H17年9月	21年9月7日 <HP>	電子部品の故障により発煙が生じ、プリンター内部に溜まるものの機内で発火に至るケースがあることが判明。	無償修理・注意喚起(印刷終了後、印刷物の背景面に黒く汚れが発生した場合、直ちに右側面の電源スイッチを切り、「お問い合わせ専用窓口」までご連絡ください。)
デジタル複合機	村田機械(株)/ムラテック販売(株)/ムラテックシステム(株) 0120-610-917 平日9:00～18:00/ 土9:00～17:00(日曜日・祝日を除く) <a href="http://www.muratec.jp/ce/business/news/oshirase_20090907.html">http://www.muratec.jp/ce/business/news/oshirase_20090907.html</a>	(1) V-1000 (2) V-1200 (3) V-1250	(1)H13年4月～ H15年6月頃 (2)H15年6月～ H17年10月頃 (3)H17年10月～ H19年5月頃	21年9月7日 <HP>	非常に稀な電子部品の故障により発煙が生じ、機械内部の一部を焼損するケースがあることが判明。	注意喚起(印刷終了後印刷物の背景部全面に黒く汚れが発生した場合には、電源スイッチを切り、下記まで連絡をしてください。)
ページプリンター(モノクロプリンター)	富士通(株) 0120-55-6428 受付時間:9時～17時(土日祝日および当社指定の休日を除く) <a href="http://www.fimworld.net/biz/common/info/20090907/">http://www.fimworld.net/biz/common/info/20090907/</a>	製品名: Printia LASER 機種名: XL-5250, XL-5330, XL-5340, XL-5350, XL-5730	H13年1月～ H20年6月	21年9月7日 <HP>	一部機種において、非常に稀な電子部品の故障が発生し、さらに以下の条件がすべて重なった状態で放置した場合に、発煙が生じ、プリンター内部の一部を焼損するケースがあることが判明。 条件: ①プロセスカートリッジを装置から取り出した状態 ②電源が入った状態 ③上部カバーを閉じた状態	注意喚起(紙詰まり、トナー切れなどにより、プロセスカートリッジを装置から取り出した状態で装置の上部カバーを閉じたまま放置する場合は、電源スイッチを必ずお切りください。)
レーザーマウス	ソニー(株)、ソニーマーケティング(株)、ソニーカスタマーサービス(株) 0120-48-8889 月～金曜日9:00～20:00、土・日・祝日9:00～17:00 (年末年始は土日祝日の受付時間になる場合もある。) <a href="http://vcl.vaio.sony.co.jp/ifu/hotnews/2009/09/002/index.html">http://vcl.vaio.sony.co.jp/ifu/hotnews/2009/09/002/index.html</a>	Bluetooth レザーマウス 「VGP-BMS10/S」 シリアル番号 S/N: 90601802 G ~ S/N: 90803030G	H21年8月発売	21年9月11日 <HP>	電池を無理に押し込むと端子の固定が外れ、電源が入らなくなり、まれに本体が発熱する可能性があることが判明。 発熱が生じた場合、特定のごく狭い範囲に触れると、軽微なやけどに至る可能性もある。	無償交換(改善交換品発送は9月19日より開始:9/15更新)

【家庭用電気製品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日(平成)	社告等の内容	対処方法
プリンター (モノクロプ リンタ)	富士ゼロックス(株) 富士ゼロックスお客 様相談センター 0120-27-4100 9:00～12:00、13:00 ～17:00 土・日・祝日を除く <a href="http://www.fujixerox.co.jp/news/notice/2009/0907_info.html">http://www.fujixerox.co.jp/news/notice/2009/0907_info.html</a>	(1) Able 3150 (2) Able 3150FS (3) DocuPrint 180 (4) DocuPrint 181 (5) DocuPrint 210 (6) DocuPrint 211	(1)H13年4月 ～H17年3月 (2)H13年5月 ～H17年3月 (3)H12年12月 ～H15年4月 (4)H14年8月 ～H19年3月 (5)H12年12月 ～H15年4月 (6)H14年8月 ～H19年3月	21年9月14日 <HP>	非常に稀な電子部品の故障 により発煙が生じ、機械内 部の一部を焼損するケース があることが判明。 (2009/09/07 付け社告に 「Able 3150」を対象商品 として追加した更新情報)	注意喚起 (印刷終了 後印刷物 の背景部 全面に黒く 汚れが発 生した場 合には、電 源スイッチ を切り、下 記まで連絡 をしてくだ さい。)
トップオー ブドラム 式洗濯乾燥 機	三洋電機(株) 洗濯乾燥機相談室 0120-34-3226 9:00～19:00(2009 年10月31日まで 毎日)、9:00～ 17:00(2009年11月 1日以降土・日・ 祝日は除く) <a href="http://jp.sanyo.com/info/products_safety/090918-01.html">http://jp.sanyo.com/info/products_safety/090918-01.html</a>	(1)AWD-A845Z(2)AWD-B 860Z(3)AWD-U860Z (4)AWD-S8260Z (5)AWD-GT960Z (6)AWD-S9260Z (7)AWD-X1 (8)AWD-U1 (9)AWD-ST86Z	(1)H14年4月 ～H15年10 月 (2)H15年6月 ～H16年11 月 (3)(4)(5)H16年 6月～H17年 3月 (6)(7)H16年1 月～H16年12 月 (8)(9)H16年11 月～H18年1 月	21年9月18日 <HP>	2003年6月から2004年11 月にかけて販売し、3度の リコールと、1度の再告知を 行い市場対応してきたトップ オーブドラム式洗濯乾燥 機「AWD-B860Z」にお いて、修理時における作業 不備が原因の発火事故が1 件発生した。	1 再点検の 実施(2008 年11月19 日に開始し たリコール 対策済みの 製品) 2 AWD-A 845Z、 AWD-B 860Z、 AWD-U 860Z、 AWD-S 8260Zの 4機種につ いては、点 検で安全性 を確保した うえで、後 日、同等製 品との交換
ラミネー ター	アイリスオーヤマ(株) 0120-211-299 9:00～5:00時(平日・ 土日・祝日ともに) <a href="http://www.irisohyama.co.jp/safetyinfo/attenlaminater.html">http://www.irisohyama.co.jp/safetyinfo/attenlaminater.html</a>	ラミネーター LTA-321N ラミネーター LTA-421N ラミネーター LTW-4000	H19年～H21 年 ・回収対象数: 2万1千台(3 機種合計)	21年9月29日 <新聞>	内部ヒーターの接触不具合 により、発火に至る事故が 一件発生した。	無償回収・ 交換(部品 または代替 商品)
電気カー ペット	クラリオン(株) 0120-112-140 9:30～12:00、13:00 ～17:00(土・日・ 祝日を除く) <a href="http://www.clarion.com/jp/ja/topics/index_2009/090926_01/index.html">http://www.clarion.com/jp/ja/topics/index_2009/090926_01/index.html</a>	電気カーペット「おんどう5」「HOT1 ワン」(2畳/3畳用) YJ-320A-70、YJ-330A- 70、VD-1203A-0、VD- 1204A-0、 VD-1205A-0、VD-1205A- 1、VD-1206A-0、VD-1207 A-0、 VD-1207A-1、VD-1300A- 0、VD-1301A-0	S54年～H元 年頃	21年10月2日 <HP>	販売終了から既に20年以 上経過した電気カーペットの 電気回路の一部が加熱し、 焦げる事故が発生。	注意喚起 (すみやかな 使用の中 止)
遠赤外線 ヒーター	(株)デンソー(旧日本 電装(株)) GAC(株)(旧ゼネラ ルエアコン(株)) デンソーエンセキ回 収受付センター 0120-181-103 9:00～18:00(土・ 日祝日・年末年始 (2009年12月29日 ～2010年1月3日)) を除く <a href="http://www.denso.co.jp/ja/news/notice/files/091005-01a.pdf">http://www.denso.co.jp/ja/news/notice/files/091005-01a.pdf</a>	(1)「エンセキ」7FX ホワイト(479000-2200) グレー(479000-2230) (2)10FA ホワイト(479000-2170、 479000-2171、479000-2172、 479000-2370、479000-2490) グレー(479000-2220、 479000-2221、479000-2380、 479000-2500) (3)10FC ホワイト(479000-2190、 479000-2191、479000-2192 479000-2390、479000-2470) グレー(479000-2280、 479000-2400、479000-2480) (4)12F 樹脂スタンド 479000-2080、 479000-2081 金属スタンド 479000-0280、479000-2040 (5)12FD 樹脂スタンド 479000-2090、 479000-2091 金属スタンド 479000-0290、479000-2050 (6)「スキニーセラミックヒーター」 機種名 ERF121VAA ERF121VAB ERF121VDA 品番 レッド(479000-5020 479000-5021 479000-5030)	(1)1989年9月 ～1990年3 月(販売) (2)1987年9月 ～1997年12 月(販売) (3)1988年9月 ～1997年11 月(販売) (4)1982年9月 ～1988年1 月(販売) (5)1982年9月 ～1988年1 月(販売) (6)1984年10 月～1987年 12月(販売)	21年10月6日 <折込チラシ>	当製品の一部において、発 煙・発火するおそれがある ことが判明。 (2008年10月15日付け 社告の再社告)	回収(一台 につき2万 円で引き取 り)



## 【家庭用電気製品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日(平成)	社告等の内容	対処方法
IH炊飯 ジャー	象印マホービン(株) 0120-266-128 9:00～17:00、月～ 金曜日(祝日、弊 社休業日を除く) <a href="http://www.zojirushi.co.jp/toiawase/ih_npp.html">http://www.zojirushi.co.jp/toiawase/ih_npp.html</a>	IH炊飯ジャー NP-PA型 NP-PE型 NP-PX型	H19年8月～ H21年5月	21年10月15 日 <HP>	炊飯中または保温中にふた が開くという現象が報告され た。外ふたの片側だけを押し 込んだ場合、外ふたが完全 にしまりきらず、炊飯中や 保温中に外ふたが開く恐れ がある。	注意喚起
電球型蛍光 灯	(株)アドメイン イオンライト・相談 窓口 電話 03-3667-6021 10:00～18:00(土・ 日・祝日を除く) <a href="http://www.admain.co.jp/recall.html">http://www.admain.co.jp/recall.html</a>	製品名 SKY★BLUE 型式名 EFTR20EX, EFTR11EX、 EFTR7EXの一部	H18年8月～ H19年12月	21年10月15 日 <HP>	イオン発生器(高電圧部) に触れやすく、感電するお それが判明したため。	無償交換
温冷蔵庫	大自工業(株) 電話 072-976-0101 <a href="http://www.daiji.co.jp/important20090913.html">http://www.daiji.co.jp/important20090913.html</a>	EZ12	H16年3月～ H16年6月	21年10月16 日 <新聞>	基板の不具合により発火す るおそれがあることが判明。	使用中止 (注意喚 起)及び無 償交換
ハロゲン ヒータース トープ	三洋電機(株) 0120-35-8227 9:00～17:00(土・ 日・祝日は除く) <a href="http://jp.sanyo.com/info/quality_trouble/091019.html">http://jp.sanyo.com/info/quality_trouble/091019.html</a>	ブランド名「TORISAN」 KR-E800 KR-H800	H14年～H15 年	21年10月19 日 <HP>	電気部品の半田付け不良に より、本体の一部が焦げる 不具合が1件発生	無料点検 (修理)
DVDプレー ヤー内蔵地 上デジタル 液晶テレビ	(株)東芝 0120-887-709 平日 9:00～18:00 (2009年12月31日 までは土・日・祝 日も受付) <a href="http://www3.toshiba.co.jp/hdd-dvd/support/important/sd-p120dt_imp.html">http://www3.toshiba.co.jp/hdd-dvd/support/important/sd-p120dt_imp.html</a>	SD-P120DT(ポータロウ)のパ ッケージ。製造ロット番号が以 下に該当する製品。 (200712001～200810999)	H19年12月～ H20年10月	21年10月20 日 <新聞>	発煙、発火に至る可能性が あると判断。	無償交換 (バッテリー パック)
ブラウン管 式カラーテ レビ	パナソニック(株)(旧 松下電器産業(株)) AVCネットワーク 社 ブラウン管式カラー テレビ市場対策室 0120-072-612 9:00～17:00(土・日・ 祝日を除く) <a href="http://panasonic.jp/support/tv/info/kinkoku.html">http://panasonic.jp/support/tv/info/kinkoku.html</a>	TH11-S29 TH19-L7VR TH14-N9(N) TH19-L9VR TH14-N39R TH19-L10VR TH15-M3R TH19-L25AV TH15-M4VR TH19-L55GR TH15-M5G TH21-H7VR TH15-M8VR TH21-H55GR TH15-M9VR TH21-H25AV TH15-M15VR TH-26A1 TH19-L1VR TH-29A1 TH19-L6VR TH18-C22VR TH19-L4VR	S56年～S63 年	21年10月21 日 <折り込みチ ラシ>	長期の使用により、高圧部 品の一部に発煙・発火に至 るおそれがあることが判明。 対象品番の製品を既に廃棄 されているお客様も、下記 のフリーダイヤルまでご連絡 をください。(平成2年2月 7日と平成10年4月15日 に新聞謹告を行った内容に ついて、新聞折り込みチラ シの配布により、再度注意 喚起を図ったもの。)	無料点検・ 処置
電気こんろ	パナソニック(株)(旧 松下電器産業(株)) ホームアプライア ンス社 電気こんろ市場対策 室 0120-391-391 9:00～17:00(土・日・ 祝日を除く) <a href="http://panasonic.co.jp/ha/s/konro/">http://panasonic.co.jp/ha/s/konro/</a>	1ロタイプ(小型キッチンユニ ット) KE-90、KE-120 1ロタイプ NK-1101、NK-2101、 NK-1102、NK-2102 2ロタイプ(据置き型 バック ガード無し)NK-2220、NK- 2251、NK-2252、HNT-2200 (ブランド名: HEC) 2ロタイプ(据置き型 バック ガード有り)NK-2201 NK- 2202 NK-2203 2ロタイプ(ビルトイン型) NK-2204、NK-2204M、 NK-2204CM 3ロタイプ(据置き型 バック ガード無し)NK-2306 3ロタイプ(据置き型 バック ガード有り)NK-2301 NK- 2302 NK-2303 3ロタイプ(ビルトイン型)NK- 2304、NK-2305、NK-2307	1ロタイプ : S52年～S63 年 2ロタイプ : S52年～H3 年	21年10月21 日 <折り込みチ ラシ>	身体や物が接触し、意図せ ずスイッチが「入」となる可 能性がある構造であるため に、製品の上や周囲に可燃 物が置かれていた場合に、 火災に至るおそれがあるこ とが判明。 対象品番の製品を既に廃棄 されているお客様も、下記 のフリーダイヤルまでご連絡 をください。 (平成19年7月4日と平 成19年8月1日に新聞謹 告を行った内容について、 新聞折り込みチラシの配布 により、再度注意喚起を図 ったもの。)	無料部品 交換

【家庭用電気製品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日(平成)	社告等の内容	対処方法
電子レンジ	パナソニック株式会社(旧松下電器産業株式会社) ホームアプライアンス社 電子レンジ市場対策室 0120-871-682 9:00～17:00(土・日・祝日を除く) <a href="http://panasonic.co.jp/ha/s/pro/">http://panasonic.co.jp/ha/s/pro/</a>	NE-A555、NE-A575、NE-AB50、NE-AC50、NE-AC60、NE-AT66、NE-AT70、NE-AT80、NE-OT1、NE-OT2、NE-P300、NE-P500	S63年12月～H5年12月	21年10月21日 <折り込みチラシ>	電子部品内部のはんだの亀裂により、発煙・発火に至る可能性があることが判明。対象品番の製品を既に廃棄されているお客様も、下記のフリーダイヤルまでご連絡をください。 (平成19年5月31日に新聞謹告を行った内容について、新聞折り込みチラシの配布により、再度注意喚起を図ったもの。)	無償部品交換
冷房専用タテ型エアコン	パナソニック株式会社(旧松下電器産業株式会社) ホームアプライアンス社 冷房専用タテ型エアコン対策室 0120-878-570 9:00～17:00(土・日・祝日を除く) <a href="http://panasonic.co.jp/ha/s/aircon/">http://panasonic.co.jp/ha/s/aircon/</a>	(1)CW-145DS-W、CW-145DS-H、CW-165DS-W、CW-165DS-H、CW-C16AS-W、CW-C16AS-XB、CW-C18AS-S-WCW-C18AS-XB (2)CW-C16FS-W、CW-C16FS-C、CW-C18FS-W、CW-C18FS-C	(1)S63年～H4年 (2)H5年～H8年	21年10月21日 <折り込みチラシ>	雨水や結露水が電気部品に浸入して、発煙や発火事故に至るおそれのあることが判明。対象品番の製品を既に廃棄されているお客様も、下記のフリーダイヤルまでご連絡をください。 (平成12年12月3日に新聞謹告を行った内容について、新聞折り込みチラシの配布により、再度注意喚起を図ったもの。)	無料点検・処置
電気衣類乾燥機	パナソニック株式会社(旧松下電器産業株式会社) ホームアプライアンス社 パナソニック株式会社(旧松下電器産業株式会社) 0120-871-399 9:00～17:00(土・日・祝日を除く) <a href="http://panasonic.co.jp/ha/s/pro/">http://panasonic.co.jp/ha/s/pro/</a> 三菱電機株式会社 0120-139-778 9:00～17:00(土・日・祝日を除く) <a href="http://www.mitsubishielectric.co.jp/oshirase/index.html">http://www.mitsubishielectric.co.jp/oshirase/index.html</a>	(1)パナソニック株式会社(旧松下電器産業株式会社) 対象形名：NH-D40K3、NH-D45A、NH-D45H1、NH-D40K2、NH-D40S1、NH-D45K1、NH-D45K2、NH-D45K3 (2)旧松下電器が製造した三菱電機株式会社ブランド 対象形名：DR-D40C1、DR-D40L、DR-D45L	(1)製造期間：H5年08月～H13年12月 (2)製造期間：H6年12月～H11年08月	21年10月21日 <折り込みチラシ>	電気部品のはんだの亀裂により、発煙・発火に至る可能性があることが判明。対象品番の製品を既に廃棄されているお客様も、下記のフリーダイヤルまで電気衣類乾燥機ご連絡をください。 (平成19年5月31日に新聞謹告を行った内容について、新聞折り込みチラシの配布により、再度注意喚起を図ったもの。)	無料部品交換
冷凍冷蔵庫	パナソニック株式会社(旧松下電器産業株式会社) ホームアプライアンス社 冷凍冷蔵庫市場対策室 0120-871-337 9:00～17:00(土・日・祝日を除く) <a href="http://panasonic.co.jp/ha/s/pro/">http://panasonic.co.jp/ha/s/pro/</a>	NR-F40V1、NR-F40VP1、NR-F40W1、NR-F40SP1、NR-G53K1(5機種)	S64年2月～H4年10月(製造)	21年10月21日 <折り込みチラシ>	電子部品の内部素子の破壊により、発煙・発火に至る可能性があることが判明。対象品番の製品を既に廃棄されているお客様も、下記のフリーダイヤルまでご連絡をください。(平成19年5月31日に新聞謹告を行った内容について、新聞折り込みチラシの配布により、再度注意喚起を図ったもの。)	無料部品交換
電気暖房器具	パナソニック株式会社(旧松下電器産業株式会社) ホームアプライアンス社 パナソニック電工株式会社(旧松下電工株式会社) 電気暖房器具 0120-875-665 9:00～17:00(土・日・祝日を除く) <a href="http://panasonic.co.jp/ha/s/dh/">http://panasonic.co.jp/ha/s/dh/</a>	デスクヒータ (1)DR2456(販売元：松下電工) (2)DC-2456P(販売元：松下電器産業) (3)DC-PD1(販売元：松下電器産業)	(1)H15年～H16年(製造) (2)H17年(製造) (3)H18年(製造)	21年10月21日 <折り込みチラシ>	機器内部に配線されたヒーター線が異常過熱を起こし、発煙・発火に至る可能性があることが判明。対象品番の製品を既に廃棄されているお客様も、下記のフリーダイヤルまでご連絡をください。 (平成20年3月6日に新聞謹告を行った内容について、新聞折り込みチラシの配布により、再度注意喚起を図ったもの。)	無料交換(代替品)

## 【家庭用電気製品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日(平成)	社告等の内容	対処方法
ACアダプター (ISDN/ADSL 搭載無線ルーター・イーサネットコンバーター付属)	(株)バッファロー バッファローACアダプター交換窓口 0120-977-892 月～金(土日祝日・GW・夏期休暇、年末年始を除く) 9:30～12:00、13:00～17:00 <a href="http://86886.jp/wlar-ac/">http://86886.jp/wlar-ac/</a>	(1) 11Mbps無線LAN AirStation ISDN および、その無線LAN子機セットモデル WLAR-128、WLS-128S、WLAR-128-IT10、WLAR-128-IT20、WLAR-128G、WLS-128GS、WLS-128GSU (2) 11Mbps無線LAN AirStation ADSL および、その無線LAN子機セットモデル WLAR-8000ACG、WLS-8000ACGS、WLS-8000ACGSU、WLAR-8MACGT、WLS-8MACGPST、WLS-8MACGSUT (3) インターネットマンション用宅内機器 HomePNAイーサネットコンバーター HEB-T1 HEB-T1	(1) H12～H17年(製造・販売) (2) H13～H15年(製造・販売) (3) H13～H15年(製造・販売)	21年10月26日 <HP>	発熱によるACアダプター樹脂ケースの変形およびACアダプターを接続していたコンセントまたは電源タップに熱変形が生じる可能性があることが判明。	無償回収・交換(ACアダプター)
ACアダプター (VAIO一部モデル用)	ソニー(株) VAIOカスタマーリンク VAIO ACアダプター対応窓口 0120-56-7989 月～金曜、9:00～20:00 土・日・祝9:00～17:00 <a href="http://vcl.vaio.sony.co.jp/iforu/hotnews/2009/10/002/index.html">http://vcl.vaio.sony.co.jp/iforu/hotnews/2009/10/002/index.html</a>	該当アダプター型名 VGP-AC19V17 部品番号(製造番号) 147976311(0000001～0148291)、147976321(0000001～0015644)、147976331(0000001～0024740) (1) ボードPC VAIO パーソナルコンピュータ VGC-LTシリーズ、LNシリーズ、LMシリーズ、JSシリーズ (2) VAIO パーソナルコンピュータ用 ドッキングステーション VGP-PRBX1、VGP-PRFE1	(1) H19年10月～H21年4月 (2) H17年10月～H18年4月	21年10月28日 <新聞>	使用中に内部絶縁が不良になる場合があることが判明。絶縁不良になった場合、漏電して家庭用漏電ブレーカー(遮断器)が落ちる症状やACアダプター、PC本体やPCIに接続されている機器、ドッキングステーションそれぞれの金属に触れると感電する可能性がある。また、これらの機器内部の回路焼損につながる可能性もある。	無償交換(対策済みのACアダプター)
オープンレンジ	東芝ホームアプライアンス(株) 0120-266-073 9:00～17:00(土、日、祝日を除く) <a href="http://www.toshiba.co.jp/tha/info/091028.htm">http://www.toshiba.co.jp/tha/info/091028.htm</a>	ER-C5、ER-AE5	H16年12月～H17年12月	21年10月29日 <新聞>	庫内右側面に取り付けられている導波管カバー(マイカ板)に混入した導電性物質(酸化鉄)の含有量が多かったために、使用中、稀に電界集中が生じ、スパーク(火花)が発生することが判明したため。	無償交換修理(該当部品)
ハロゲンランプ器具	東金工業(株)(製造) 東芝ライテック(株)(販売) 0120-770-313 9:00～17:00 <a href="http://www.tlt.co.jp/tlt/kokuchi/halogen_kigu/halogen_kigu.htm">http://www.tlt.co.jp/tlt/kokuchi/halogen_kigu/halogen_kigu.htm</a>	IHP60026R、IHP60026RKAI-500、IHP60026RKAI-F、IHP60026RM、IHP60026RN IHP60026RN-2400、IHP60027-1720、IHP60027-2010、IHP60027KAI-F、HP60027R、IHP60027RM、IHP60027RM-1700、IHP60027RN、FSO-5001、IHP96000R	H16年4月～H21年7月	21年11月05日 <新聞>	器具本体内に引き込んでいた電線が熱劣化により断線して、本体部分が落下する可能性があることが判明。	無償交換
自動演奏機能付ピアノ	ヤマハ(株) ヤマハサイレントアンサンブルピアノフリーダイヤル 0120-286-808 月～金曜日10:00～18:00、土曜日10:00～17:00(日曜、祝日および弊社休業日を除く) <a href="http://www.yamaha.co.jp/service/2009/091110.html">http://www.yamaha.co.jp/service/2009/091110.html</a>	ヤマハサイレントアンサンブルピアノSEBシリーズ(自動演奏機能付ピアノ)品番: YM11SXGZ、YM11Wn-SEB、YM11Sa-SEB、YM11SXGZホワイト、YU10SEB、YU10Wn-SEB、YU10MhC-SEB、YU10WnC-SEB、YU10SEBブライトアイボリー、YU10SEBホワイト、YU30SEB、YU30Wn-SEB、YU30MhC-SEB、YU30WnC-SEB、YU30CE-SEB、YU30SEBブライトアイボリー、YU30SEBホワイト、YU50SEB、YU50Wn-SEB、YU50MhC-SEB、YU50Wn-SEB、YU50SEBブライトアイボリー、YU50SEBホワイト、YUS1SEB、YUS1MhC-SEB、YUS1Wn-SEB、YUS1SEBブライトアイボリー、YUS1SEBホワイト、YUS3SEB、YUS3MhC-SEB、YUS3Wn-SEB、YUS3SEBブライトアイボリー、YUS3SEBホワイト、YUS5SEB、YUS5MhC-SEB、YUS5Wn-SEB、YUS5SEBホワイト 対象製造番号6095681～6264935(自動演奏機能を持つ製品だけが対象で、消音機能のみを持つサイレントピアノは対象外。)	H16年10月～H21年9月	21年11月11日 <新聞>	一部製品において、弱音用のソフトペダルを制御する内部部品に発煙、発火する可能性があることが判明。	無償部品交換・点検

【家庭用電気製品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日(平成)	社告等の内容	対処方法
電源ユニット (デスク トップパソコン)	エプソンドIRECT(株) エプソンドIRECT 電 源ユニット特別対応 窓口 0120-948-334 受付時間：9:00～ 18:00(月～日曜日、 祝日)当社指定休 日は除く <a href="http://shop.epson.jp/html/begin.do?fn=IMP_NOTICE_091111AI">http://shop.epson.jp/html/begin.do?fn=IMP_NOTICE_091111AI</a>	デスクトップパソコン(計23種) (1) EDiCube BB100 1300H 1300P 1500H 1500P 1600HTV 1600PTV 1700HTV 1700PTV 1800HTV 1800PTV (3) EDiCube MXシリーズ 2500HTV 2500PTV 2700HTV 2700PTV (4) EDiCube MXシリーズ 3500HVR 3500PVR 3550HVR 3550PVR 3700HVR 3700PVR 3850HVR 3850PVR	(1)H13年11 月～H14年10 月(7,874台) (2)H14年6月 ～H15年2月 (6,773台) (3)H14年11 月～H15年7 月(4,702台) (4)H15年2月 ～H15年8月 (7,202台)	21年11月11 日 <HP>	電源ユニット内部の接続コネクターのはんだ付け部において熱ストレスによりはんだクラックが生じ、ごく希にトラッキング現象により、本体背面の排気口付近から発煙・発火する可能性があることが判明。	無償点検・ 修理
18・5型地 上デジタル ハイビジョ ン液晶テレ ビ	(株)ダイナコネクティブ 安全点検・修理窓 口 0120-059-520 10:00～19:00、土・ 日・祝 10:00～ 18:00(年末年始を 除く) <a href="http://www.dynaconnective.co.jp/support/tenken.html">http://www.dynaconnective.co.jp/support/tenken.html</a>	「DY-185SDK200シリーズ」 製造型番DY-185SDK200B/W 製造番号 DY-185SDK200B(黒)の場合 I1NK0908B00001～ I1NK0908B000500 I1NK0908B02001～ I1NK0908B02500 DY-185SDK200W(白)の場合 I1NK0908W00001～ I1NK0908W000500 I1NK0908W01801～ I1NK0908W02600	H21年8月 ～	21年11月17 日 <新聞>	電源ボードに使用している部品で一部不具合部品が混入していたため、使用中に発煙する可能性が判明。	無償安全 点検・修理
スイッチ ングハブ	(株)コレガ(現アライド テレシス(株)) CG-SW08TXW M コレガ交換問 合わせ専用窓 口 電話 045-478-0724 月～金 10:00～ 12:00、13:00～ 17:00 祝祭日除く <a href="http://corega.jp/support/important/info_sw08txwm.htm">http://corega.jp/support/important/info_sw08txwm.htm</a>	製品名：8ポート・スイッチングハブ (電源内蔵、プラスチック筐体) 製品番号：CG-SW08TXWM シリアルナンバー： 1031860040300001RevA1～ 1031860040301000RevA1 1031860040400001RevA1～ 1031860040401000RevA1	H16年3月～ 4月	21年12月07 日 <HP>	電源ユニット基板上の電気部品(電解コンデンサ)が劣化することによって、当該基板に異常な電流が流れて発熱し、基板の一部が炭化するとともに近隣の樹脂製外郭が変色・変形することが判明。	無償交換 (代替品)
住宅用分 電盤分岐ブ レーカ	東芝ライテック(株) 分岐ブレーカ 受付 センター 0120-988-738 9:00～12:00、13:00 ～17:00(土・日・ 祝日、及び当社指 定休日(12/28～ 12/31、2010/1/4) を除きます。) <a href="http://www.tlt.co.jp/tlt/kokuchi/breaker/breaker.htm">http://www.tlt.co.jp/tlt/kokuchi/breaker/breaker.htm</a>	【対象分岐ブレーカの形式名】 輸入元：旭東電気株式会社 対象分岐ブレーカの形式名： NSB31J、NSB32J ロット番号： 025CHL01、026AHL01 <搭載住宅用分電盤の見分け方> 分電盤内部の漏電ブレーカ製造番 号：0201HC、0202HC、0203HC、 0204HC、0205HC、0206HC (※白色の分電盤の中に入っている。)	H14年5月下 旬～H14年年 6月上旬(製 造)	21年12月07 日 <HP>	定格電流を超えた過負荷状態において分岐ブレーカが動作しない場合があることが判明。	無償交換
住宅用分 電盤分岐ブ レーカ	旭東電気(株)(輸入) お問い合わせ窓口 0120-103-301 9:00～12:00、13: 00～17:00(土・日・ 祝日、当社指定休 日(2009/12/29～ 12/31、2010/1/4) を除きます。) <a href="http://www.kyokuto-elec.co.jp/info20091207.html">http://www.kyokuto-elec.co.jp/info20091207.html</a>	内外電機製(販売)： 形式名：NPS-12R、NPS-12T、 NPS-22 ロット番号：025C、026A 東芝ライテック製(販売)： 形式名：NSB31J、NSB32J ロット番号：025CHL01、026AHL01	H14年5月下 旬～H14年6 月上旬	21年12月07 日 <HP>	定格電流を超えた過負荷状態において分岐ブレーカが動作しない場合があることが判明。	無償交換
住宅用分 電盤分岐ブ レーカ	内外電機(株)品質保 証部 0120-10-5721 9:00～12:00、13:00 ～17:00但し、土・ 日・祝日などの弊社 休業日(2009年12 月30・31日、2010 年1月4日)は除く。 <a href="http://naigai-e.co.jp/pdf/091207breaker.pdf">http://naigai-e.co.jp/pdf/091207breaker.pdf</a>	【対象分岐ブレーカの形式名】 品名 プラグイン小型ブレーカ 品番 NPS-12R、 NPS-12T、NPS-22 製造番号 025C、026A <搭載住宅用分電盤> 品番：EE、ELE、FE、FLE	分岐ブレーカ H14年5月下 旬～H14年6 月上旬 <住宅用分電 盤> H14年6月～ H14年7月	21年12月07 日 <HP>	定格電流を超えた過負荷状態において分岐ブレーカが動作しない場合があることが判明。	無償交換

## 【家庭用電気製品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日(平成)	社告等の内容	対処方法
コンパクト ポンプ	ケーピーエス工業(株) (製造) 三洋電機株式会社(販売) コンパクトポンプ相談 室 0120-34-3776 9:00～17:00(土・ 日・祝日は除く) <a href="http://www.kps-k.co.jp/comapct%20P.htm">http://www.kps-k.co.jp/comapct%20P.htm</a> <a href="http://jp.sanyo.com/info/products_safety/091218.htmlproduct_s_safety/091218.html">http://jp.sanyo.com/info/products_safety/091218.htmlproduct_s_safety/091218.html</a>	対象機種名 ( ) 内対象製造番号 (1) P-EC400UF (500391～500539) (2) P-EC400YF (500001～500140) (3) P-EC400US (100141～100188) (4) P-EC400YS (100001～100055) (5) P-EC400U2F (500062～500106) (6) P-EC400Y2F (500001～500025) (7) P-EC400U2S (100041～100085) (8) P-EC400Y2S (100001～100035) (9) P-EC600U2F (500181～500380) (10) P-EC600Y2F (500001～500115) (11) P-EC600U2S (100086～100215) (12) P-EC600Y2S (100001～100095)	(1)H15年05月～H17年04月 (2)H18年10月～H20年05月 (3)H15年07月～H17年04月 (4)H18年10月～H19年06月 (5)H16年04月～H17年09月 (6)H19年01月～H20年06月 (7)H16年04月～H17年07月 (8)H19年01月～H20年06月 (9)H15年06月～H18年04月 (10)H18年10月～H20年02月 (11)H15年06月～H18年04月 (12)H18年10月～H19年10月	21年12月18日 <HP>	制御基板の半田付け部における不具合を原因とする基板発火・焼損事故が3件発生。	無償交換 (制御基板とポンプカバー)
加熱式加湿器	森田電工(株) 0120-996-004 9:00～17:00月～金 曜日(祝祭日・当 社休日を除く) <a href="http://www.moritadenko.co.jp/anounce/doc/a10010701.html">http://www.moritadenko.co.jp/anounce/doc/a10010701.html</a>	ML-304Ti KL-3042	H16年～H17年	22年01月08日 <HP>	水槽内のパッキンの不具合等のために、水が製品内部の基板に付着し、発煙・発火する事故が発生。 (火災の発生や人的被害はありません。)	無償交換
脚温器	(株) MTG 0120-315-332 9:30～18:00時(土・ 日、祝日を除く) <a href="http://www.mtg.gr.jp/news1.html">http://www.mtg.gr.jp/news1.html</a>	岩盤足浴「足の助」AS-180 製造番号 068851～069999 610000～621128 621571～ 621737	H18年12月～ H19年11月	22年01月18日 <HP>	きわめて稀に、側面ヒーターの一部が発熱し発煙に至るという不具合が発生する可能性が判明。*製品を既に破棄された方もご連絡をお願いいたします。(2008年2月29日に行った社告の再社告)	無償交換 (新品)
加熱式加湿器	森田電工(株) 0120-996-004 9:00～17:00月～金 曜日(祝祭日・当 社休日を除く) <a href="http://www.moritadenko.co.jp/anounce/doc/a10011801.html">http://www.moritadenko.co.jp/anounce/doc/a10011801.html</a>	ML-550MF	H11年10月～ H15年3月	22年01月20日 <新聞>	基板の部品が原因と見られる発火・火災事故が発生。	無償交換
電気カー ペット	パナソニック(株) / パ ナソニック電工(株) 0120-550-703 7:00～23:00(2月 14日まで毎日) 9:00～21:00(2月 15日以降、日・祝 日を除く) パナソニック電工 <a href="http://panasonic-denko.co.jp/hot-carpet/index.html">http://panasonic-denko.co.jp/hot-carpet/index.html</a>	パナソニック電工販売製品…ホット カーベ ホット畳 DR2 = 006、13、133、14、144J、 145、145J、146J、147J、15、23、 30、300、301、302、305、312、 232、320、321、3220、327、330、 35、40、401、41、416、42、43、 44、46、49、507、508、509、53、 54、76、77、78、801 DR3006、007、008、009、13、133、 14、144J、145、145J、146J、15、 1560、23、30、300、301、302、 305、31、312、32、320、321、 3220、327、330、40、401、41、 416、42、43、44、46、49、76、 77、78、801 DR5 = 210、221、222、310 DR6 = 200、300 DR8 = 215、315 EC = 2334、2344、8232、8233、 8242 コープこうべ及び大阪北生協販売製 品…コープ電気カーペット EC = 2334,2344,8232,8233,8242	パナソニック電 工販売 H4年～H17 年  コープこうべ及 び大阪北生協 販売製品 H5年～H7年	22年01月26日 <新聞>	温度コントローラ内部の部品が過熱し、コントローラケースに穴があいて周辺を変色または焦がす可能性のあることが判明。	無料交換

【家庭用電気製品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日(平成)	社告等の内容	対処方法
冷凍冷蔵庫	シャープ(株) 0120-404-511 9:00～18:00 月曜 ～土曜) 9:00～ 18:00 (日曜/祝日) http://www.sharp. co.jp/support/ announce/ sj_info_100126.html	SJ- で始まる 350JB(-H) ,EX488(-H) ,W358D(-G/H) WA48C(-C/H) ,380JB(-H) ,LA410(-H) W359D(-C/H) ,WD38C(-H) 429EX(-H) ,LA429(-H) ,W35A(-G/H) WE38A(-G/H) ,440JB(-H) ,LA480(-H) W35B(-G/H) ,WE38B(-G/H) 489EX(-H) ,LA489(-H) ,W429E(-H) WE44A(-G/H) ,E35KC(-H) R35C, W45CD(-H) ,WE44B(-G/H) ,E410JB V35WB(-H) ,W489E(-H) ,WH350(-C) E42KC(-H) ,V35WC(-H) ,WA35C(-C/ H) ,WH380(-C) ,E48KC(-H), V38WB(-H) ,WA38C(-H/P) WJ440(-H) ,EX357(-H) ,V42WC(-H) WA41B(-G/H) ,WS350(-H) ,EX418(-H) V44WB(-H) ,WA42C(-C/ H) ,WX42C(-A/G/V) ,EX447(-H) V48WC(-H) ,WA48B(-G/H) WX48C(-A/G/V)	H8年～H13 年	22年01月26 日 <HP>	冷蔵庫とドアの間に物をはさみ 込んだ状態で無理に冷凍冷蔵庫 のドアを開閉しようすると、ドア の開閉が重い、開かない、 あるいは閉まらないといった症 状が発生し、その状態で無理に 開閉すると、まれにドアが外れ る恐れがあることが判明。	点検・部 品交換(無 料)
ブラウン管 テレビ	三洋電機(株) / デジ タルシステムカンパ ニー 0120-34-0136 9:00～19:00 (2010 年2月28日まで毎 日)、9:00～17:00 (2010年3月1日以 降、土・日・祝日 は除く) http://jp.sanyo.com /info/quality_ trouble/100129. html	C-29A90 C-28W60 C-25A100 C-21B80 C-29AX100 C-28DT2 C-25AX100 C-29DT1 C-28SF60 C-25DT2 C-29SF50 C-28DT3 C-25SF60	H16年10月～ H17年9月	22年01月29 日 <HP>	2004年10月から2005年 9月の間に製造しましたブラ ウン管テレビの一部製品で、 テレビの持ち手部を持って本 体を持ち上げた際、持ち手 部またはその周辺が破損す ることが判明。	無償点検 ※不具合 が見つかれば 無料で部 品交換

【台所・食卓用品】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日(平成)	社告等の内容	対処方法
圧力鍋	ビタクラフトジャパン (株)お客様相談室 0120-04-3309 10:00～12:00、 13:00～17:00 (土・ 日・祝、年末年始 を除きます。) http://www.vitacraft. gr.jp/info/20091124/ index.html	ビタクラフトスーパー圧力鍋2.5L (No. 0602) 及び3.5L (No.0603) 圧 力鍋用「ゴムパッキング」(小)	H20年～H21 年	21年11月24 日 <HP>	硬度不足のシリコン素材が使用 されていることが判明。 これによりハンドル開閉強度が 不安定となり、完全に圧力が下 がっていない状態でも強い力で 操作をするとフタが開く場合が ある。フタを開ける際は必ず圧力 表示ピンが完全に下がったこと を確認していただきたい。 「取扱説明書」をよく読み、取扱 説明書の記載通りに正しくお使 いください。	無償交換 (ゴムパッ キン)・使 用の注意

【燃焼器具】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日(平成)	社告等の内容	対処方法
石油給湯機	長州産業(株) 受付センター 0120-652-963 http://www.choshu. co.jp/modules/ information/	石油小型給湯機 本体型式 (台所リモコン型RC-80M 式) IX-471DH、JX-411DG MX-471DG、MX-471DH PX-411DG、YX-371D 石油給湯機付ふろがま 本体型式(台所リモコン型式・浴室 リモコン型式) IF-471DH-A (RC-82M・RC -82A)、JF-411DG (RC-81 M・RC-81F)、JF-411DG-A (RC-82M・RC-82A)、MF- 471DH-A (RC-82M・RC-82 A)、PF-411DG (RC-81M・R C-81F)、PF-411DG-A (RC -82M・RC-82A)	H21年1月～ 6月	21年9月1日 <HP>	アフターサービスの時に機 器内のメンテナンス用スイッ チ(リモコン及びリモコンコー ドの良否を 確認するスイッチ)を使用し た場合、正常に安全装置が 作動しないことが判明。	部品交換

## 【燃焼器具つづき】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日(平成)	社告等の内容	対処方法
石油ストーブ	㈱トヨトミ 0120-956-534 9:00～23:00 ～12月7日以降は 土日・祝日を除く 9:00～18:00 <a href="http://www.toyotomi.jp/news/pa239_osirase.html">http://www.toyotomi.jp/news/pa239_osirase.html</a>	芯上下式石油ストーブ「PA-239」	H21年9月中旬 旬～11月初旬	21年11月26日 <HP>	新品を使用する前に芯に灯油が十分なじませないで使用すると、上下の抵抗が大きくなり火力調節つまみが回しにくくなる場合があることが判明。(使用初期での症状なので、現在、上記の症状がない場合は対象外。)	点検・処置
ガソリン携行缶	㈱おてんとさん 中新田店 (0229-63-8885) 若柳(0228-32-6650) 涌谷(0229-44-1320) 古川(0229-27-1066) 白石蔵王店 (0224-32-2055) 栗駒(0228-45-1003) 船岡(0224-57-1007) 南方(0220-58-5680) 全店共通 9:00～ 19:00(休日:元旦) <a href="http://www.otentosan.com/design/otentosan/owabi.htm">http://www.otentosan.com/design/otentosan/owabi.htm</a>	GC-20、GC-10、GC-5	H20年8月27日～H21年11月18日	21年12月09日 <HP>	キャップ部のゴムパッキンが硬化、収縮してガソリンが漏れる恐れが判明。	回収・返金

## 【家具・住宅用品(つづき)】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日(平成)	社告等の内容	対処方法
オフィスチェア	ビーズ㈱ 電話 072-929-9622 9:00～17:00(土日 祝日を除く) <a href="http://www.be-s.co.jp/support/chair/notice.html">http://www.be-s.co.jp/support/chair/notice.html</a>	オフィスチェア 重役倶楽部 VT-35	H20年11月26日～H21年5月26日	21年6月16日 <HP>	脚部に不具合があり、脚部破損の可能性があるものが判明。	使用停止・交換(改良された脚部)
液晶ディスプレイアーム	㈱アイ・オー・データ機器 お客様相談窓口 0120-111-056 9:30～12:00、13:00～17:00(月～金) <a href="http://www.iodata.jp/news/2009/07/daarm.htm">http://www.iodata.jp/news/2009/07/daarm.htm</a>	DA-ARMS1(シングルアーム) DA-ARMD1(デュアルアーム) 支柱部分に「I-O DATA」シールの無いものが対象。	H21年2月～ H21年6月	21年7月08日 <HP>	当該製品の一部ロットにおいて、付け根部分の溶接が不十分な支柱が出荷品に混在したため、取り付けた液晶ディスプレイに対して上下に過大な力が加わると、非常に稀に支柱の付け根部分が破損する恐れのあることが判明した。7/8までに2件の支柱部のガタツキの報告があるが、これによるケガやディスプレイ破損の発生はない。	無償交換
キッチンドロアー(コンセント付家具)	㈱山善 0120-261-257 info02@yamazen.co.jp <a href="http://www.yamazen.co.jp/files/090722.html">http://www.yamazen.co.jp/files/090722.html</a>	キッチンドロアー WMK-60 D、WMK-90 D	H17年11月～ H20年12月	21年7月22日 <新聞>	本体内部に配線している電気コードが固定化されていないことから、引き出しの開閉などによって張力がかかり、コンセントの根元付近でコードが断線・ショートし、発煙・発火に至る可能性がある。	無償点検・補強修理
室内ドア	大建工業㈱ 大建工業㈱住機製品事業部 0120-585-565 <a href="http://www.daiken.jp/c/door.html">http://www.daiken.jp/c/door.html</a>	(1)リビングドア RIII シリーズ(防音タイプも含む) (2)リビングドア RS シリーズ	(1)H12年12月～H18年9月(防音タイプはH14年9月～H18年9月) (2)H14年～7月～H18年9月	21年7月24日 <HP>	室内ドアの丁番の一部に、不良品の混入があり、ドアの開閉を繰り返すことで、丁番の軸が抜け、ドアが倒れたため、怪我をした事故が起こった。	無料点検(不良品は無料で部品交換)

【家具・住宅用品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日(平成)	社告等の内容	対処方法
室内ドア (つづき)	大建工業(株) 大建工業(株)住機製 品事業部 0120-585-565 <a href="http://www.daiken.jp/c/door.html">http://www.daiken.jp/c/door.html</a>	(3)リビングドアきわざシリーズ (4)リビングドアDIIIシリーズ (5)リビングドアグランセレクトシリーズ (6)リビングドアDFシリーズ (7)防音ドア SII、SII ツイン、SII カラ オケ (8)防音ドア DII (9)防音ドア SIII	(3) H15年7月 ～ H18年9月 (4) H13年9月 ～ H15年7月 (5) H13年9月 ～ H15年12 月(6) H13年8 月(7) H14年9 月～ H18年9 月(8) H14年9 月～ H17年7 月(9) H17年7 月～ H18年9月	21年7月24日 <HP>	室内ドアの丁番の一部に、 不良品の混入があり、ドア の開閉を繰り返すことで、丁 番の軸が抜け、ドアが倒れ たため、怪我をした事故が 起こった。	無料点検 (不良品は 無料で部品 交換)
折りたたみ ダイニング セット	(株)セシール 0120-70-8888 9:00～21:00(毎 日) <a href="http://www.cecile.co.jp/prof/newsrelease/pdf/0908-2.pdf">http://www.cecile.co.jp/prof/newsrelease/pdf/0908-2.pdf</a>	折りたたみダイニングセット XD- 604	H15年12月～ H16年3月	21年8月11日 <HP>	当該製品の販売当初、ボルト にワッシャーを取り付けず 出荷していたが、使用して いるうちにボルトがゆるむた め、同社が平成16年4月に、 購入者にワッシャーを無償で 送付するとともに、これ以後 の製品についてワッシャー を取り付ける対策を施して販 売していたところ、ワッシャー を既に取り付けた当該製品 の購入者に対して同社が 誤ってワッシャーを送付し、 使用者がワッシャーを二重 に取り付けてしまうことによ り、レール溝に入るボルト先 端部の長さが短くなり、レール 溝から外れてしまうおそれ があることが判明したため。	注意喚起 (ワッシャー が正しく取 り付けられ ているか 確認を促 すとともに、 万が一、 ワッシャー を二重に取 り付けてい る場合は正 しい取り付 け方に直 す。)
ワークチェ ア	(株)ニトリお客様相談室 0120-209-993 10:00～18:00 <a href="http://www.nitori.co.jp/news/2009/10/6phc130000000k89-att/6phc130000000k97.pdf">http://www.nitori.co.jp/news/2009/10/6phc130000000k89-att/6phc130000000k97.pdf</a>	ワークチェア スエラ 7523E (1)品質表示ラベルの商品名が「ワー クチェア スエラ 7523E」となっ ているものが対象商品。 *ワークチェア スエラ 7523E- 2、7523E-3は対象外。 (2)脚先端部がキャスターから飛び出 しているものは対象品。 *脚先端部がキャスターから飛び出 していないものは対象外	H19年12月 23日～H20年 3月26日	21年10月1日 <HP>	ワークチェアの一部生産分 が、ごく稀にキャスターの仕 様が指定したものと異なった ために、座って使用中、足 部、特にかかとの部分がキャ スター位置に触れ、かかと を怪我する恐れが判明。	無償交換 (キャスター 全5個)
室内手すり ブラケット	トステム(株) 0120-677-620 9:00～17:00(平日・ 土日)祝日は除く <a href="http://www.tostem.co.jp/oshirase/drier_5/">http://www.tostem.co.jp/oshirase/drier_5/</a>	手すりブラケットI型(壁付け型)・・・ 3色(ブロンズ・ゴールド・シルバー)	H16年7月～ H17年6月	21年10月13 日 <HP>	製品の一部に casting 時の不良 品が混入していることが判 明。(使用状況により折れる 等の不具合につながるこ とがある。)	無償点検・ 交換
ベッド用転 落防止柵	(株)日本育児 本社 お客様相談室 0120-961-362 9:30～17:30(土・ 日・祝日は除く)(但 し、10月中は土日 もお受けいたします。) <a href="http://www.nihonikuji.co.jp/news/news091016.pdf">http://www.nihonikuji.co.jp/news/news091016.pdf</a>	(1)New ベッドガード (2)ふわふわおちないぞう	(1)H20年12 月～H21年8 月 (2)H19年12 月～H21年8 月	21年10月16 日 <HP>	取扱説明書が一部不十分で あったため、当該商品「Ne wベッドガード」を信頼され た保護者の方がご使用中に 目を離された間に重傷事故 が発生。 当該製品とマットとの間に隙 間が生じないように正しく設 置・使用し、乳児の方だけ で寝かせるのは避けて、保 護者の目の届く所で使用し てください。 「ふわふわおちないぞう」は 事故が発生した製品ではあ りませんが、当該商品「Ne wベッドガード」と構造や機 能も全く同一であることから、 あわせて注意喚起します。	注意喚起



## 【家具・住宅用品（続き）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日(平成)	社告等の内容	対処方法
ダイニング チェア	ココヨファニチャー(株) お客様相談室 0120-201-594 9:00～18:00月～金 曜日(土日祝日・ 年始年末・夏期休 業中を除く) http://www.kokuyo. co.jp/info/20091026. html	CK-W1930KJ24, CK-W1930KJ68, CK-W1930VD64, CK-W1930VD22	H17年6月3 日～H21年7 月末日	21年10月26 日 <HP>	一部の商品において、使用 中に後脚の接合部が外れる 可能性があり、場合によっ ては転倒し怪我をする恐れ があることが判明。	無償点検・ 交換

## 【乗物・乗物用品】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日(平成)	社告等の内容	対処方法
電動車いす	本田技研工業(株) 0120-112010 9:00～12:00、13:00 ～17:00 http://www.honda. co.jp/recall/power/ 091126_monpal.html	型式：UDAA 通称名：モンパル 機種名：ML100 対象の製造番号 UDAA-1000001～1004885 UDAA-1100001～1104758 UDAA-1200001～1202146 UDAA-1210001～1212108 対象台数：13,877台	H10年7月1 日～H17年6 月24日	21年11月26 日 <新聞>	コントロールパネル内部部 品の隙間に余裕が無いた め、高温多湿の環境で部品 が膨張した際に干渉するこ とがあり、走行レバーから手 を放してもレバーが戻りきら ず、電動車いすが停止しな いおそれがあることが判明。	無償交換 (部品)
幼児同乗器 付き自転車	ホダカ(株) 0120-525-445 9:00～17:30月曜～ 金曜(祝日を除く) http://www.hodaka- bicycles.jp/htmls/ navi/snomama.html	スヌーピーママDX(デラックス) 対象車種記号 SMDGH3DC-AA、SMDGH3D S-KG	H19年7月～ H21年10月	21年12月07 日 <HP>	継続使用により、フレーム の一部が破損し、怪我に至 る可能性があることが判明。	無償交換 (幼児二人 同乗用自 転車の基 準適合車)

## 【身のまわり品】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日(平成)	社告等の内容	対処方法
防犯アラ ーム	クツワ(株) 0120-674-780 10:00～17:00土日 祝を除く E-mail: info@ kutsuwa.co.jp http://www.kutsuwa. co.jp/news/view/7	SL017BL・SL017PK・SL017 BK・SL017GR	H20年11月～	21年7月30日 <HP>	ボタン電池を交換するた めに製品本体からボタン電池 を取り出した際に電池が破 裂する事故が12件発生。	無償回収 (返金)
婦人用サン ダル	(株)サンエー・インター ナショナル 0120-305-221 10:00～18:00(土・ 日・祝日を除く) http://www. sanei.net/recall/ 090806nbb.php	NATURAL BEAUTY BASIC(ナ チュラルビューティーベーシック) 品番：017-185313 カラー：ブラック(010)、 シルバー(160)、 ゴールド(170)	H21年3月7 日～H21年 8月3日	21年8月06日 <HP>	一部の商品にストラップが外 れる可能性のある商品があ ることが判明。	無償回収 (返金)
携帯電話用 電池パック	京セラ(株)「W42K」 お客様窓口 0120-600-924 受付時間：9:00～ 19:00(日曜、祝日 を含む) auお客さまセンター au電話から(局番 なし)157(通話料 無料)、一般電話か ら0077-7-11(通話 料無料) 9:00～20:00(日曜、 祝日を含む) http://www.kyocera. co.jp/news/2009/ 0802_ugfo.html	京セラ株式会社製の携帯電話「au 携帯電話W42K」対応の電池パック 「42KYUAA」 ※型式は電池パック表面ラベルの商 品コードの項に表示 対象製造番号：下記の14種類： KY-YEA、KY-YFA、KY-YGA、 KY-YHA、KY-YIA、KY-YJA、 KY-YKA、KY-XDA、 KY-XEA、KY-XFA、 KY-XGA、KY-XIA、 KY-XLA、KY-WAA	H18年5月25 日～H19年1 月31日	21年8月10日 <HP>	電池パックにキズやヘコミが つく程度の力が加わると、そ の際損傷したセパレータ(絶 縁シート)が、その後の充電・ 放電の繰返しで機能低下し、 ショートが発生することで、 電池パックが発熱、膨張す る可能性があることが確認さ れた。(2008年3月28日お よび4月12日に報道発表 を行い、2008年11月17日 および2009年2月9日に、 ホームページ上で、改めて 電池パック交換のお願い を実施。)	無償交換

【身のまわり品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日(平成)	社告等の内容	対処方法
ネイルア ト用品	(株)アカサカ商会 0120-77-2611 9:30～18:00 http://www. akasakas.co.jp/0925. html	(1) マキシマムスピードネイルグ ルー BK135J (2) メガホールドネイルグ ルー BK 701J (3) クイックピンクブラシオン ネイル グ ルー BK127J (4) クイックピンクネイルグ ルー BOG 104J 100サロンチップス (5) 100PS08J、 (6) 100PS11J、 (7) 100PS15J (8) 100フルカバーネイルズ 100P S13J (9) コンプリートサロンアクリ リックキ ット AK120J (10) アクリリックスカルブチャ ーキット AK104J (11) パーフェクトフレンチアクリ リック スカルブ チャーキ ット AKF01j	(1)H8年1月 ～H21年9月 (2)H9年8月 ～H21年9月 (3)H14年8月 ～H21年9月 (4)H18年12月 ～H21年9月 (5)H9年4月 ～H21年9月 (6)H9年4月 ～H21年9月 (7)H9年4月 ～H21年9月 (8)H9年4月 ～H21年9月 (9)H9年4月 ～H21年9月 (9)H15年8月 ～H21年9月 (10)H14年8 月～H21年9 月(11)H15年 3月～H21年 9月	21年9月25日 <HP>	容器の破損によりグ ルーが 衣服にこぼれ発熱して、や けどをおうという事故が発 生。	無償回収 (返金)
防犯アラ ーム	クツワ(株) 商品サ ー ビスセン ター 防 犯 アラ ーム 係 0120-674-780 10:00～17:00 土 日 祝を 除く ・E-mail: info@ kutsuwa.co.jp http://www. kutsuwa.co.jp/news/ view/7	防犯アラ ーム SL017BL・SL017PK・SL017 BK・SL017GR	H20年11月～	21年9月28日 <HP>	ボタン電池を交換するた めに製 品本 体か らボ タン 電池 を取 り出 した 際 に電 池が 破 裂 す る事 故が 12 件発 生。 破 裂 事 故 の 内 訳 は、 軽 傷 で 治 療 を さ れ た も の が 1 件、 通 院 加 療 さ れ な い 怪 我 の も の が 2 件、 破 裂 事 象 の み が 9 件。 (2009年7月30付の 社告の再掲載)	無償回収 (返金)
婦人用ブ ーツ	(株)GOVリテイ ン グ商 品回 収チ ーム 0120-760-296 9:00-17:00 年中無休 http://www. fastretailing. com/jp/group/ news/0910081800. html	A)-1:V/Wレザークラフトショ ート ブ ーツ 品番:632-222687 4色:オフホワイト、ブラック、 キャメル、ダークブラウン 5,990円 3,126足 A)-2:V/Wレザークラフトロン グ ブ ーツ 品番:636-222686 2色:ブラック、ダークブラウン 7,990円 463足 B)-3:レザーショートブ ーツ 品番:893-353085 2色:キャメル/ダークブラウン 6,900円 855足 B)-4:レザーロングブ ーツ 品番:893-353084 2色:キャメル/ダークブラウン 7,900円 368足	A)-1・2 H21 年9月5日～ 10月7日 販 売 店 舗: キ ャ ン デ ィ ッ シ ュ、 ク ー イ ス イ、 ク ー イ ス イ ス ー ル、 イ ス イ ス タ ー ズ、 イ ス イ ワ ー ル ド、 イ ス イ ビ ー ナ ス、 ビ ュ ー、 ビ ジ ュ ー、 エ ッ セ ン ス、 メ ガ ス テ ー ジ、 ミ ュ ー ズ、 ト ラ ッ ク、 ス ズ ラ ン、 シ ュ ー ズ ワ ー ル ド、 フ ッ ト パ ー ク B)-3・4 H21年9月18 日～10月7 日、販売店 舗: ア ン ラ シ ー ネ	21年10月9日 <新聞>	生産工程において靴底を仮 止めする金具が除去されて おらず、靴底の内側部分に 針金状の突起物が出てい ることが判明。 現在、購入者から不具合 の申し出はないが、着用時 に皮膚を傷つける可能性が ある。	回収(返 金)
フラット シューズ	(株)ジュンジ 0120-298-133 10:00～19:00 日曜 定休 http://www. adametrope.com/ contents/news/ notice/post_30.html	ファビオ ルスコーニ (FABIO RUS CONI) フラットシューズ (1) EUA-6951 カラー: ブラウン・ グレー (2) EUA-6952 カラー: 白×黒(ス ネーク型押し)・ブラウン(リザード 型押し)	H21年8月19 日～H21年10 月9日	21年10月16日 <新聞>	アダムエ ロベ、パンソー、 及びラブクレールの店舗で 販売された該当商品の一部 において、 内部(底)のクッション部分 より突起物が現れる可能性 があることが判明。	回収(検品 のうえ、修 理、返金 等)
ゆたんぼ (電子レン ジ用)	(株)タカラトミー 相談室 0120-35-1031 10:00～17:00(土・ 日・祝日は除く) http://www. takaratomy. co.jp/products/ information/hot.html	「ハローキティホット2フレンド」の付 属品 電子レンジで温める湯たんぼ (製造元/株)ADEKA 旧社名 旭電 化工業(株) 「レンジでチン ハローキティホット2フ レンド」Lサイズ(H 320mm) Mサイズ(H 200mm) ※蓄熱材はL・Mともサイズは同一で す	H10年11月～ H12年4月	21年10月20日 <HP>	加熱により容器が破損して 中身の液体が飛散し、やけど の事故が発生。(2006年 10月3日、2008年2月27 日に行った社告の再社告)	使用中止・ 回収(返 金)

## 【身のまわり品 (つづき)】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日(平成)	社告等の内容	対処方法
婦人用パン ブス	(株)サンエー・インター ナショナルお客様相 談室 0120-305-221 10:00時～18:00(土・ 日・祝日を除く) http://www. sanei.net/recall/ 091028mr.php	「LES TROPEZIENNES」(パンブ ス) (1)301-185100(色番 010、 042) (2)301-185403(色番 010)	(1)H21年1月 9日～7月31 日 (2)H21年3月 26日～7月 31日	21年10月28 日 <HP>	MATERIA(マテリア)、Fla vor Dresser(フレーバー・ ドレッサー)で販売された該 当商品のヒール強度が不足 していることが判明。	返金
ゆたんぼ (電子レン ジ用)	(株)ADEKA 化学品 企画部 フリーダイヤル: 0120-963-240 受付時間:午前9 時～12時 午後1 時～5時(土・日・ 祝日を除く) http://www.adk. co.jp/news/2009/ 0911010yu.html	夢 暖(旭電化工業株) 安眠物語(株)バイオスコ ーション) あつたまりな(山基物産株) レンジで湯たんぼ(ピップトウキ ョウ株) チビ暖くん(ピップトウキ ョウ株)	～H10年	21年11月18 日 <新聞>	加熱のしかたにより一部の 製品で容器が破損して中身 の高温の液体が飛散し、や けどを負う事故が発生。 (平成11年11月12日、平 成15年2月7日、平成18 年10月2日、平成18年 12月22日、平成19年2 月7日、平成20年2月27 日に行った社告の再社告)	使用中止・ 回収(返 金)
カード型ラ イター	ブリティッシュ・アメ リカン・タバコ・ジャ パン合同会社 0120-001-724 9:00～21:00(土・日・ 祝日を含む毎日) http://www.batj. com/ oneweb/sites/BAT_ 5RFHVM.nsf/ vwPagesWebLive/ DO7ZWEYT?opendo cument&SID=&DTC =&TMP=1	以下の製品のキャンペーン景品:カー ド型ライター(ブラック・グレーの2色) ・ケント ナノテック1KSポツ クス(タール1mg、ニコチン0.1mg) ・ケント ナノテック4KSポツ クス(タール4mg、ニコチン0.4mg)	H22年1月15 日～	22年01月22 日 <新聞>	破損または破裂する場合が あることが判明。	注意喚起 (直ちに使 用を中止し て冷暗所に 保管)・回 収

## 【保健衛生用品】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日(平成)	社告等の内容	対処方法
カートリッジ 内蔵型浄水 器	ヤマハ発動機株) ヤマハ浄水器コー ルセンター(浄水器専 用窓口) 0120-32-0440 9:00～17:00月～金 曜日(土日など休業 日を除く) http://www.yamaha- motor.co.jp/recall/ others/2009-10-13/ index.html	カートリッジ内蔵型浄水器「OH-B 10J」 無償交換対象商品 型番:XFH1 製造番号:XFH1-100104～ 100688(合計382台)	H19年8月～ H21年5月	21年10月13 日 <HP>	吐水パイプを回転させる際 に、吐水キャップの内面と 吐水パイプの先端が接触し 擦れる場合があり、吐水パ イプ先端のメッキの一部が 剥がれ、メッキ片が吐水中 に混入するおそれがあるこ とが判明。 (※メッキ片は万一、飲まれ ても健康に影響はない。)	無償交換 (対策済み の吐水パイ プセットと交 換)
アイラッ シュカー ラー(ビュー ラー)	(株)資生堂 マキ アージュ エッジフ リー アイラッシュ カーラー商品交換窓 口 0120-22-3313 11月30日まで9:00 ～19:00(土・日・ 祝日を含む)12月1 日以降9:00～17:00 (土・日・祝日を除く) http://www.shiseido. co.jp/home_obj/ announcement/ 200911/index.htm	マキアージュ エッジフリー アイラッ シュカーラー 対象ロット記号(大文字)A、B、C、 D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、 N、O、P、Q、R、S、T、U、V	H19年～H20 年	21年11月10 日 <新聞>	金属疲労等により、まつげ を挟む上部金具と支柱のつ なぎ目がはずれて破損し、 まれにご使用中に眼の周辺 に思わぬけがをする場合が あることが判明。	無償交換

【レジャー用品】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日(平成)	社告等の内容	対処方法
デジタルスチルカメラ	ソニー(株)、ソニーマーケティング(株)、ソニーカスタマーサービス(株) 0120-206-703 9:00～20:00(月曜～金曜)、9:00～17:00(土、日、祝日) 年末年始を除く http://support.d-imaging.sony.co.jp/www/cyber-shot/information/info/top_dsc-w170.html	【対象製品】 デジタルスチルカメラ「サイバーショット」 「DSC-W170」 【対象製造番号】 本体色レッド 6010051～6139100 本体色ゴールド 6011001～6142300 本体色ブラック 60011401～6138900 ※本体色シルバーは対象ではありません	H20年4月～	21年8月20日 <HP>	レンズ周辺部品のメッキが小片となつてはがれ、手を傷つける可能性があることが判明。	部品無償交換(該当レンズ周辺部品を含んだ外装部品)
レギュレータ	(株)タバタ お客様相談室 0120-989-023(受) 9:30～12:00、13:00～17:00 月～金、土日祝日を除く http://www.tusa.net/information/090901_user.pdf	TUSA レギュレータ RS-670 出荷先国別の製造番号(海外で購入した場合のため) 日本国内 US700104～US700134 US700136～US700218 韓国 US700003～US700022 北米 US700023～US700103 US700637～US700676 US700708～US700716 US700737～US700776 台湾 US700717～US700736	販売開始時期: H21年4月	21年9月1日 <HP>	「RS-670」の製品の一部において、ファーストステージのBLCプラグの締め込みが不十分な為、内部のOリングがタンクの圧力により飛び出してしまふ可能性があることが判明。Oリングの飛出しが発生すると、大きな破裂音と共に高圧の空気が該当部品周辺より漏れる現象が起こる。	使用中止(注意喚起)及び無償交換(部品)
バスケットボールゲーム(玩具)	(株)サンリオ コンテンツ事業部 電話 03-3779-8099 10:00～17:00(土・日・祝日を除く) http://www.sanrio.co.jp/news/recall/20090917.html	全国書店で発売の隔月刊誌「キティズパラアイスPEACE キティとあそぼ! クレープの号」付録	H21年9月15日(火)発売	21年9月17日 <HP>	付属のボールが小さいため、小さなお子様が悪く誤って飲み込んでしまう恐れがあると判断。化学的特性(重金属などの溶出)については食品衛生法に適合しているが、安全性の観点から販売を中止。	自主回収
スキービンディング	アメア・コールセンター 0120-961-306 10:00～18:00時(土日、祝日を除く) メールアドレス: qualityinfojapan@salomon-sports.com http://www.salomon.co.jp/ski/#/info/News/1060.html	(1) SALOMON LZ9(エルゼット9) 08/09シーズンモデル: 単体商品 ORIGINS(カラー4色: EMERALD、CRYSTAL、PEARL、AMBER) 09/10シーズンモデル: セット販売商品 スキー「X-WING6およびAE ROMAX(T/S)」に搭載された製品。[一部の商品は除外] (2) ATOMIC Evox2.8(エボックス2.8) 単体商品: (カラー2色: Red/White、Girlie) セット販売商品: スキー「GS12.1Jr(カラー2色Red、White)」に搭載された製品。	(1)H20年7月～10月(H21年10月上旬まで販売された09/10シーズンモデルが存在する) (2)H20年7月～10月	21年10月22日 <HP>	一部のスキービンディング(トゥピース)に特定の条件下において、スキー滑走中に十分な強度でスキーブーツを保持できないといった不具合が生じ、誤解放を招く可能性があることが判明。	無料交換

【乳幼児用品】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日(平成)	社告等の内容	対処方法
ベビーシッター バランス	(株)グランドール 0120-664-553 http://www.grandoir.com/bbj_kaishu.html	スウェーデン・ベビービョルン社製の「ベビーシッターバランス」シリーズ全品日本正規輸入品 ※既に検品済みのものを除く	H20年8月以降	21年7月16日 <HP>	商品の一部に異物の混入がみられ、中には針状の金属もあり、使用を続けると思わぬ事故の可能性もある。	回収(検品を行い、安全確認後、お届け)
ストローラー(ベビーカー)	野村貿易(株) 野村プレミアムブランド(株) カスタマー対応窓口 0120-794-787 9:00～17:00(2009年12月28日まで無休) http://www.maclaren.jp/topics/freecover_news.html	マクラーレン製ストローラー テクノXT クエストスポーツ/モッド ケイト・スピードライダー テクノクラシック マクラーレンスポーツ ケイト・スピードクエスト ヴォーグトライアンフ クエストミナベルフォネン ライダー ヴォロー ジューシークチュールライダー クエストインテグラル デイトリッパー クエストブッチャーストライブ CF6506 ツイントライアンフ クエストキャス・キッドソン グローバルバギー ラリーツイン ゴールデンバギー ツイントラベラー	H14年～(輸入・販売)	21年11月16日 <HP>	ストローラーの開閉の際に指を挟む事故が確認された。取扱説明書や警告シールでの注意喚起を行っているところ。	無償配布(ストローラー側面の接合部分をカバーするキット)

## 【乳幼児用品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日(平成)	社告等の内容	対処方法
幼児用いす	イケア・ジャパン(株) イケア・ジャパン コ ンタクトセンター 0120-151-870 9:30 ~ 19:00 http://www.ikea. com/ms/ja_JP/ recall/recall_leopard. html	LEOPARD/レオパルド ハイチェア	H21年8月末 ~ 12月7日	21年12月23 日 <HP>	プラスチックシートのフレー ム固定部が破損し、シート がフレームから抜け落ちるお それがあることが判明。 (プラスチックシートのフレー ム固定部が破損したとの報 告が11件あり、うち、お子 さまがシートごとフレームを すり抜け落下し、両足を打 撲したという報告が1件あり、 プラスチックの破片を子供が 口に入れたという報告も1件 あった。)	使用の中 止・回収 (返金)

## 【繊維製品】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日(平成)	社告等の内容	対処方法
婦人用ワ ン ピース	(株)サンエー・インター ナショナル 0120-305-221 http://www.sanei. net/recall/090601js. php	ブランド名：ジル スチュアート 品番：091-140750 カラー：グレー(020)、白(030)	H21年3月25 日~ H21年5 月21日	21年6月1日 <HP>	一部の商品に針が混入して いる可能性があることが判 明。	回収(無償 点検)
婦人用カッ トソー	(株)サンエー・インター ナショナル 0120-305-221 10:00 ~ 18:00(土・ 日・祝日を除く) http://www. sanei.net/recall/ 090824pbd.php	婦人用カットソー PROPORTION BODY DRESSING (ブ ロポーションボディドレスィング) 品番：121-163403 カラー：黒(010)、グレー(020)、 白(030)、ピンク(090)	H21年4月10 日~ H21年8 月16日	21年8月24日 <HP>	商品の一部に針が混入して いることが判明。	無償回収
ブローチ (婦人用 コート付属 品)	イトキン(株) 0120-888-363 (携帯からは 03-3478-8088) 10:00 ~ 18:00 土日 祝祭日を除く http://www. itokin.com/ news/important/ info091222.html	ブランド名：シンシアローリー、品番： CCUAD67380Iに付属。	H21年10月~	21年12月22 日 <HP>	一部の商品に留め具の不具 合があることが判明。	無償点検 (ブローチ のみ)・無 償修理(点 検で不具合 のあった製 品)

## 【その他】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日(平成)	社告等の内容	対処方法
業務用冷蔵 ショーケー ス	三洋電機(株) / コマ シャルカンパニー SMR相談室 0120-63-8227 9:00 ~ 17:00(土・日・ 祝日・三洋電機休 業日を除く) http://jp.sanyo. com/info/ products_safety/ saikinkoku.html	該当地域：電源周波数が50Hzの地域。 対象機種：以下の製品番号に該当 するSMR型63機種 SMR-48、150FAG、SS60F、 60F、150FB、SS60FA、60FA G、150FG、S72F、60FB、180 FB、S72FAG、60FBA、180F BAG、S72FG、60FG、180FB G、SS81F、60FK、BD90F、S S90F、60FM、BD90FAG、SS 90FA、76、L120FB、S108F、 90F、L120FBAG、S108FAG、 90FAG、L120FBG、S108FG、 90FB、L150FB、SS132F、90 FG、L150FBAG、SMR-U44、 120F、L150FBG、U45、120F AG、L180FB、U45AG、120FB、 L180FBAG、U45B、120FG、L 180FBG、U45G、120Y、S36F、 U60、120YAG、S48F、U60AG、 120YG、S48FAG、U60B、150 F、S48FG、U60G	S63年3月~ H10年6月	21年11月11 日 <HP>	放熱用ファンモータがまれに 発煙または焼損に至ること が判明。 平成13年3月から無料で 点検・部品交換を実施する が、まだ、点検・修理を済 ませていない方がいる。 (2002年11月27日の社告 内容を改訂したもの。)	注意喚起 (連絡をくだ さい。)

# プラスチックの破損による 製品事故事例について

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
北陸支所製品安全技術課  
下川 知樹



プラスチック材料は、その利便性から様々な製品に数多く用いられています。使用部位に応じた、適切な材料選定と適切な強度の確保はいうまでもありませんが、プラスチック製部品の些細な破損が、思わぬ大きな製品事故に至ることがあります。NITEは、プラスチックの破損による事故について、その破面解析を実施し原因究明を行っています。実際の事故事例を織り交ぜて紹介したいと思います。

## 事故調査件数と NITEの取り組み

NITEには毎年多くの事故情報を寄せて頂いています。2008年度～2009年度10月（19日現在）までの事故情報受付件数は、7,456件です。そのうち、プラスチックの破損が関係する（疑いのあるもの・可能性のあるものを含む）事故件数は、153件と全体の約2%程度となります。また、NITEでは製品を10の品目に分類しています。これに当てはめると表1のとおりとなり、保健衛生用品と繊維製品を除く8品

表1 品目別

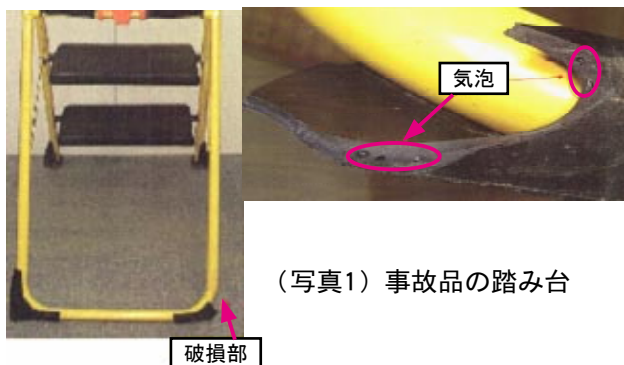
品目別	
01. 家庭用電気製品	83
02. 台所・食卓用品	11
03. 燃焼器具	4
04. 家具・住宅用品	22
05. 乗物・乗物用品	15
06. 身のまわり品	5
07. 保健衛生用品	0
08. レジャー用品	2
09. 乳幼児用品	11
10. 繊維製品	0
	153

目すべてにプラスチックの破損が関係する事故が発生しています。

破損原因の主な要因は、①異物、ボイドなど材料に起因するもの、②衝撃、繰り返し、クリープなどの荷重が加わったことに起因するもの、③応力集中、肉厚不足などプラスチック部品の形状や使い方に起因するもの、④温度、薬品など周辺環境に起因するものに分類されます。

破損の原因究明には、破面を観察しどのように破壊が伸展したかを解析することが有効です。破面解析自体は、古くから金属の疲労破壊の原因究明に始まり、多くの著書も発刊されており、ガラスの破損、プラスチックの破損についても同じような手法で解析が行われています。NITEにおいては、これら破損の原因究明のために可能な限り破面の観察・解析を実施しています。しかしながら、プラスチックの破損事故の場合、入手した事故品の保存状態が悪いことが多く、有効な破面の観察が困難なため、原因不明となるケースも少なくありません。事故品の破面は、破面解析の妨げとなる傷が付かないよう、発泡ポリオレフィンシートを被せる等の保護を行って、保存することが肝要です。

写真1は、事故品の踏み台です。ポリプロピ



(写真1) 事故品の踏み台

レン製の脚カバーにボイド（気泡）が存在していたため、強度が不十分で、使用者が乗った際に破損し、バランスを崩して転倒した事故事例です。

写真2は、室内用消臭剤の薬液が携帯電話用ACアダプター（筐体：ポリカーボネート製）にかかった事例です。薬液に含まれていた植物精油の影響により、破損（溶剤割れ）しました。溶剤割れの破面は鏡面となります。



(写真2) 事故品のACアダプター

うまく破面の観察ができれば、破壊の起点、破壊の伝播方向、破壊の種類（延性破壊、脆性破壊、疲労破壊、溶剤割れ等）がわかります。

写真4に解析した事故事例を示します。製品は乳母車です。手押しハンドルを支える付根のポリカーボネート製部品が、使用中に折れたというものです。中央の写真（ネガポジ反転の加工済み）は、その破面の全景です。

写真左端（進行方向の最前部）から、写真右端に向かってほぼ上下ともに同心円状のビーチマーク（疲労破壊）、段差が連なるリバーパターン（延性破壊）、山形のシェブロンパターン（脆性破壊）がみられます。また、ビーチマークの開始個所から写真左端が起点と判断できます。

使用者が段差等を乗り越えるため、車輪を浮かせる等の操作で、同部位に相応の曲げ応力が加わることが繰り返され、写真左側のような疲労破壊が生じ、さらに写真右側へ延ばされるように延性破壊が進み、加わる応力に耐えられなくなった時点で、写真右側付近で一気に脆性破壊を招いて破損し、事故に至ったと推定されます。

後の調査で、この部品の許容応力30MPaに対して、車輪を浮かせる操作を行った場合、約47MPaの荷重が生じることが判明しました。

## 破面解析でわかること

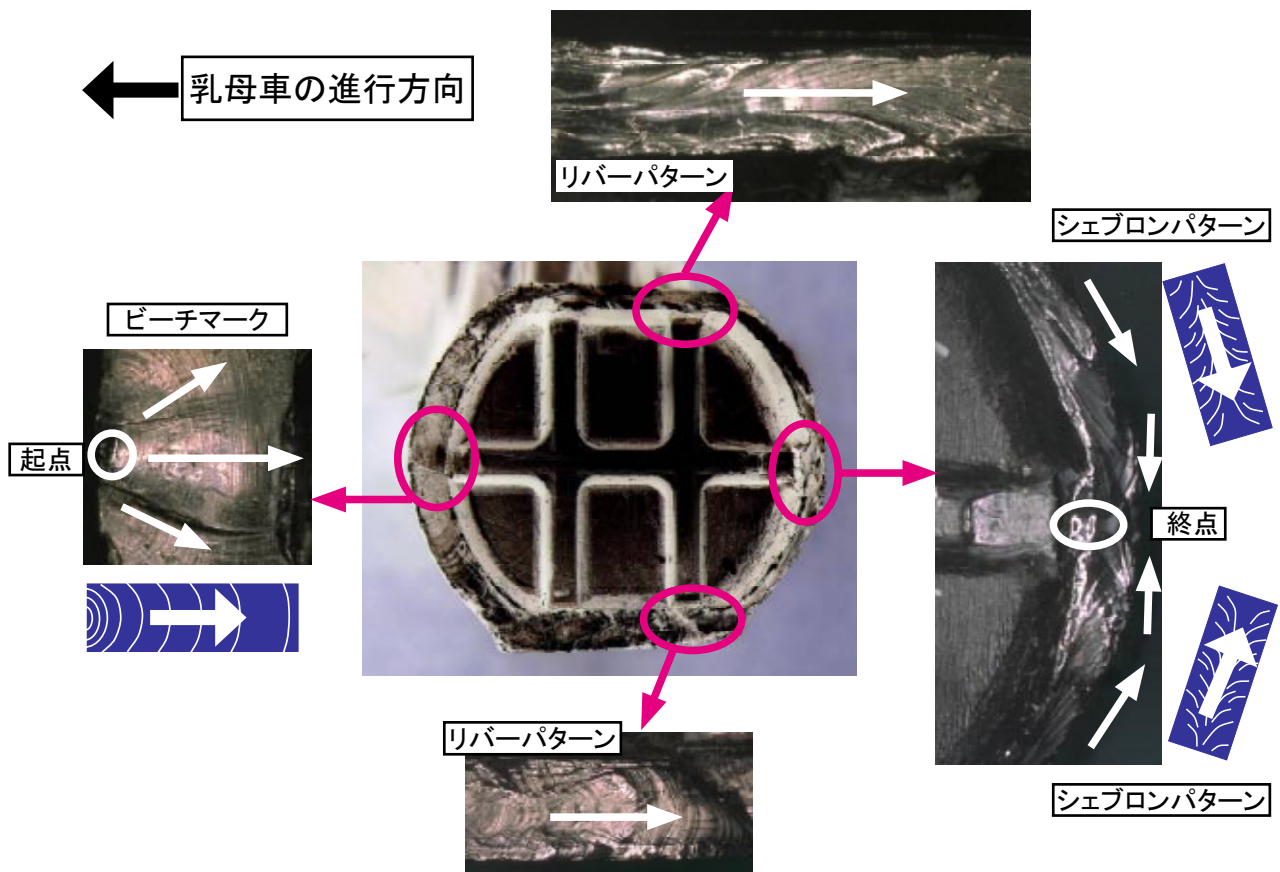
実際の破面解析は、マイクロスコープ（写真3）を用いて、観察する角度や照明を調整しながら、事故品の破面をくまなく観察し、破面の模様や形状から、その特徴を考察します。破面が観察しにくい場合は、写真を撮り、後に画像編集ソフトのネガポジ反転機能等を用い、写真を加工することで破面の視認性が向上することがあります。



(写真3) マイクロスコープ

## おわりに

今回は、プラスチックの破損という事象について、NITEで扱った代表的な事故事例を紹介致しました。破面の模様や形状については、まだ多くの種類があります。破面解析は、事故品の破面をくまなく観察することが重要ですが、事故に至るまでの詳細な使用状況に関する情報についても、破損原因を推定するうえで大変有益となります。また、プラスチックの破損には、実に様々な複合要因により発生していると考えられる場合があります、このような事例は原因究明が困難なものとなります。こうした事例にも対処していくことが、今後の課題となります。



(写真4) 解析事故事例



## 数

## 字で見る事故情報

## 768

NITEが「社告・リコール」の収集を開始したのは、平成元年です。以来、平成21年2月18日までに収集した「社告・リコール」は1,274件です。リコール社告対象製品の中でNITEに寄せられた事故情報で最も多かったのは、デスクマットの約1,100件ですが、これについては依然事故報告が寄せられています。

「社告・リコール」は、製品の欠陥による回収のみならず、安全に使用するための注意喚起なども含まれており、製品安全において重要な情報となっています。さて、表題の768件は、リコール社告情報を出した事業者の延べ数です。内容は、「回収」、「点検」、「交換」などさまざまですが、製品の欠陥等による「回収」や「点検」を行わないものの「注意喚起」の観点から情報周知するためのものなどもあります。40回以上のリコール社告を行った事業者もありますが、こうした「注意喚起」も含まれます。

「社告・リコール」により、安全に使用するための「注意喚起」を促すこと。望ましいあり方ですが、やはり事業者として体力を備えていなければ難しいものです。多大な費用を要するリコール社告は、中小事業者の場合には体力を奪い、倒産の事態さえ招かねません。

体力のある事業者は、リコール社告を通じて、より安全確保を図る。その一方で、リコール社告に耐えきれず倒産し、対応すべき事業者が不在となる。リコール社告の課題がここにもありそうです。

# リコール社告の役割と機能、 そして品質リスクマネジメント

中央大学理工学部 経営システム工学科  
教授  
宮村 鐵夫



リコールは、製造・販売した商品に安全などの拡大損害に連鎖する欠陥が明らかになった場合、被害の拡大を未然に防止する重要な方法の一つです。製造事業者等による顧客・消費者への迅速なリコール対応は社会からの信頼向上に結びつくとともに、自ら製造・販売する商品の品質問題の再発防止さらに未然防止へ活かすことも重要です。それには、品質リスクマネジメントを重視する新製品開発などの業務プロセスの標準化と実践、継続的な見直しと改善が不可欠になります。

## リコール社告の役割と機能

### 1. リコールと企業ブランド失墜リスク

リコールは文字通りに解釈すれば、再び呼びかけることです。最初のコールは、商品の価値をできる限り多くの人に伝え販売・購入へと行動をうながす目的で行います。再び呼びかけるのは、販売した商品に安全などの拡大損害に連鎖する欠陥が明らかになった場合に、欠陥による被害の拡大を未然に防止するための情報を迅速かつ的確に伝えることが目的になります。伝える対象は当該製品を所有あるいは利用している消費者になります。

リコールには法律的な裏付けがある場合と当該企業が自主的に行う2つのタイプがあります。自動車など法的なリコール制度がある製品の場合、安全にかかわる構造的な問題が明らかになれば規制当局にすみやかに届け出て、原因究明と対策などについて協議することが必要になります。リコールを行う手続きも定められています。

製造事業者による自主的なリコールは、自らの意思で安全な使用ができるように必要な呼び

かけを進めることとなります。新聞などの媒体を通して社告という形でリコールの情報を伝えるのが一般的であります。注意情報の伝達や修理による対応の効果が不十分で問題が根本的に解決しない場合には、法的裏付けに基づくリコール対応を求められる場合があります。

いずれにしても、当該企業は対象製品を所有あるいは使用している消費者に対してリコールに関する情報が行き渡ることは、リコールの効果を高め被害の拡大を防ぐことに寄与することになります。

一方で、今はインターネットの普及で製品に問題がある場合に情報の伝わる速度が格段に速くなっています。当該企業の知らないうちに、不具合に関する情報がネット上で交換されている状態にあることも少なくありません。時間軸の早さに気づき、市場における安全や品質情報を集めるチャンネルを整備し組織として情報を一元化集約して、経営トップがリコールについての的確で迅速な対応を進められるように製品の市場品質の情報を伝えていくようにしないと、企業ブランドの失墜に結びつき、計り知れない影響を受けることになります。企業ブランド失墜

リスクは起こる可能性は低いけれども発生した場合の影響は最も大きいビジネスリスクです。リコールの判断を間違えるとブランド失墜リスクに至るが、適切に対応すれば顧客・市場からの信頼感の醸成に結びつくこととなります。安全にかかわる問題が生じたときの経営トップ対応のさまざまな事例に接すると、よく理解できると思います。

## 2. リコール社告と媒体

JIS S 0104 : 2008「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」によれば、被害の拡大を防ぐ手段としてのリコールには

①類似事故未然防止のために必要な使用上の注意などの情報提供を含む消費者への注意喚起

②消費者の保有する製品の回収、交換、改修（点検・修理など）又は引取り

③流通及び販売段階からの回収の方法があります

リコールを実効あるものにするには、リコール社告が必要です。JIS S 0104 : 2008 では、「リコール社告とは、製品の欠陥などによってリコールを新聞、雑誌、店内ポスター、ホームページなどの媒体を通じて消費者に知らせるために出す緊急の知らせ。ただし、消費者に対して、おわび又は説明だけを行う社告は、リコール社告とはいわない。」としています。

リコール社告では、対象となる商品を使用している顧客へ情報を伝える媒体（メディア）の選択が、ポイントです。情報技術を活用してホームページへ記載し伝える方法は、迅速で費用も廉価ですが、高齢者だけの世帯に伝わる可能性はきわめて低いといわれています。高齢者には、新聞よりもチラシのような媒体の方が伝わる可能性は高くなるが、費用がかさむというところが難点になります。

このように、リコール社告の費用と伝わる確実

性を両立させることが現実的には難しいのが現状であり、リコール対象製品の回収率を高めるには継続的な呼びかけが必要になります。

## ブランド失墜リスクのマネジメント

ブランド失墜リスクはビジネスリスクで最も気をつける必要があります。消費者が日常的に使用する製品ではこのリスクの影響は大きく、回復には多大の時間を要することは過去の歴史が示しています。

ブランド失墜リスクのマネジメントは

①市場流通後に品質や安全に関わる重大な問題が発生する兆候への対応

②新製品開発プロセスにおける未然防止の2つに分けることができます。

市場流通後では、製品の安全にかかわる兆候に対して対応が必要であるか否かの判断が必要になります。製品単独の問題ではなく、消費者の使い方と複合して発生する場合がありますので兆候段階での対応が遅れて、対応の迅速性が不十分になることがあります。使い方状況をしっかり把握して、一般常識に照らして消費者の使い方の注意による対応が合理的であれば、安全な使い方について分かりやすく情報を知らせることになります。また、構造的な問題であれば回収や修理などが必要になります。

兆候はあるが未だ大きな問題になっていない段階では、リコールの的確な意思決定は全社的に大きな影響を与えかねないことから、トップである経営者が積極的にコミットメントしなければならないというのが今までの事実が示しているところです。リコールを的確によく行うのは経営者のリーダーシップによるところが大きく、日頃の社内外とのコミュニケーションによる現場についての造詣と技術の理解そして経営者に不都

合な情報へどれほど接しているかが大きく影響します。

フィンケルシュタイン<sup>[1]</sup>によれば、優良企業が失敗するのは、調査してみると、以下の俗説

- ①経営者が無能だった
  - ②組織に経営資源が欠けていた
- は当てはまらない。失敗企業に多いのは
- ①自社の実力を過信しすぎる
  - ②誤った前提に基づいて行動する
  - ③情報をきちんと伝達するしくみがない
  - ④経営者も都合の悪い意見を聞き入れない

ということです。

## 丁寧な仕事の進め方と「引き算の心」：負の出力への着目

設計などの仕事は、図1に示すように、情報や原材料などの入力を変換（価値化）して出力するプロセスモデルで記述することができます。

す。入力されたものを質や形を変化して出力するのが、仕事の付加価値ということになります。出力には、ある方が望ましい「走る、曲がる機能」などの「正の出力」と、「故障や不完全燃焼による一酸化炭素の発生」などない方が望ましい「負の出力」の2つのタイプがあります。望ましい変化を入力に付与し出力する足し算の仕事はよく見えるし、技術的にも重視されています。しかし、摩耗や漏洩など「意図せざるマイナスの付加価値など負の出力」をあわせて付与している場合があります。これが、技術の事業化や製品化のボトルネックにもなるし、市場で発生する品質問題の源になることも少なくありません。したがって、負の出力についてこれを許容できるレベルまで低減する「引き算の心による丁寧な仕事」が、新製品開発や設計変更を進めていくときには必要になります。

しかしながら、負の出力を事前に低減し致命的な影響への拡大防止への計画的かつ組織

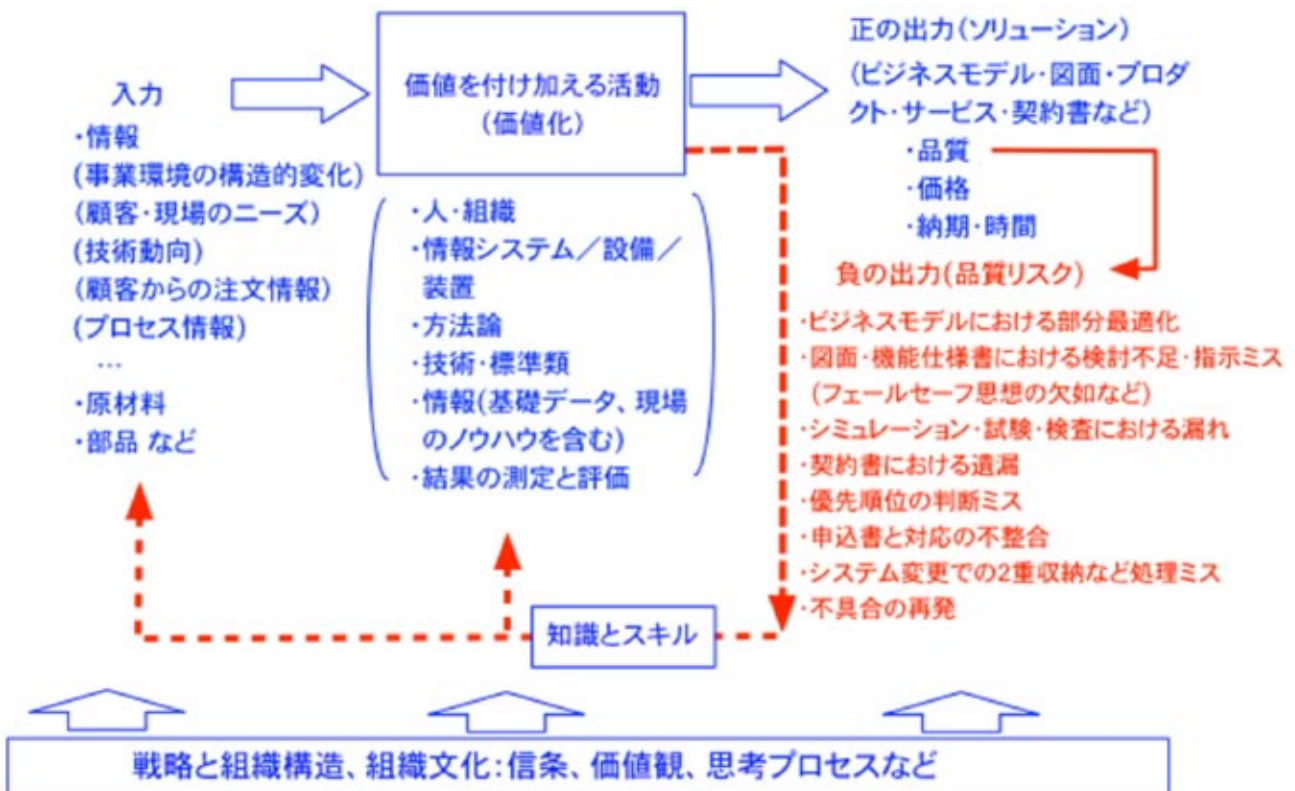


図1 仕事のプロセスモデルと引き算による丁寧な仕事の進め方

的な取り組みを推進する力は、正の出力の場合に比較すると相対的には弱いのが現実です。この強い推進力は問題が生じたときのみ働くのが、一般的であります。継続し改善して行くには、横串を通す強い力が必要であるので、「強い現場、弱い本社」から「強い現場、強い本社」への転換が必要であり、足し算のみでなく引き算の開発哲学を重視する文化を醸成していかなければなりません。

## 俯瞰的・多面的な仕事の進め方

### 1. ネガティブフローシートの考え方

負の出力に着目する考え方は、意図する物質のみでなく副産物も生成することが多い化学反応を活用している化学産業の生産工程で、重視されています。すなわち、化学工業では生産工程で副産物が産出される様子を可視化するため、図2のネガティブフローシートを作成して、副産物を分離・除去する技術開発と設備投資及び工程管理に結び付けています。

「良品とは不良品でないこと」など望ましい状態とは、「〇〇でないこと」と肯定形ではなく否

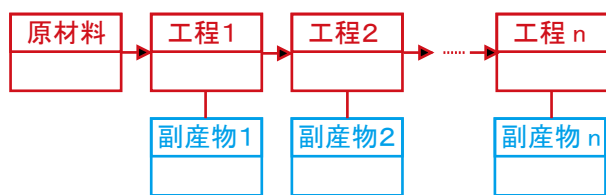


図2 化学反応プロセスでのネガティブフローシート

定形で定義せざるを得ない場合が多いのです。負の出力を明示することは正の出力を請けおって安心感を与える保証 (assurance) の第一歩であり、化学反応プロセス以外でも幅広く活用できる考え方です。加工・組立工程さらに設計プロセスなどソリューションを出力するあらゆる仕事で有用であり、幅広くかつ深く考えて丁寧に仕事を進めていくプロフェッショナルな考え方にも通じます。負の出力を明確に定義して、これを低減することにより正の出力を完備化し効率化していくアプローチは改善の考え方と同じであり、品質を改善することによりコストの低減にもなるということです。

### 2. 「引き算の仕事」を重視する仕事のデザインとツール

引き算の仕事を重視する価値観が、丁寧に仕事を進めて後工程で問題が発生しないようにする「未然防止のコア」になります。必要とする価値を生み出す「足し算の心」に加えて、必要としない価値を生み出さないという「引き算の心」を重視する仕事の進め方では、FMEA (Failure Mode and Effects Analysis、故障モードと影響解析)<sup>1)</sup>やデザインレビュー<sup>2)</sup>などの方法論を新製品開発プロセスに取り入れ、潜在化している問題を早く発見する考え方を重視して実行していきます。製品改善時におけるFMEAの位置づけの一例としては、図3に示しますように、対策立案から実施に至る過程で

1) 製品設計 (設計のFMEA)、工程設計 (工程のFMEA) など設計に起因する潜在的な問題を事前に明らかにし、設計の見直しや信頼性試験計画などに活用して、市場や使用の段階で品質問題が発生することを防止する目的で活用される手法

2) 商品企画、開発・設計、生産準備などのアウトプットであるソリューション (デザインあるいは問題解決) について、開発プロジェクトチームと製品設計技術、材料、生産技術、製造、営業・サービスなど各分野の専門家が協働して、新製品開発プロセスにおけるさまざまな活動を「情報の流れ」に着目して統合し、後工程や顧客・市場へ品質などの問題が流出ないように「丁寧な仕事」を進めていくマネジメントツール

のデメリット評価、試作品質確認、製造検査へ FMEA を活用した変更管理の仕組みがありません。

## 製品事故等の未然防止に必要な経営資源の充実

### 1. 業務プロセスと必要な経営資源

このような「計画の完備性を高めて事後的に問題が発生することを予防する」価値観に基づいて、顧客・市場に焦点を合わせた、あるいは後工程はお客様の考え方の視点で仕事を進めていくために不足している経営資源は何か、問題解決プロセスを通じて明らかにします。これを、図 4 に示しますように、当該プロセスの活動を担う組織・部門へフィードバックして、不足している人材、設備、方法論、技術・標準類、評価指標の経営資源を整えていくことが、

製品の安全と安心を作り込むために大切ということになります。

### 2. 「丁寧な仕事の進め方」が人を育てる

最も重要な経営資源である「人材」について、「企業は人なり」といわれています。まさにその通りだと思います。組織の一人ひとりに求められるあるいは果たして欲しい活動を定め、これに必要な能力 (competence) を明らかにして、身に付くように教育・訓練体系やコーチングそして OJT などの職場環境を整えていくことが基盤となります。業務プロセスと人材育成との連携を進め、人間性尊重の職場環境を醸成していくことで、業務における問題を自ら発見し解決に取り組むモチベーションが高まります。そして、チームによる問題解決を通しコーディネーションも行いやすくなります。

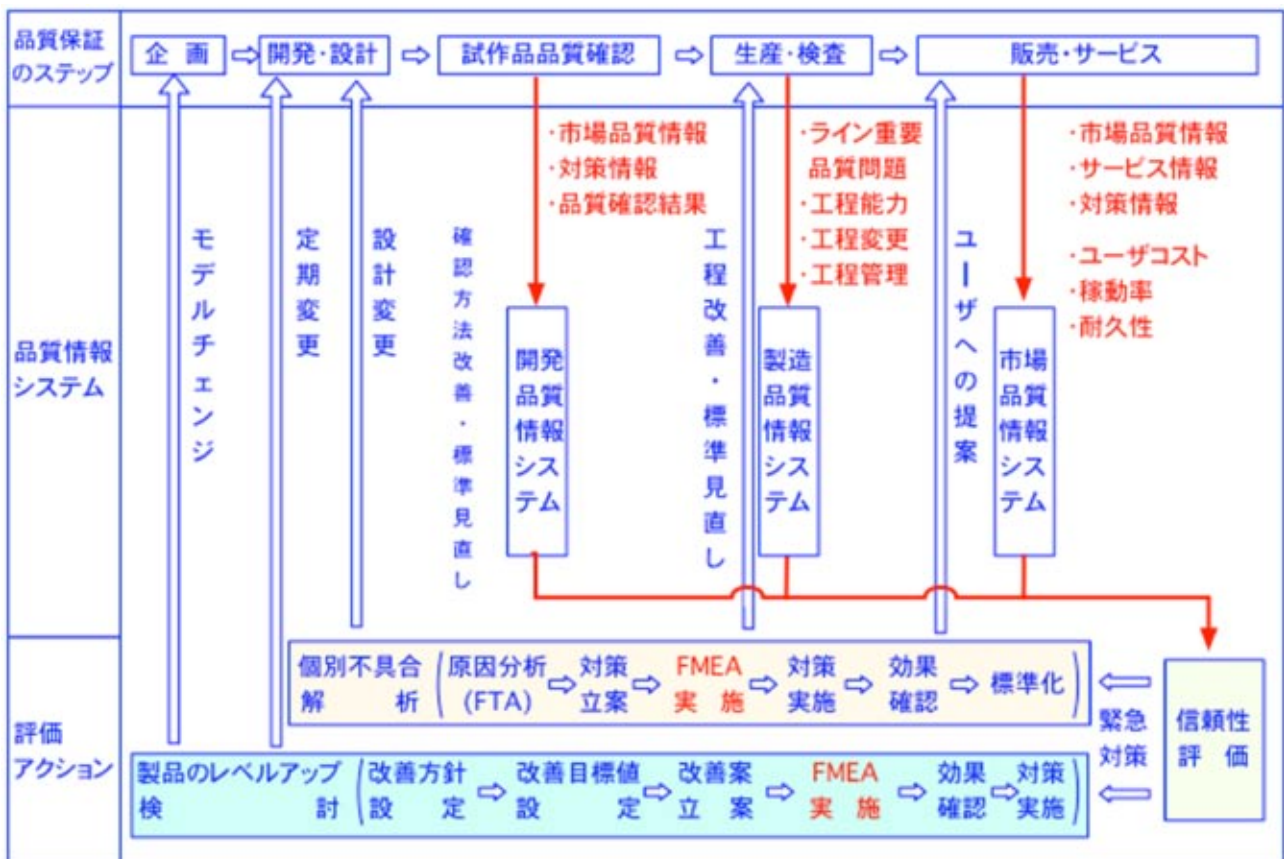


図 3 製品改善時の FMEA の位置付け

## 新製品開発プロセスの構造 —プロセス革新—

市場ニーズの発掘、技術方式の選定などさまざまな活動が新製品開発では必要となります。開発の後半で大きな問題が顕在化すれば大きな手戻りになるので、活動の流れである新製品開発プロセスを下記のステップ（フェーズという場合もあります）に小さく分け、必要な時に情報が的確に共有できるステップアップの進捗マネジメントが行われる仕組みになっています。

①企画：市場ニーズ、使用・環境条件、基礎・生産技術、社会・経済・業界の情報の把握。情報の科学的分析に基づいて、商品の概要、

販売数量、価格の目標、販売経路・日程等の立案

②開発・設計：新技術や新製品の開発のための基礎研究と応用研究。商品企画に明示された品質と原価を実現するための代替案の作成と最適案の決定

③試作評価：商品企画に明示された目標が設計により実現されていることの試作品による評価・確認

④生産準備：設計仕様と目標原価を満足する工法・工程の設計と評価・確認

⑤生産：生産準備段階で確立された方法に基づき、設計に適合した製品を作り出すこと

⑥販売：使い方に関する情報（ビフォアサー

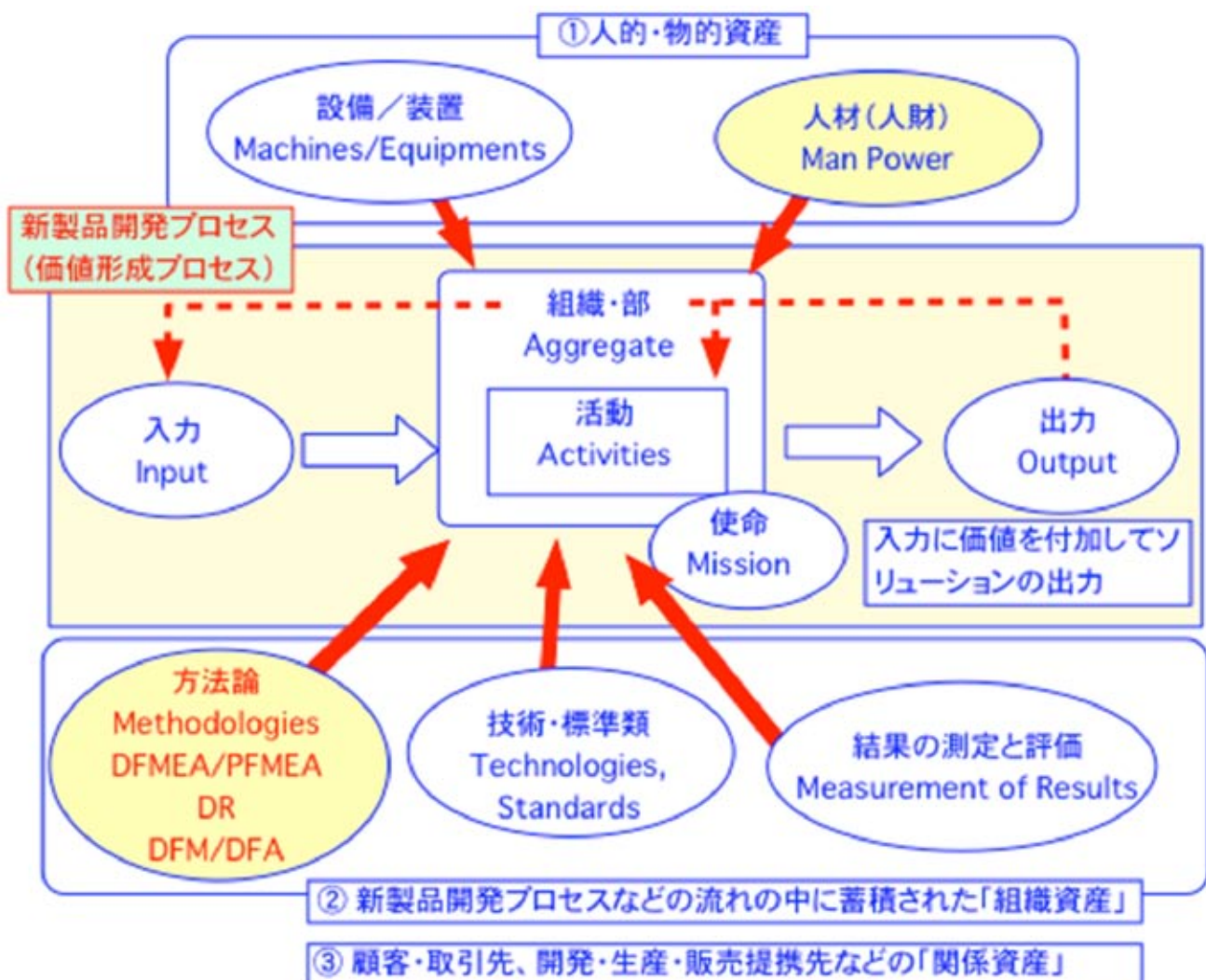


図4 組織のミッションを果たす経営資源の構築・整備

ビス) も含め、製造された商品を顧客に提供する活動

⑦サービス：顧客の商品の使用とクレーム処理を含むアフターサービス

次のステップへ移行するに際しては、図5に示すように、ホールドポイントを設定して移行可否の意思決定に関するマネジメントを行います。当該ステップにおけるさまざまな活動のアライメント (alignment、整流化) を図るため、情報価値化のプロセスや入出力に潜在化している問題を見落とさないようにします。また、開発プロセスのステップアップの判断を誤らないように、組織の衆知を集めて的確な情報を意思決定の会議体へフィードフォワードします。会議体への重要な入力として、開発チーム以外の専門家によるレビューなどの資料を活用するなど意思決定の「透明性」、「客観性」と「俯瞰性」

を確保する仕組みです。

このような仕組みを内外の変化へ即応できるように自律的・継続的に改善を進めていくことが、安全で安心な製品を開発・生産して顧客へ提供していくこととなります。

<参考文献>

- 1) フィンケルシュタイン：「名経営者が、なぜ失敗するのか」、日系BP社、(2004)

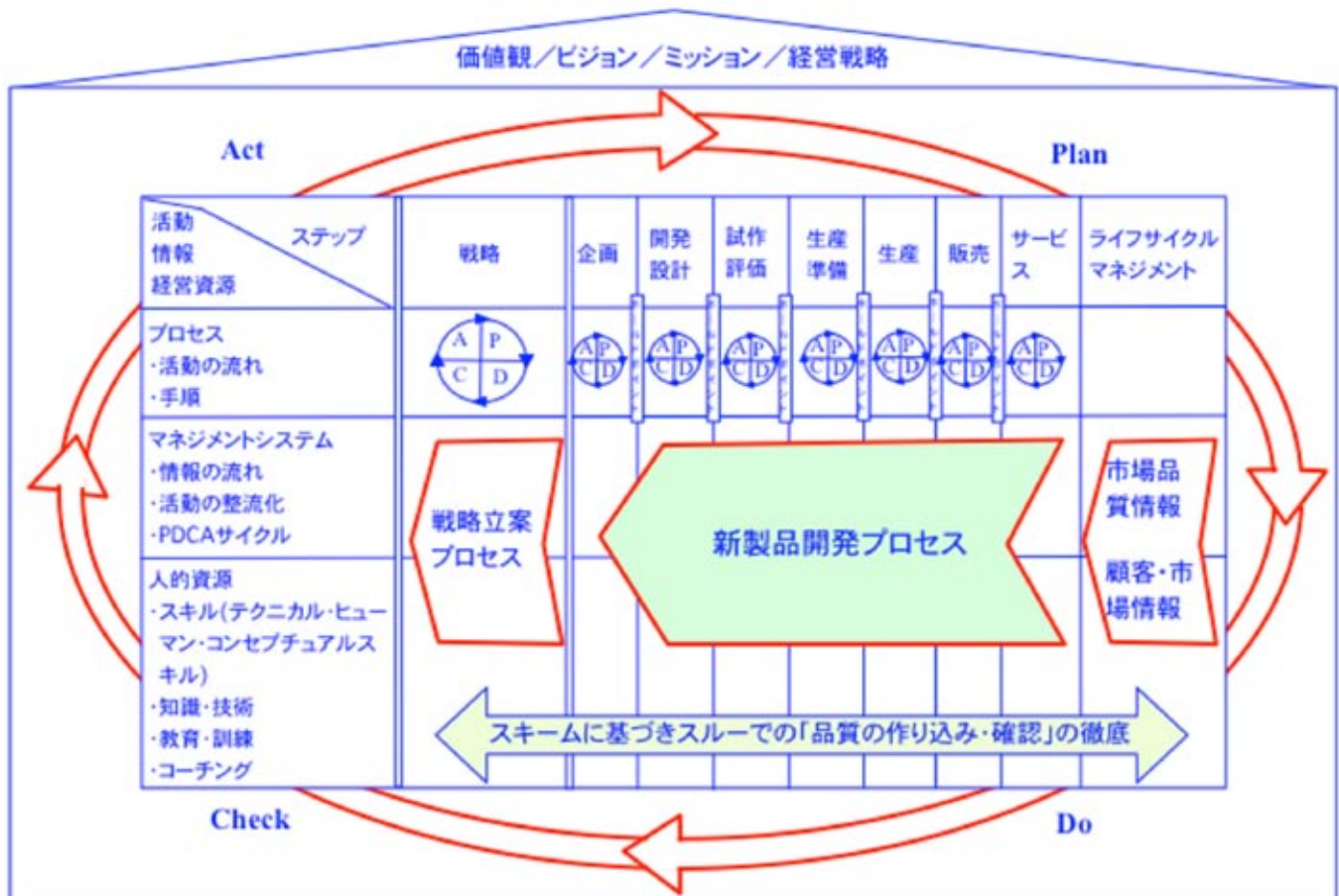


図5 新製品開発プロセスにおけるステップアップとホールドポイント



# 「消費者教育の体系シート(安全)」に対する学習内容と製品安全に関する教科書の記載分析

茨城大学 教育学部  
教授

山本 紀久子

『消費者教育の体系化のための調査研究報告書』等に提示された「消費者教育体系シート(安全)」に対する学習内容と製品安全に関する小・中・高等学校の家庭科教科書の照合結果から消費者教育教材・指導法等について考えます。

近年、消費者を取り巻く社会・経済情勢の変化は大きく、国際化や規制緩和の進展、高度情報化、高齢化を背景に、多様化、複雑化しています。平成15年国民生活審議会による報告書『21世紀型の消費者政策の在り方について』<sup>1)</sup>では、消費者を保護される者から自立した主体と捉え、消費者の権利の明確化や消費者政策としての消費者教育の在り方が提示されました。平成16年制定『消費者基本法』を受けて平成17年策定『消費者基本計画』<sup>2)</sup>では、生涯にわたる消費者教育の政策化が明示され、その「具体的施策」として平成18年『消費者教育の体系化のための調査研究報告書』<sup>3)</sup>及び平成19年『消費者教育の総合的推進に関する調査研究報告書』<sup>4)</sup>では、消費者のライフステージ(幼児期・児童期・成年期・成人期・高齢期)ごとの消費生活に関する教育目標と、「自立した消費者」をめざして、消費者教育の4領域(安全、契約・取引、情報、環境)を設定し、「消費者教育の体系シート」として整理、各ライフステージの学習内容が提示されました。

平成7年7月『製造物責任法』が施行され、消費者の安全に対する関心が高まったとはいえ、消費者の安全を脅かす製品事故が続発しています。また、製品自体が原因で発生する事故だけでなく、消費者の誤使用や不注意によって起こる事故も多く発生しています<sup>5)</sup>。こう

した中で、平成18年12月『消費生活用製品安全法』が改正され、平成21年4月『長期使用製品安全点検・表示制度』が施行され、平成21年9月消費者庁及び消費者委員会が発足し、消費生活センターに寄せられた危険・危害情報は危害情報システムを通じて、(独)国民生活センターと(独)製品評価技術基盤機構に情報提供されるようになりました。一方、消費者の安全・安心を確保するためには、知識・行動が伴うことはもちろんですが、どうしてそのような行動が必要なのか、基本的な理由を知って行動が取れることが求められています。家庭科の目標は、生活場面である家庭や地域を取り上げ、健康で豊かな生活を創造していくために必要な総合的能力の習得であることから実践的・体験的な活動を通して学習することが重視されています。

そこで本稿では、『消費者教育の体系化のための調査研究報告書』及び『消費者教育の総合的推進に関する調査研究報告書』で提示された「消費者教育の体系シート」の安全領域目標・学習内容から児童(小学生)・少年期(中学・高校生)の製品安全に関する学習内容を抽出し、それらを家庭科教科書の記載内容と照合結果から、今後の製品安全の消費者教育教材・指導法等を明らかにしたいと思います。

## 1. 研究方法

分析対象の教科書は、平成10年文部省告示小学校学習指導要領と中学校学習指導要領、平成11年文部省高等学校学習指導要領に基づいて編集され、平成20年4月25日文部科学省発行教科書目録に記載の平成21年度使用教科書を調査しました。分析対象の教科書は、平成21年使用教科書、すなわち小学校家庭教科書2者2種2点、中学校技術・家庭（技術分野・家庭分野）教科書各2者2種の4点、高等学校「家庭基礎」2者2種2点、「家庭総合」2者2種2点です。この2者はKとTで、小学校から高等学校まで発行していることから採用しました。なお、分析対象の教科書以外に「公民」では、PL法、高等学校「政治・経済」では、消費者基本法、国民生活センター・消費生活センター、PL法が、それに加え、「現代社会」では、SGマークが見られますが、これらは、消費者問題関連年表や行政側の対応としての記載であることから、分析対象から除きました。

分析方法は、『消費者教育の体系化のための調査研究報告書』及び『消費者教育の総合的推進に関する調査研究報告書』に提示された「消費者教育体系シート」の安全領域目

標・学習内容から児童（小学生）・少年期（中学・高校生）の製品安全に関連した学習内容を抽出・書写し、家庭科教科書と照合しました。

以下、安全領域の児童期及び少年期の中で、製品安全に関する学習内容を中心に述べますが、学習内容項目の一部に食品安全が含まれる場合は、そのまま表記し、教科書の記載分析では、食品安全を除きました。結果は、学習内容の概ね全体に関連する記載が見られる場合（○）、イラスト・写真等を含め、文言・文意の一部のみ関連する記載が見られる場合（△）、全く関連する記載が見られない場合（－）の3段階評価とし、特徴的なものについて記載することにしました。

## 2. 「消費者教育体系シート」で提示された安全領域における児童期・少年期別の消費者教育の目標

『消費者教育の体系化のための調査研究報告書』及び『消費者教育の総合的推進に関する調査報告書』では、消費者教育の4領域13項目（安全3、契約・取引4、情報3、環境3）が設定されました。その中で表1に示すように、消費者教育の安全領域の全体目標は、3項目（①商品（食品を含む）の安全性等に

表1 児童期・少年期の消費者教育の目標（安全）

安全領域の全体目標	児童期（小学生）の目標	少年期（中学生・高校生）の目標
①商品（食品を含む）の安全性に関する情報を確認し、生命・健康への影響に配慮して、商品を選択・利用できる。	①商品を安全に扱うための基本的きまりを守ることができる。また、身の回りの商品の安全に関するマークや品質表示に気づくことができる。	①日用の商品のマークや品質表示などの意味を理解して、集めた情報の中から、安全な商品を選び適切な取り扱いができる。
②商品による事故・危害に適切な対処ができる。	②身の回りの商品の被害を身近な人に説明できる。	②日用の商品による事故・危害に応じた相談機関を利用できる。
③安全に暮らせる社会を目指し、消費者の安全を確保するために協力して取り組むことができる。		③商品の安全性、消費者の安全確保するための取り組みを知り、法律や制度に関心をもつことができる。

関する情報を確認し、生命・健康への影響を配慮して、商品を選択できる、②商品による事故・危害に適切な対処ができる、③安全に暮らせる社会を目指し、消費者の安全を確保するために協力して取り組むことができる)、児童期(小学生)の目標は、①商品を安全に扱うための基本的なきまりを守ることができる。また、身の回りの商品の安全に関するマークや品質表示に気づくことができる、②身の回りの商品の被害を身近な人に説明できる、の2項目からなり、安全領域の全体目標③安全に暮らせる社会を目指し、消費者の安全を確保するために協力して取り組むことができる、についての設定はありません。少年期(中学生・高校生)は、①日用の商品のマークや商品表示などの意味を理解して、集めた情報の中から、安全な商品を選び適切な取り扱いができる。②日用の商品による事故・危害に応じた相談機関を利用できる。③商品の安全性、消費者の安全を確保するための取り組みを知り、法律や制度に関心をもつことができる、の3項目からなっています。

### 3. 児童期の消費者教育の目標(安全)に対する学習内容と製品安全に関する教科書記載

表2に、児童期の消費者教育の目標(安全)に対する学習内容と製品安全に関する教科書

記載を示します。

目標①「商品を安全に扱うための基本的なきまりを守ることができる。また、身の回りの商品の安全に関するマークや品質表示に気づくことができる」に対する学習内容は、3項目中2項目が製品安全に関するものでした。＜1製品の誤使用の危険性＞は、実習過程で包丁・フライパン・ガスこんろ等の調理用具・熱源、針・はさみ・ミシン・アイロン・洗濯機の被服用具・機器や暖房器具の安全な使い方だけでなく、ゴム管のひびわれ等の部品劣化についての記載も見られました。さらにKでは、説明書にそった使い方にも触れていました。＜2安全マーク・品質表示＞は、Tでは「買い方のくふう」にJIS、PSE、SGのマークとともに、その読み方と詳細な説明がありました。一方Kでは、「お金の使い方を考えよう」にマークや品質表示の例として、ノート・三角定規のJIS、自転車のSGマーク例とその読み方をあげ、さらに「それぞれ、どんなことを表しているでしょうか」と、マークの意味調べを促す記載内容になっていました。

目標②「身の回りの商品の被害を身近な人に説明できる」は、2項目からなっています。＜1トラブルは、身近な人に相談する習慣＞＜2問題商品についての説明力＞に対する学習内容の教科書の記載は見られませんでした。T・Kの記載方法の表記に若干の違いが見ら

表2 児童期の消費者教育(安全)に対する学習内容と製品安全に関する教科書記載

目標	目標に対する学習内容 / 校種・科目 発行者	小学校家庭 T/K
①	1 製品には正しい使用方法があることや、正しい使い方をしなければ危険であることを理解する。	○/○
	2 安全や品質を示すマーク(SGマークなど)、食品表示等の存在に興味をもつ。	○/○
②	1 生活におけるトラブルに遭遇した場合、身近な人に相談する習慣を身につける。	-/-
	2 安全性に問題がある商品を購入・摂取した場合、対象商品や身体の状態などを説明する力を身につける。	-/-

○：概ね全体に関連する記載あり

△：イラスト・写真等を含め、文言・文意の一部のみ関連する記載あり

-：全く関連する記載なし

れるものの、同傾向を示していました。

#### 4. 少年期の消費者教育の目標（安全）に対する学習内容と製品安全に関する教科書の記載

表3に、少年期の消費者教育の目標（安全）に対する学習内容と製品安全に関する教科書の記載を示します。少年期の教科書は、中学校の技術・家庭（技術分野・家庭分野）と高等学校の家庭基礎・家庭総合になります。

目標①「日用の商品のマークや品質表示などの意味を理解して、集めた情報の中から、安全な商品を選び適切な取り扱いができる」は、5項目中3項目が製品安全に関する学習内容からなっています。＜1 製品誤使用の危険性＞は、中学校技術分野では、実験・実習過程で使用するのこぎり、電気ドリル、旋盤等の工具・機器や電気部品（スイッチ、コード、コ

ンセント、テーブルタップなど）の安全な使い方だけでなく、コンピュータやアース線の接続等の電気製品の安全な取り扱い、換気や火気に注意等の記載が見られます。発展学習には、自転車を安全に利用するためのブレーキ・タイヤの点検・整備が見られました。家庭分野では、包丁、フライパン、電子レンジ・電磁調理器、換気扇、はさみ、アイロン、ミシン、洗濯機、ガス・電気器具の安全な使い方の記載が見られました。洗濯機の使い方では接地して使用することや脱水中はふたをあけない等の注意事項の記載がありました。幼児の遊び道具の安全への配慮については、Tは、「おもちゃ製作」で、製造者の立場からチェック項目（色落ち・誤飲・鋭角部分）を、一方、Kは、「おもちゃの選び方」で、購入者の立場から積み木（丈夫さ・傷つける危険性・玩具安全マーク付き）を挙げていました。高等学校では、圧力

表3 少年期の消費者教育の目標に対する学習内容と製品安全に関する教科書記載

目標		校種 分野 / 科目	中学校		高等学校	
			技術分野	家庭分野	家庭基礎	家庭総合
		目標に対する学習内容 / 発行者	T / K	T / K	T / K	T / K
①	1	製品の正しい使用方法やマーク等を見逃した誤った使用は危険であることを理解する。	△ / △	△ / △	△ / △	△ / △
	2	製品に付与された安全のマーク（SGマークなど）や警告マークの意味や特徴などについて理解する。	△ / △	○ / △	- / ○	- / ○
	3	防災製品など、安全を守るための様々な製品の存在を知り、使い方を身につける。	- / -	△ / △	△ / △	△ / △
②	1	安全に問題がある製品や食品に接した場合、身近な人に相談する習慣を身につける。	- / -	- / -	- / -	- / -
	2	製品の安全に関する相談機関やPLセンターなどの存在や役割を理解する。	- / -	○ / ○	○ / ○	○ / ○
	3	安全に問題がある製品や食品等に接した場合、クレームを出すことができることを理解する。	- / -	△ / △	△ / △	△ / △
③	1	製品の安全を確保するための取り組みや法制度（製造物責任法等）について興味をもつ。	- / -	○ / ○	○ / ○	○ / ○
	2	法律や制度が遵守されない場合、被害が発生することを理解する。	- / -	- / -	△ / △	△ / △

○：概ね全体に関連する記載あり

△：イラスト・写真等を含め、文言・文意の一部のみ関連する記載あり

-：全く関連する記載なし

なべ等の加熱器具の特徴と安全な使い方に加え、Tでは、熱源（ガスもれ・ろう電）と作業（換気・包丁・缶切り・エプロンへの引火・揚げ物の際の引火防止対策）での注意点や取り扱い説明書の記載が見られました。「安全な住まい」では、調理中の油やストーブの灯油への引火等の防火の具体的注意点や家庭内事故例とその安全対策の記載が見られました。また、車いすの安全な使い方の記載に加え、Tでは、車いすのメンテナンス場面の写真を掲載しています。製品の使用方法は、実習・実験で使用する物が中心で、マーク等を見逃した誤使用はみられませんでした。＜2 製品安全マークや警告マーク＞は、中学校技術分野では、PSEマークのみ、家庭分野では、口絵や巻末資料として、マーク一覧（SG・ST・PSC・SFマーク等）に対象物・説明の記載が、さらにTでは、警告表示やPSEマークも見られました。高等学校Tでは、おもちゃの安全マークのみで、警告表示やSGマークの記載は見られませんでした。一方、Kでは、警告表示10記号と説明だけでなく、製造物責任法の制定による損害賠償責任、商品に関する情報開示の必要から警告表示等が見られ消費者の権利が保障されたとの記載が見られました。しかし、SGマークについては、「消費者は、意味を理解して商品の選択をすることが大切」とだけで、その説明はありませんでした。＜3 安全を守る製品の存在と使い方＞は、技術分野での記載はなく、家庭分野Kでは、防災ラベル・対象物と説明が、さらに「住まいの安全対策」の浴室内事故防止例を示し、「事故防止のための機器や用具の情報収集」の課題学習を挙げています。Tの「住まいの震災対策」では、不安定な家具や家電製品を固定するポール式転倒防止具が見られました。高等学校の「衣生活の安全」では、防災製品との比較実験例に加えて、Kでは、防災製品ラベルが見られました。

「安全なすまい」では、家具転倒防止器具やTのガラス飛散防止フィルム・とびらの止め具の安全対策の記載が見られました。

目標②「日用の商品による事故・危害に応じた相談機関を利用できる」では、3項目全部が製品安全に関する学習内容でした。＜1 製品安全に問題の場合、身近な人に相談する習慣＞は、いずれでも記載は見られませんでした。＜2 製品安全の相談機関の存在や役割の認知＞と＜3 安全に問題がある製品のクレーム＞は、技術分野を除き、消費者の権利や消費者保護の観点から消費者への支援体制として、国民生活センター・消費生活センター等への苦情相談や情報提供ができることや、製造物責任法によって欠陥商品による被害に対して、企業等に損害賠償を求められる記載が見られました。

目標③「商品の安全性、消費者の安全を確保するための取り組みを知り、法律や制度に関心をもつことができる」に対する学習内容2項目は、いずれも製品安全に関する学習内容になっています。＜1 製品安全のための取り組みや法制度＞は、中学校技術分野を除き製造物責任（PL）法の記載が見られました。＜2 法令遵守意識の欠如による消費者被害＞については、偽装表示のような企業倫理に関する問題や、消費者と事業者との信頼関係に関する問題も少なくない（T）や、消費者と事業者との情報格差などから発生した（K）の記載が見られました。

なお、高等学校家庭基礎と家庭総合の製品安全に関する教科書の記載内容は、頁や一部の文言に違いは見られるものの文意は同傾向を示したものでした。

#### 4. まとめ

「消費者教育体系シート」の安全領域と、製品安全に関する家庭科教科書の記載内容と照

合した結果、若干の知見を得ました。

- 1) 個別項目では児童期①< 1 製品の誤使用の危険性>< 2 製品安全マーク・警告表示>の記載が高い一方、②< 1トラブルは身近な人に相談する習慣>< 2 問題商品についての説明力>の記載はなかった。
- 2) 中学校技術分野では、少年期の①-3 安全を守る製品の存在と使い方、②製品の事故・危害に応じた相談機関、③製品安全のための取り組み・法制度の目標に対する学習内容は見られませんでした。
- 3) 少年期①- < 1 製品誤使用の危険性>や< 2 安全マークや警告マーク>の記載にはばらつきが見られ、高等学校Tでは①- < 2 安全マークや警告表示>の記載は見られませんでした。注意・警告マークの教科書の記載に加え、防災製品を含め実習・実験の場での積極的な活用が望まれます。
- 4) 全体としては、②1トラブルは、身近な人に相談する習慣の学習内容の記載が見られないことから、トラブル対応のための実践力として身近な人に相談する習慣や、児童期の目標②-2 問題商品についての説明力を模擬学習の導入等で育成することが求められます。少年期②- < 2 製品安全の相談機関・PLセンター>の記載が高い一方、②- < 3 製品のクレーム>は低いことから、NITE の存在や事故情報等の教材として活用を提案します。
- 5) ③- < 1 製品安全のための取り組みや法律>の記載が高い一方、中学校では< 2 法令遵守意識の欠如による消費者被害>はなく、高等学校でも企業倫理の欠如に関する記載が見られないことから明確にする必要がある。一方、教科書検定後に創設された長期使用製品安全点検・表示制度の今後の教科書の記載を望みます。

#### <引用文献>

- 1) 内閣府国民生活局：21世紀型の消費者政策の在り方について、9-11（2003）
- 2) 消費者基本計画、21-25、34-37(2005)
- 3) (財)消費者教育支援センター：消費者教育体系化のための調査研究報告書、6-20、(2006)
- 4) (株)三菱総合研究所：消費者教育の総合的推進に関する調査研究報告書、17-28、(2007)
- 5) 生活安全ジャーナル事務局：NITE データベースによる家庭用電気製品の事故、『生活安全ジャーナル』第8号、4-8、(2009)

#### <参考文献>

- 1) (財)消費者教育支援センター：製品安全教育事業等に関する調査報告書、(1999)

# 事故情報収集制度とNITE

## ◎暮らしの中で起こった製品の事故情報を集めています。

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）は、経済産業省の製品安全行政の一環として、暮らしの中で使用する製品で起こった事故の情報を集めています。平成 19 年5月改正消安法が施行され、重大製品事故の発生を知った製造・輸入事業者は、国へ事故の情報を報告することが義務づけられました。この消安法に基づいて国へ報告される重大製品事故以外の事故は NITE で収集しています。なお、最新の受付情報は、毎週公表しています。

NITE は、昭和 49 年 10 月から事故情報を収集しています。

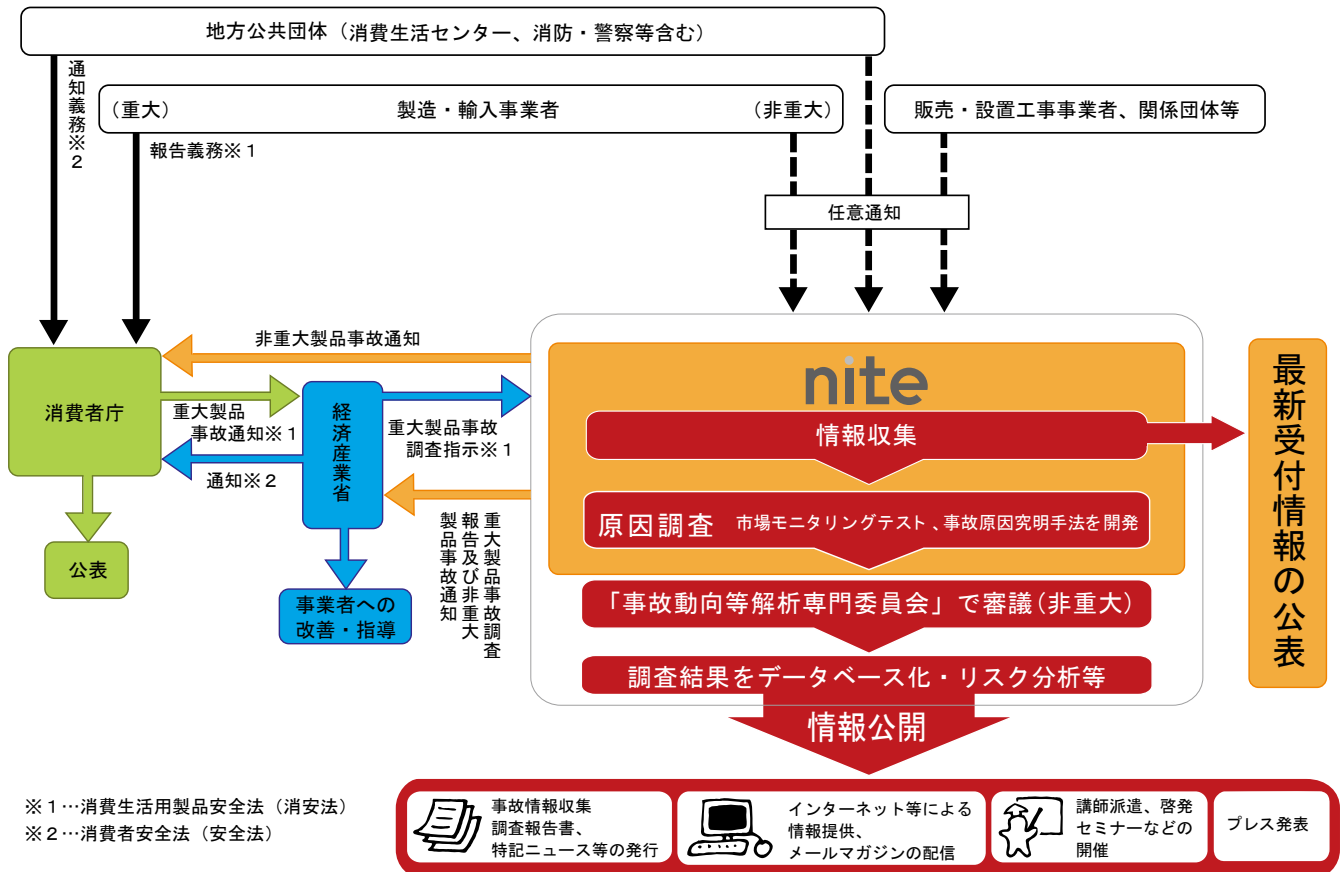
## ◎集めた事故情報を調査し、その結果を公表して製品事故の未然・再発防止に役立てています。（被害者救済のための調査等は行っておりません）

NITE は、集めた事故情報のすべての事故についての内容を調査・分析し、必要な場合には原因究明のためのテスト等を実施しています。調査結果は、学識経験者や消費者代表等により構成される事故動向等解析専門委員会による審議・評価を経た上で、事故原因や事業者の再発防止措置を含め、定期的に公表しています。

また、国へ報告された重大製品事故のうち、安全性に関する技術上の調査が必要なものについては、経済産業省の指示により、NITE が調査を行っています。

## ◎必要な場合、経済産業省から行政上の措置が講じられます。

集めた事故情報や調査・分析状況は、随時、経済産業省及び消費者庁に報告し、必要な場合には、経済産業省から事業者や事業者団体に対して行政上の措置が講じられます。



※1…消費生活用製品安全法（消安法）  
 ※2…消費者安全法（安全法）

## ●編集後記

◇定期的なりコール社告情報をお届けできるツールとして NITE メールマガジン「製品安全情報マガジン」があります。隔週水曜日に発行しており、その間に NITE が収集した「社告・リコール情報」を掲載しています。また、毎回テーマをかえて事故防止の特集も組んでいます。ぜひ、登録して頂いて多くのかたに「社告・リコール情報」を提供できればと、思っています。 <http://www.nite.go.jp/jiko/psm/index.html>

◇今号は、「リコール社告」をテーマに特集を組みました。子どもが楽しんで遊んでいる玩具などが回収対象となるとどうでしょう。子どもにとっては、お気に入りのものを「理不尽」にも取り上げられる…。子どもと親の心の痛みが忍ばれます。

◇今年度も「業務報告会」を、東京（11月26日）と大阪（11月18日）でそれぞれ開催します。前年度に頂いたアンケートを基に、できるだけご要望等に応じることができるよう努めたいと考えています。今年度は両会場とも初めて使用する会場を予定しています。多くのご参加をお待ちしています。

◇消費者向けの「製品事故から身を守るために〈身・守りハンドブック 2010〉」（本文 44 ページ、61 事例）を発行しました。学校やマンション等で閲覧したいとの声も頂くなど、好評を博しています。送料のみご負担頂ければ送付いたしますので、ぜひご活用ください。N I T E ホームページからのダウンロードも可能です。

[http://www.nite.go.jp/jiko/handbook/goshiyou\\_handbook.html](http://www.nite.go.jp/jiko/handbook/goshiyou_handbook.html)

【応募方法】 A 4 サイズの封筒の表に送付希望先の郵便番号、住所、氏名を明記の上、210 円切手を貼付して封筒に入れ、以下の送付先まで。複数冊ご希望の場合は、製品安全調査課（電話 06-6942-1113）へ

【送付先】〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第 2 号館別館 N I T E 身・守りハンドブック係

\*\*\*\*\* 編集者 \*\*\*\*\*

○生活安全ジャーナル編集委員会

○生活安全ジャーナル編集事務局

長田 敏 鬼頭 茂芳 田中ちずる 三好 英樹

山田 秀和 高寺 慎吾 用貝 成子

## 「第二火曜日は火<sup>ヒ</sup>二<sup>ニ</sup>注意」

経済産業省では、平成 19 年 3 月より、毎月第 2 火曜日を製品安全点検日と定め、製品安全についてのセミナーを開催したり、消費者へは情報提供や注意喚起を行っています。

平成 22（2010）年 5 月第 9 号発行

〈編集〉

生活安全ジャーナル編集事務局

〒540-0008

大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第 2 号館別館

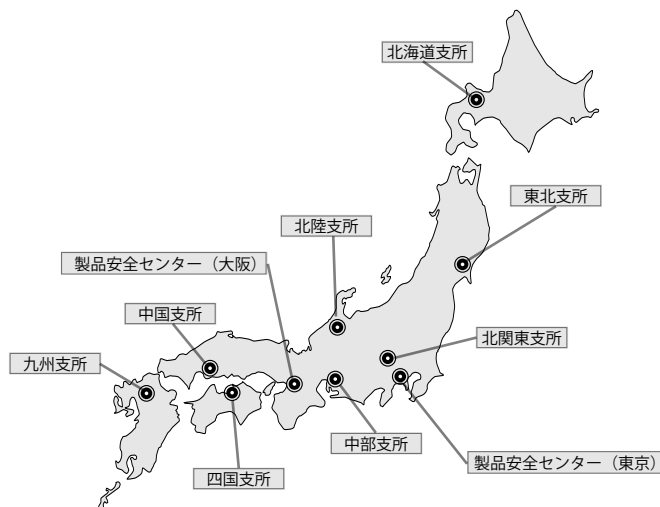
独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE：ナイト）

製品安全センター 製品安全調査課

電話：06-6942-1113 FAX：06-6946-7280



# NITE製品安全センター（製品安全担当部門）、 各支所のご案内



## 製品安全センター

### 製品安全センター（大阪）

〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館

**製品安全調査課** 電話 06-6942-1113 FAX 06-6946-7280（事故情報に関する照会）

**製品安全技術課** 電話 06-6942-1114 FAX 06-6946-7280（事故の報告・通知等の問い合わせ）  
フリーダイヤルファックス 0120-23-2529（事故の報告・通知）

### 製品安全センター（東京）

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-10

**技術業務課** 電話 03-3481-1820 FAX 03-3481-1934

**北海道支所** 〒060-0808 北海道札幌市北区北八条西 2-1-1 札幌第一合同庁舎  
電話 011-709-2324 FAX 011-709-2326

**東北支所** 〒983-0833 宮城県仙台市宮城野区東仙台 4-5-18  
電話 022-256-6423 FAX 022-256-6434

**北関東支所** 〒376-0042 群馬県桐生市堤町 3-7-4  
電話 0277-22-5471 FAX 0277-43-5063

**中部支所** 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館  
電話 052-951-1931 FAX 052-951-3902

**北陸支所** 〒920-0024 石川県金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎  
電話 076-231-0435 FAX 076-231-0449

**中国支所** 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第3号館  
電話 082-211-0411 FAX 082-221-5223

**四国支所** 〒760-0023 香川県高松市寿町 1-3-2 高松第一生命ビルディング5F  
電話 087-851-3961 FAX 087-851-3963

**九州支所** 〒815-0032 福岡県福岡市南区塩原 2-1-28  
電話 092-551-1315 FAX 092-551-1329

**nite** National  
Institute of  
Technology and  
Evaluation

独立行政法人 製品評価技術基盤機構